



新座市イメージキャラクター
ソウキリン

新座市総合福祉部
障がい者福祉課



事業ごとの障がい等級該当の目安

区 分	項 目	本文 ページ	身体障がい者手帳															
			肢体不自由						内部障がい				聴覚障がい					
			(上肢・下肢・体幹)															
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	2	3	4	6		
医療費 助成	* 自立支援医療（育成医療・更生医療）	55～56	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	* 自立支援医療（精神通院医療）	56～58																
	* 精神障がい者通院医療費助成事業	58																
	* 重度心身障がい者（児）医療費支給事業	59～60	○	○	○	▲			○	○	○		○	○				
	後期高齢者医療	60	○	○	○	▲			○	○	○		○	○				
	ひとり親家庭等医療費支給	61	▲	▲					▲				▲					
	指定難病・特定疾患等・小児慢性特定疾病医療	62～67																
年金 手当	障がい基礎年金	70	▲	▲	▲	▲			○	▲	▲		○	○	▲			
	* 新座市重度心身障がい者福祉手当	71	○	○					○	○			○					
	* 特別障がい者手当	72	▲						▲				▲					
	* 障がい児福祉手当	72	○	▲					○				▲					
	* 特別児童扶養手当	72	○	○	○	▲			○	○	○		○	○				
	児童扶養手当	72～73	▲	▲					▲				▲					
	* 心身障がい者扶養共済	73	○	○	○				○	○	○		○	○				
公共 料金の 減免	J R ・ 私鉄運賃の割引	77	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	国内航空運賃の割引	77	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	バス料金の割引	77～78	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	タクシー運賃の割引	78	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	* 有料道路料金の割引	78～80	○	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	▲	▲		
	* NHK受信料の減免	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	青い鳥郵便葉書無償配布	81	○	○					○	○			○					
	NTT番号案内（104）の料金免除	81～82	▲	▲									○	○	○	○		

○印の項目でも年齢や所得により制限がある場合があります。

▲印は、上記の制限に加え、別に部位等の基準やその他の制限がある項目です。

*印のあるものは、障がい者福祉課で手続きができるものです。

この表はあくまで目安ですので、本文の説明を必ずお読みください。

事業ごとの障がい等級該当の目安

身体障がい者手帳										療育手帳				精神障がい者保健福祉手帳			難病	項 目	区 分
視覚障がい						音声言語		平衡機能											
1	2	3	4	5	6	3	4	3	5	㊦	A	B	C	1	2	3			
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲									自立支援医療（育成医療・更生医療）＊	医療費 助成
														▲	▲	▲		自立支援医療（精神通院医療）＊	
														▲	▲	▲		精神障がい者通院医療費助成事業＊	
○	○	○				○	▲	○		○	○	○		○	▲			重度心身障がい者（児）医療費支給事業＊	
○	○	○				○	▲	○		○	○	▲	▲	○	○			後期高齢者医療	
▲	▲									○	▲			○			▲	ひとり親家庭等医療費支給	
																	▲	指定難病・特定疾患等・小児慢性特定疾病医療	
○	○	▲				○	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	障がい基礎年金	年金 手当
○	○									○	○	○		○	○			新座市重度心身障がい者福祉手当＊	
▲										▲	▲			▲			▲	特別障がい者手当＊	
○										○	▲			▲			▲	障がい児福祉手当＊	
○	▲	▲				○	○	○	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	特別児童扶養手当＊	
▲	▲									○	▲			○			▲	児童扶養手当	
○	○	○				○		○		○	○	○	○	○	○			心身障がい者扶養共済＊	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		J R ・ 私鉄運賃の割引	公共 料金の 減免
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		国内航空運賃の割引	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲		バス料金の割引	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					タクシー運賃の割引	
○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○							有料道路料金の割引＊	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		N H K 受信料の減免＊	
○	○									○	○							青い鳥郵便葉書無償配布	
○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		N T T 番号案内（１０４）の料金免除	

事業ごとの障がい等級該当の目安

区 分	項 目	本文 ページ	身体障がい者手帳															
			肢体不自由						内部障がい				聴覚障がい					
			(上肢・下肢・体幹)															
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	2	3	4	6		
税金の 軽減	所得税・市県民税の障がい者控除	75～76	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	相続税の控除	75～76	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	贈与税の免除	75～76	○	○					○	○			○					
	マル優（利子非課税）	75～76	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自動車税・軽自動車税の減免	75～76	○	○	▲	▲	▲	▲	○	○	○		○	○				
介護など	* 介護給付 （ホームヘルプ、ショートステイ等）	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	* 訓練等給付（就労移行支援等）	12～13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	* 生活サポート事業	17～18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	* 移動支援事業	19～21	○															
	* 移送サービス	22	▲															
	* 全身性障がい者介護人派遣事業	22	▲						▲				▲					
	* 日中一時支援事業	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	* 障がい者入浴援護事業	24	○	○					○	○			○					
	* 意思疎通支援事業	44											○	○	○	○		
補装具 など	* 補装具の交付・貸与・修理	25	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○		
	* 日常生活用具の給付	27～36	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
社会参加 の促進	* 福祉タクシー利用券、自動車燃料費 補助金又は鉄道・バス利用料補助金	19	○	○	○				○	○			○					
	心身に障がいのある方の投票	93～94	▲	▲					▲	▲	▲							
住まい	* 居宅改善整備費の助成	41	▲	▲														
	県営住宅	90	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○			
その他	生活福祉資金の貸付け	41～42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	* ひとり暮らしの重度身体障がい者 緊急連絡システム	51	○	○					○	○			○					
	* 避難行動要支援者支援制度	53	○	○					○	○			○					
	駐車禁止除外指定	92～93	○	▲	▲	▲			○	○	○		○	○				
	思いやり駐車場	49～50	○	○	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○				

○印の項目でも年齢や所得により制限がある場合があります。

▲印は、上記の制限に加え、別に部位等の基準やその他の制限がある項目です。

*印のあるものは、障がい者福祉課で手続きができるものです。

この表はあくまで目安ですので、本文の説明を必ずお読みください。

事業ごとの障がい等級該当の目安

身体障がい者手帳										療育手帳				精神障がい者保健福祉手帳			難病	項 目	区 分	
視覚障がい						音声言語		平衡機能												
1	2	3	4	5	6	3	4	3	5	㊦	A	B	C	1	2	3				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		所得税・市県民税の障がい者控除	税金の軽減	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		相続税の控除		
○	○									○	○	○	○	○			贈与税の免除			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	マル優（利子非課税）		
○	○	○	▲				▲		○		○	○			▲			自動車税・軽自動車税の減免		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護給付（ホームヘルプ、ショートステイ等）	*	介護など
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	訓練等給付（就労移行支援等）	*	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生活サポート事業	*	
○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	移動支援事業	*	
																		移送サービス	*	
▲																		全身性障がい者介護人派遣事業	*	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日中一時支援事業	*	
○	○																	障がい者入浴支援事業	*	
							▲	▲							▲	▲	▲	意思疎通支援事業	*	
○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲								▲	補装具の交付・貸与・修理	*	補装具など
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲						▲	日常生活用具の給付	*	
○	○										○	○	○		○	○		福祉タクシー利用券、自動車燃料費補助金又は鉄道・バス利用料補助金	*	社会参加の促進
○																		心身に障がいのある方の投票		
																		居宅改善整備費の助成	*	住まい
○	○	○	○				○	○	○		○	○	○		○	○		県営住宅		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	生活福祉資金の貸付け		その他
○	○																	ひとり暮らしの重度身体障がい者緊急連絡システム	*	
○	○										○	○			○		▲	避難行動要支援者支援制度	*	
○	○	○	▲					○			○	○			○		▲	駐車禁止除外指定		
○	○	○	○						○	○	○	○			○		○	思いやり駐車場		

I 手帳の取得について 1

1	身体障がい者手帳	1
2	療育手帳.....	2
3	精神障がい者保健福祉手帳.....	3
4	関係機関.....	4

II 日常生活のサービス 6

1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）について.....	6
2	障がい福祉サービス	1 2
3	障がい児通所支援	1 3
4	障がい福祉サービス、障がい児通所支援の利用、手続の流れ.....	1 3
5	介護保険制度と障がい者福祉制度によるサービス利用時の調整について...	1 5
6	生活サポート事業	1 7
7	福祉タクシー利用券、自動車燃料費補助金又は鉄道・バス利用料補助金.....	1 9
8	移動支援事業【地域生活支援事業】	1 9
9	移送サービス.....	2 2
10	全身性障がい者介護人派遣事業	2 2
11	日中一時支援事業【地域生活支援事業】	2 3
12	重症心身障がい児（者）短期入所事業.....	2 4
13	障がい者入浴援護事業【地域生活支援事業】	2 4
14	寝具乾燥車派遣事業	2 4
15	補装具の交付・貸与・修理.....	2 5
16	難聴児補聴器購入費助成事業.....	2 6
17	日常生活用具の給付【地域生活支援事業】	2 7
18	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付.....	3 7
19	日常生活用具(補助具)の給付	3 9
20	重度障がい者居宅改善整備費の助成	4 1
21	生活福祉資金の貸付け.....	4 1
22	運転免許安全運転相談.....	4 2
23	日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）あんしんサポートねっと ..	4 3
24	日常生活自立支援事業利用料助成金交付事業.....	4 3
25	成年後見制度	4 3
26	成年後見制度利用支援事業.....	4 4
27	聴覚等障がい者コミュニケーション推進事業.....	4 4
28	意思疎通支援事業【地域生活支援事業】	4 4
29	手話通訳者・要約筆記者の配置	4 5
30	精神保健の相談や普及啓発事業	4 5
31	高次脳機能障がい	4 5
32	発達障がい.....	4 6
33	電話リレーサービス	4 7

34	ヨメテル	48
35	盲ろう者への支援	48
36	ふれあい収集	48
37	粗大ごみ運び出し収集	49
38	埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	49

Ⅲ 災害時・緊急時のサービス 51

1	ひとり暮らしの重度身体障がい者緊急連絡システム	51
2	メール110番・ファックス110番	51
3	NET119緊急通報システム・ファックス119	52
4	NET118	52
5	災害時情報ネットワーク	53
6	避難行動要支援者支援制度	53
7	障がい者災害支援用ベストの配備	54

Ⅳ 医療 55

1	自立支援医療	55
2	精神障がい者通院医療費助成事業	58
3	重度心身障がい者（児）医療費支給事業	59
4	後期高齢者医療	60
5	ひとり親家庭等医療費支給	61
6	指定難病医療・特定疾患等医療・小児慢性特定疾病医療	62
7	心身障がい者（児）歯科診療	68
8	朝霞地区障がい者等歯科保健医療システム	68
9	訪問看護	69

Ⅴ 年金・手当 70

1	国民年金法による障がい基礎年金	70
2	厚生年金保険法による障がい厚生年金	70
3	特別障がい給付金	71
4	新座市重度心身障がい者福祉手当	71
5	特別障がい者手当	72
6	障がい児福祉手当	72
7	特別児童扶養手当	72
8	児童扶養手当	72
9	心身障がい者扶養共済	73
10	健康保険法による傷病手当金	73
11	労働者災害補償保険（労災保険）の給付	74

Ⅵ 税・その他の減免割引等 75

1	税の減免	75
2	JR・私鉄運賃の割引	77

3	国内航空運賃の割引	77
4	バス料金の割引	77
5	コミュニティバス（にいいバス）の無料乗車について	78
6	タクシー運賃の割引	78
7	有料道路料金の割引	78
8	NHK受信料の減免	80
9	青い鳥郵便葉書の無償配布	81
10	公共施設の使用料減免	81
11	ふれあい番号案内サービス	81
12	携帯電話の料金割引	82
13	障がい者手帳アプリ（ミライロID）	82

VII 児童（すこやかな成長のために） 83

1	乳幼児期の健康診査	83
2	乳幼児期の支援	83
3	学齢期の支援	84
4	子どもの発達・成長が心配なときの相談窓口	85

VIII 就労 87

1	職業相談・職場適応訓練	87
2	職業適性相談	87
3	新座市障がい者就労支援センター	88
4	障害者就業・生活支援センター	88
5	発達障害者就労支援センター	88

IX その他の援護 90

1	県営住宅	90
2	埼玉県障害者権利擁護センター	91
3	埼玉県運営適正化委員会	91
4	駐車禁止除外指定	92
5	高齢運転者等専用駐車区間制度	93
6	心身に障がいのある方の投票	93
7	埼玉県福祉保養施設	94
8	点字図書館	94
9	福祉の里	95
10	地域活動支援センター【地域生活支援事業】	95
11	埼玉県障害者交流センター	96
12	障がい者に関するマーク	97

X 地域福祉 101

1	基幹相談支援センター	101
2	社会福祉協議会	101

3	身体障がい者相談員.....	102
4	知的障がい者相談員.....	102
5	聴覚障がい者相談員.....	103
6	民生委員・児童委員.....	103
7	障がい者団体.....	103

参考資料	104
------------	-----

1	介護給付・訓練等給付・通所給付・補装具・地域生活支援事業の月額自己負担上限額	104
2	高額障がい福祉サービス等給付費等について.....	105
3	関係公共機関等一覧.....	106
4	社会福祉法人一覧	107
5	新座市公共機関 電話番号・ファックス番号一覧	107
6	各事業所一覧.....	108
7	基幹相談支援センター一覧.....	113
8	指定特定相談支援事業者・指定障がい児相談支援事業者一覧.....	114
9	身体障がい者障がい程度等級表.....	115
10	各種手続機関地図.....	120

I 手帳の取得について

1 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳は、身体障害者福祉法に掲げる障がいに該当すると認定された方に対して、交付される手帳です。障がいの種類や等級に応じて、各種のサービスを受けることができます。

【対象者】

手帳の対象となる障がいは、視覚・聴覚・平衡機能・音声言語そしゃく機能・肢体不自由（上肢・下肢・体幹）・心臓機能・じん臓機能・肝臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいとなります。

手帳を申請するためには、身体障害者福祉法により指定を受けた医師（指定医）の診断が必要となります。

手帳の申請が可能かや、申請する障がいの種類が何かについては、指定医にご相談ください。

【手帳の障がい等級】

障がいの程度により1級（重度）から6級（軽度）までに認定され、等級により支援の内容が異なります。

どの等級に該当する可能性があるのかについては、指定医にご確認ください。

【交付申請】

市役所での申請後に、申請に基づいて埼玉県が審査判定を行います。

手帳の交付には、申請から2か月程度掛かります。

<申請に必要な書類>

申請に必要な書類は、障がい者福祉課でお渡ししています。希望者には郵送します。

- 1 申請書
- 2 指定医が作成した身体障がい者診断書・意見書
※ 障がいの種類によって様式が異なります。
- 3 現在の状況等を記載する書類
- 4 写真（縦4cm×横3cmの大きさのもの）
※ 帽子やマスクを外した状態で、主に上半身を写したもの。原則1年以内に撮影したもの
- 5 マイナンバーカード

【再交付について】

次のときには、再交付の申請が必要となります。

- 1 手帳を紛失したとき
- 2 手帳を破損したとき
- 3 障がいの状態に変化があったため、再申請したいとき
- 4 手帳に再認定時期の記載があったため、再認定の申請をしたいとき

<申請に必要な書類>

申請に必要な書類は、障がい者福祉課でお渡ししています。希望者には郵送します。

- 1 申請書
- 2 指定医が作成した身体障がい者診断書・意見書（上記の3と4のときのみ）
※ 障がいの種類によって様式が異なります。
- 3 写真（縦4cm×横3cmの大きさのもの）
※ 帽子やマスクを外した状態で、主に上半身を写したもの。原則1年以内に撮影したもの
- 4 マイナンバーカード

【氏名と住所の変更について】

市民課での手帳を終えた後に、手帳をお持ちの上、障がい者福祉課窓口にお越しください。必要な手帳を確認し、ご案内します。

【手帳の返還について】

次のときには、手帳の返還が必要となります。手帳をお持ちの上、障がい者福祉課窓口にお越しください。

- 1 障がいを有しなくなったとき
- 2 亡くなられたとき

☎問合せ 障がい者福祉課

2 療育手帳

療育手帳は、知的障がい者（児）と判定された方に交付される手帳です。障がいの等級に応じて、各種のサービスを受けることができます。

【対象者】

埼玉県朝霞児童相談所又は埼玉県立総合リハビリテーションセンターで、知的障がいと判定された方

【手帳の障がい等級】

障がいの程度により、重度のものから㊤、A、B、Cに認定され、等級により支援の内容が異なります。

【交付申請】

市役所での申請後に、判定機関にて、判定を受けていただく必要があります。

<申請に必要な書類>

申請に必要な書類は、障がい者福祉課でお渡ししています。希望者には郵送します。

- 1 申請書
- 2 本人の生育歴等を記載する書類
 - ※ 提出時に、母子手帳や通知表等、その他参考になるものをお持ちください。
 - ※ ご本人の状況等についてお話を伺います。
- 3 写真（縦4 cm×横3 cmの大きさのもの）
 - ※ 帽子やマスクを外した状態で、主に上半身を写したもの。原則1年以内に撮影したもの
- 4 マイナンバーカード

<判定機関>

- 1 8歳未満の方は、埼玉県朝霞児童相談所になります。
- 18歳以上の方は、埼玉県立総合リハビリテーションセンターになります。

【再交付について】

次のときには、再交付の申請が必要となります。

- 1 手帳を紛失したとき
- 2 手帳を破損したとき
- 3 手帳に再判定時期の記載があったため、再判定の申請をしたいとき
 - ※ 3の場合は、新規交付申請と同様の手続により手帳が再交付されます。

<申請に必要な書類>

申請に必要な書類は、障がい者福祉課でお渡ししています。希望者には郵送します。

- 1 申請書
- 2 本人の生育歴等を記載する書類（上記の3のときのみ）

※ ご本人の状況等についてお話を伺います。

3 写真（縦4 cm×横3 cmの大きさのもの）

※ 帽子やマスクを外した状態で、主に上半身を写したものの。原則1年以内に撮影したもの

4 マイナンバーカード

【氏名や住所の変更について】

市民課での手続を終えた後に、手帳をお持ちの上、障がい者福祉課窓口にお越しください。必要な手続を確認し、ご案内します。

【手帳の返還について】

次のときには、手帳の返還が必要となります。手帳をお持ちの上、障がい者福祉課窓口にお越しください。

- 1 県外に転出される時
- 2 障がいを有しなくなったとき
- 3 亡くなられたとき

☎問合せ 障がい者福祉課

3 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定して、交付される手帳です。

【対象者】

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象とするもので、統合失調症、気分（感情）障がい、非定型精神病、てんかん、精神作用物質による精神障がい（中毒性精神病）、器質性精神障がい（高次脳機能障がい、認知症を含む。）、発達障がい、その他の精神疾患が対象となります。

【手帳の障がい等級】

障がいの程度に応じて重度のものから1級、2級、3級に認定され、等級により支援の内容が異なります。

【交付申請】

市役所での申請後に、申請に基づいて埼玉県が審査判定を行います。手帳の交付には申請から2～3か月程度掛かります。年金証書で手続する場合は3か月程度掛かります。

また、診断書で申請を行う場合は、記載内容によって自立支援医療（通院時に、医療機関の窓口で自己負担額を10％に軽減するものです。）の申請も同時に行うことができます。

なお、有効期間は2年間になります。更新の場合には、有効期限の末日の3か月前から手続が可能になります。

<申請に必要な書類>

申請に必要な書類は、障がい者福祉課でお渡ししています。希望者には郵送します。

- 1 精神障がい者保健福祉手帳申請書
- 2 次の(1)か(2)のどちらか

(1) 診断書（精神障がい者保健福祉手帳用）

申請日から3か月以内に作成されたもの。手帳の交付を求める精神疾患について、初めて診療を受けた日から6か月を経過した日以後に作成されたもの

(2) 年金証書（精神障がいを理由として障がい年金を受けているものに限る。）及び最も新しい年金振込通知書（年金支払通知書でも可）

- 3 同意書（年金証書で申請する場合のみ）

4 マイナンバーカード

手帳交付までに、申請時から1年以内に撮影した写真（縦4cm×横3cm）を1枚用意してください。写真添付なしの手帳を希望される方は、申請時にお申出ください。

[再交付について]

手帳が汚損、紛失したとき、写真なしの手帳から写真ありの手帳に変えるときは、手帳を再交付することができます。

手帳（汚損の場合のみ）、申請時から1年以内に撮影した写真（縦4cm×横3cm）1枚をお持ちの上、障がい者福祉課窓口にお越しください。

写真添付なしの手帳を希望される方は、申請時にお申出ください。

[氏名と住所の変更について]

市民課での手続を終えた後に、手帳をお持ちの上、障がい者福祉課窓口にお越しください。

[手帳の返還について]

対象の方がお亡くなりになった場合は、手帳の返還が必要となります。手帳をお持ちの上、障がい者福祉課窓口にお越しください。

☎問合せ 障がい者福祉課

4 関係機関

■埼玉県総合リハビリテーションセンター

障がい者に対するリハビリテーション活動において、埼玉県の中核施設として相談・判定から医療・職業訓練・社会復帰までの総合的なリハビリテーションを実施しています。また、リハビリテーションの技術向上を図るための研究・研修事業を実施し、障がい者の福祉向上を目指しています。

なお、センターを利用するときは、あらかじめ障がい者福祉課にご相談ください。

[所在地]

〒362-8567

上尾市西貝塚148-1

電話 048-781-2222

FAX 048-781-1552

[最寄りの交通機関]

○JR指扇駅北口からバス 約10分

○JR大宮駅西口からバス 約30分

○JR上尾駅西口からバス 約25分



■埼玉県朝霞児童相談所

0歳から18歳未満までの児童についての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供します。相談と指導には児童福祉司、児童心理司、医師などの専門の職員があたります。

[所在地]

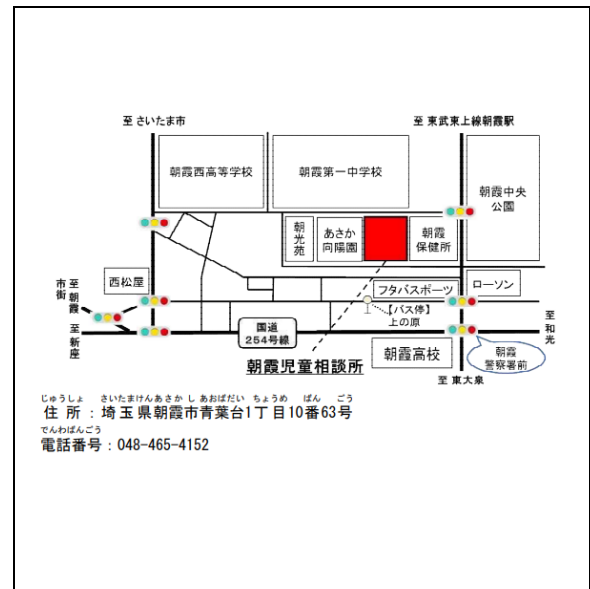
朝霞市青葉台1-10-63

電話 048-465-4152

FAX 048-458-3668

[最寄りの交通機関]

- 東武東上線朝霞駅南口下車 徒歩１５分
○西武池袋線大泉学園駅から
西武バス 約２０分



■埼玉県立精神保健福祉センター

県における地域精神保健福祉の推進を図るため、精神障がい者に関する相談業務・社会福祉施設の運営・啓発事業の実施・精神科救急情報センターの運営等を行っています。

[所在地]

7362-0806

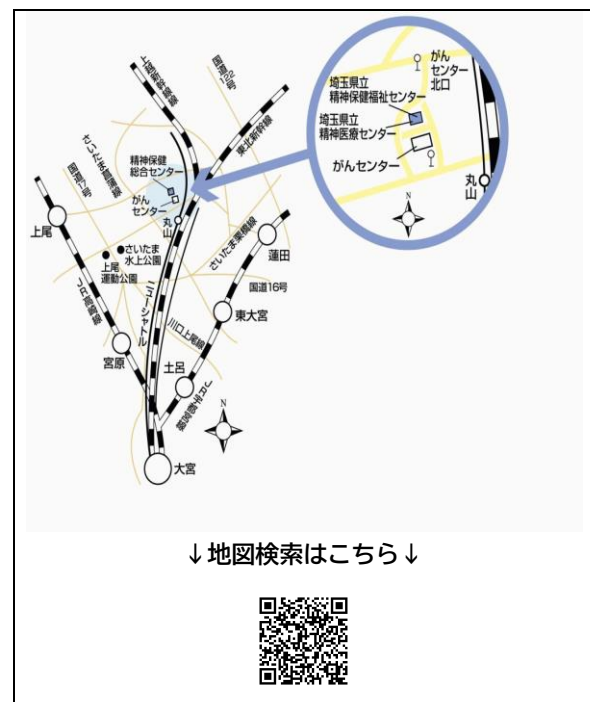
北足立郡伊奈町小室818-2

電話 048-723-3333

FAX 048-723-1561

[最寄りの交通機関]

- 埼玉新都市交通（ニューシャトル）
丸山駅下車 徒歩8分
- ＪＲ上尾駅東口から
朝日バス・けんちゃんバス 約15分
- ＪＲ蓮田駅西口から
けんちゃんバス 約15分



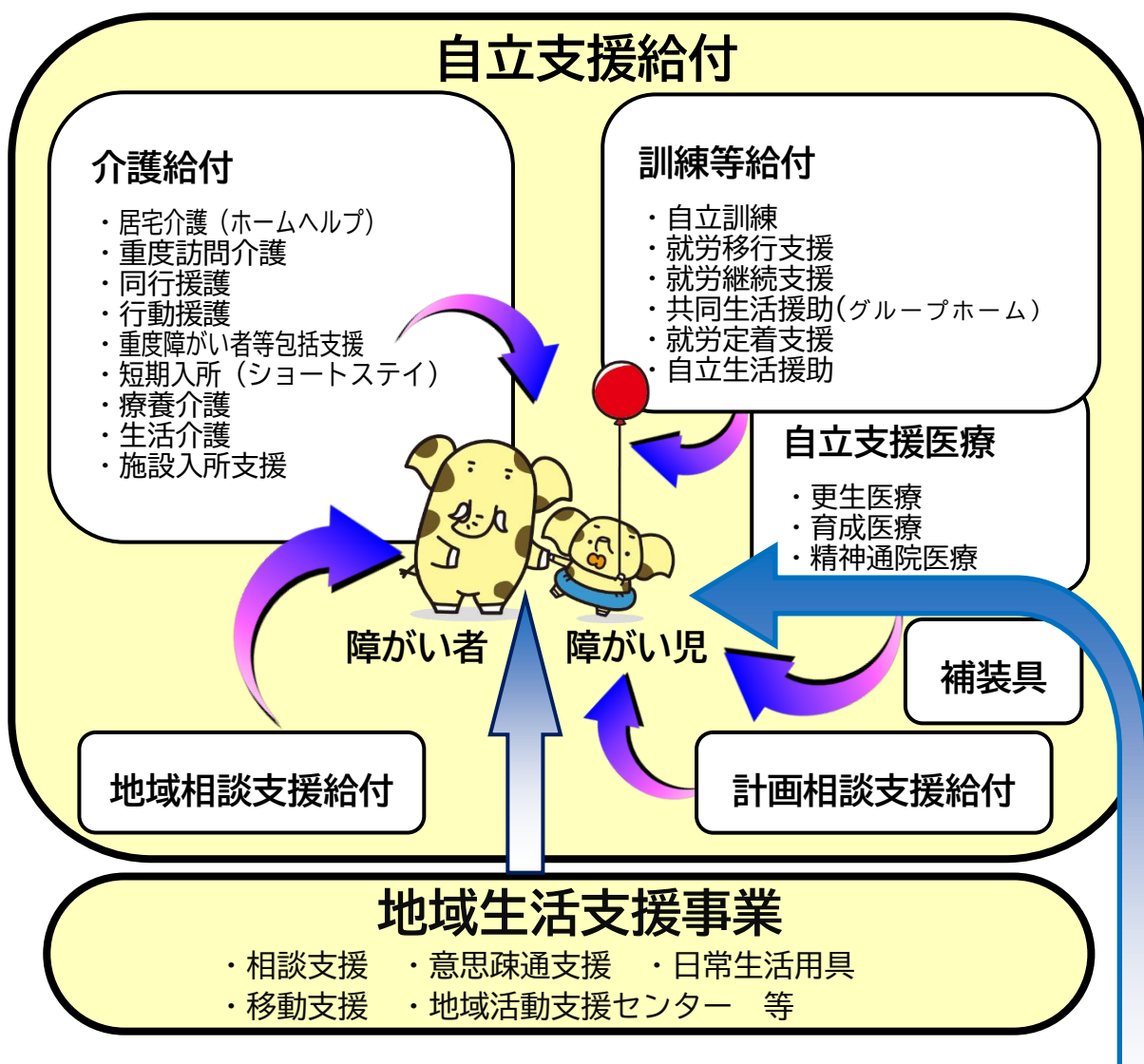
Ⅱ 日常生活のサービス

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）について

「障害者総合支援法」は、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律です。

障がい者には高次脳機能障がいの方、発達障がいの方、難病患者等（7～11ページ参照）も含まれます。

障害者総合支援法によるサポート



児童福祉法によるサポート

○障がい児通所給付（相談先：障がい者福祉課）

- ・児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

○障がい児入所支援（相談先：児童相談所（5ページ参照））

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	潰瘍性大腸炎
2	アイザックス症候群	52	下垂体前葉機能低下症
3	I g A腎症	53	家族性地中海熱
4	I g G 4関連疾患	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
5	亜急性硬化性全脳炎	55	家族性良性慢性天疱瘡
6	アジソン病	56	カナバン病
7	アッシャー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	歌舞伎症候群
9	アペール症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症
10	アミロイドーシス	60	カルニチン回路異常症
11	アラジール症候群	61	加齢黄斑変性 ○
12	アルポート症候群	62	肝型糖原病
13	アレキサンダー病	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
14	アンジェルマン症候群	64	環状20番染色体症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	関節リウマチ
16	イソ吉草酸血症	66	完全大血管転位症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	眼皮膚白皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	偽性副甲状腺機能低下症
19	1 p 36欠失症候群	69	ギャロウェイ・モフト症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性壊死性脳症 ○
21	遺伝性ジストニア	71	急性網膜壊死 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	球脊髄性筋萎縮症
23	遺伝性肺炎	73	急速進行性糸球体腎炎
24	遺伝性鉄芽球形貧血	74	強直性脊椎炎
25	ウィーバー症候群	75	巨細胞性動脈炎
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
27	ウィルソン病	77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
28	ウエスト症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
29	ウェルナー症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
30	ウォルフラム症候群	80	筋萎縮性側索硬化症
31	ウルリッヒ病	81	筋型糖原病
32	HTRA1関連脳小血管病	82	筋ジストロフィー
33	HTLV-1関連脊髄症	83	クッシング病
34	A T R - X 症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群
35	A D H分泌異常症	85	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	クルーゾン症候群
37	エプスタイン症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症1型
39	エマヌエル症候群	89	グルタル酸血症2型
40	MECP2重複症候群	90	クロウ・深瀬症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※	91	クローン病
42	遠位型ミオパチー	92	クロンカイト・カナダ症候群
43	円錐角膜 ○	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
44	黄色靱帯骨化症	94	結節性硬化症
45	黄斑ジストロフィー	95	結節性多発動脈炎
46	大田原症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
47	オクシビタル・ホーン症候群	97	限局性皮膚異形成
48	オスラー病	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
49	カーニー複合	99	原発性局所多汗症 ○
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	100	原発性硬化性胆管炎

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性高脂血症	151	紫斑病性腎炎
102	原発性側索硬化症	152	脂肪萎縮症
103	原発性胆汁性胆管炎	153	若年性特発性関節炎
104	原発性免疫不全症候群	154	若年性肺気腫
105	顕微鏡的大腸炎 ○	155	シャルコー・マリー・トゥース病
106	顕微鏡的多発血管炎	156	重症筋無力症
107	高IgD症候群	157	修正大血管転位症
108	好酸球性消化管疾患	158	出血性線溶異常症 ※
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	159	ジュベール症候群関連疾患
110	好酸球性副鼻腔炎	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
111	抗糸球体基底膜腎炎	161	神経細胞移動異常症
112	後縦靱帯骨化症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	甲状腺ホルモン不応症	163	神経線維腫症
114	拘束型心筋症	164	神経有棘赤血球症
115	高チロシン血症1型	165	進行性核上性麻痺
116	高チロシン血症2型	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
117	高チロシン血症3型	167	進行性骨化性線維異形成症
118	後天性赤芽球病	168	進行性多巣性白質脳症
119	広範脊柱管狭窄症	169	進行性白質脳症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	170	進行性ミオクローヌスてんかん
121	抗リン脂質抗体症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	コケイン症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
124	コステロ症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
125	骨形成不全症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126	骨髄異形成症候群 ○	176	スミス・マギニス症候群
127	骨髄線維症 ○	177	スモン ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	178	脆弱X症候群
129	5p欠失症候群	179	脆弱X症候群関連疾患
130	コフィン・シリス症候群	180	成人発症スチル病
131	コフィン・ローリー症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
132	混合性結合組織病	182	脊髄空洞症
133	鰓耳腎症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	再生不良性貧血	184	脊髄髄膜瘤
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○	185	脊髄性筋萎縮症
136	再発性多発軟骨炎	186	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症
137	左心低形成症候群	187	前眼部形成異常
138	サルコイドーシス	188	全身性エリテマトーデス
139	三尖弁閉鎖症	189	全身性強皮症
140	三頭酵素欠損症	190	先天異常症候群
141	CFC症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
142	シェーグレン症候群	192	先天性核上性球麻痺
143	色素性乾皮症	193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
144	自己貪食空胞性ミオパチー	194	先天性魚鱗癬
145	自己免疫性肝炎	195	先天性筋無力症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症
148	四肢形成不全 ○	198	先天性腎性尿崩症
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群 ○	253	突発性難聴 ○
204	先天性副腎低形成症	254	ドラベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中條・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸収不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2欠失症候群
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
211	早期ミオクロニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイルパデラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
215	ソース症候群	265	ネフロン病
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266	脳クレアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳腱黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症
219	大理石骨病	269	脳表ヘモジデリン沈着症
220	ダウン症候群 ○	270	膿疱性乾癬
221	高安動脈炎	271	嚢胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	バージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
227	多発性嚢胞腎	277	肺胞低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
232	短腸症候群 ○	282	P C D H19関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	P U R A 関連神経発達異常症 ※
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシン血症
235	チャージ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜症
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
238	腸管神経節細胞僅少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV 4 異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH分泌亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
241	TNF受容体関連周期性症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
242	低ホスファターゼ症	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
243	天疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	特発性拡張型心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎／多発性筋炎
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	297	肥満低換気症候群 ○
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
250	特発性多中心性キャッスルマン病	300	VATER症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	ファイファー症候群	351	もやもや病
302	ファロー四徴症	352	モワット・ウイルソン症候群
303	ファンconi貧血	353	薬剤性過敏症候群 ○
304	封入体筋炎	354	ヤング・シンプソン症候群
305	フェニルケトン尿症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
306	フォンタン術後症候群 ○	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	357	4p欠失症候群
308	副甲状腺機能低下症	358	ライソゾーム病
309	副腎白質ジストロフィー	359	ラスマッセン脳炎
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
311	ブラウ症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
313	プリオン病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
314	プロピオン酸血症	364	両大血管右室起始症
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	365	リンパ管腫症/ゴーム病
316	閉塞性細気管支炎	366	リンパ脈管筋腫症
317	β-クトチオラーゼ欠損症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
318	パーチェット病	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
319	ペスレムミオパチー	369	レーベル遺伝性視神経症
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
321	ヘモクロマトーシス ○	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
322	ペリー病	372	レット症候群
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	373	レノックス・ガストー症候群
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	374	ロウ症候群 ※
325	片側巨脳症	375	ロスムンド・トムソン症候群
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
329	ホモシスチン尿症		
330	ポルフィリン症		
331	マリネスコ・シェーグレン症候群		
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
335	慢性再発性多発性骨髄炎		
336	慢性膵炎 ○		
337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
338	ミオクロニー欠伸てんかん		
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
340	ミトコンドリア病		
341	無虹彩症		
342	無脾症候群		
343	無βリボタンパク血症		
344	メーブルシロップ尿症		
345	メチルグルタコン酸尿症		
346	メチルマロン酸血症		
347	メビウス症候群		
348	免疫性血小板減少症 △		
349	メンケス病		
350	網膜色素変性症		

（※）一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等を参照ください。

経過的に対象となっている疾病

○ 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障がい福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障がい福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障がい児の場合は、障がい児通所支援と障がい児入所支援も含む。)

① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレー症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

7ページ～11ページ出典：厚生労働省ホームページ「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hani/index.html)



2 障がい福祉サービス

サービス提供事業所の情報は、埼玉県（障害者支援課）のホームページ参照

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/index.html>



サービスを受けるためには、障がい者手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）又は指定難病医療受給者証等が必要です。

1 介護給付

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅等で入浴や食事介助などを援助する「身体介護」、掃除、洗濯、買物などを援助する「家事援助」、通院時の介助を行う「通院等介助」、「通院等乗降介助」があります。

(2) 重度訪問介護

常に介護が必要な重度の障がい者等に自宅で、入浴、排せつ、食事の介助や外出時の移動支援等を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障がい者で移動が困難な人の外出時に、必要な情報提供や介護を行います。

(4) 行動援護

自己判断が困難な人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

(5) 生活介護

常に介護が必要な人が、日中、入浴、排せつ、食事の介助を受けながら、創作活動又は生産活動を行える事業所に通います。

(6) 療養介護

常に介護が必要で医療も必要な人が、医療機関に入所し、機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の介助を受けます。

(7) 施設入所支援

常に介護が必要な人の入浴、排せつ、食事の介助等を、施設に入所することで支援します。

(8) 短期入所（ショートステイ）

主な介護者が病気の場合などに、施設に泊まりで入浴、排せつ、食事の介助を受けます。

(9) 重度障がい者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

2 訓練等給付

(1) 自立生活援助

施設に入所していた人等が、一人暮らしに必要な生活力等を補うため、一定期間、定期的な訪問と必要時の相談支援を行います。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力の向上のために必要な訓練を行います。

(5) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助等を支援するとともに、希望に応じて居宅での日常生活への移行及び定着を援助します。

(6) 就労定着支援

就労移行支援等を利用して企業等に雇用された人に、一定期間、就労継続のために必要な連絡調整や就労に伴う生活面の課題に対する支援を行います。

3 地域相談支援給付**(1) 地域移行支援**

施設に入所している人又は精神科病院に入院している人に、住居の確保やその他の地域に移行するために必要な支援を行います。

(2) 地域定着支援

施設又は精神科病院からの退所、退院後又は一人暮らしを始めて間もない人等に常時の連絡体制を確保し、地域生活を継続するための支援を行います。

3 障がい児通所支援

サービス提供事業所の情報は、埼玉県（障害者支援課）のホームページ参照

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/index.html>



サービスを受けるためには、障がい者手帳、特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類、障害者総合支援法の対象となる指定難病を証明する書類（医師意見書等）、療育の必要性を求める医師意見書等が必要です。

(1) 児童発達支援

就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後又は夏休み等の長期休暇中に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進する支援を行います。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいで通所等が困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(4) 保育所等訪問支援

保育所や学校など障がい児が通う施設や障がい児が入所する施設を訪問し、障がい児の集団生活への適応のために必要な支援を行います。

4 障がい福祉サービス、障がい児通所支援の利用、手続の流れ**(1) 相談・申請**

サービスの利用を希望する障がい者（保護者）は、障がい者福祉課に相談し、支給申請を行います。

申請後、聞き取り調査を行います。調査は居宅や入所施設等に職員が訪問して実施する場合があります。

(2) 障がい支援区分の認定（介護給付及び共同生活援助のみ）

聞き取り調査の結果と医師意見書（市から病院に依頼）を基に、コンピューターでの一次判定と、有識者で構成する障がい支援区分認定審査会での二次判定により、サービス量の上限を決める障がい支援区分を認定します。

(3) サービス等利用計画の依頼

サービスを利用するためには必ずサービス等利用計画の作成が必要です。市が指定する「指定特定相談支援事業者」・「指定障がい児相談支援事業者」（114ページ参照）にサービスを含む総合的な支援計画を立ててもらいます。

(4) 支給の要否決定（認定）

市は、サービス等利用計画（案）の内容を審査した上で、サービスの支給量、支給期間、利用者負担額などを決定し、障がい福祉サービス受給者証を交付します。この受給者証は、事業者と契約する際や、それぞれのサービスを利用する際に提示が必要です。

(5) サービスの契約・利用

受給者証の交付を受けた後は、県や市の指定を受けた事業者と契約を結び、契約内容に基づいてサービスの提供を受けます。

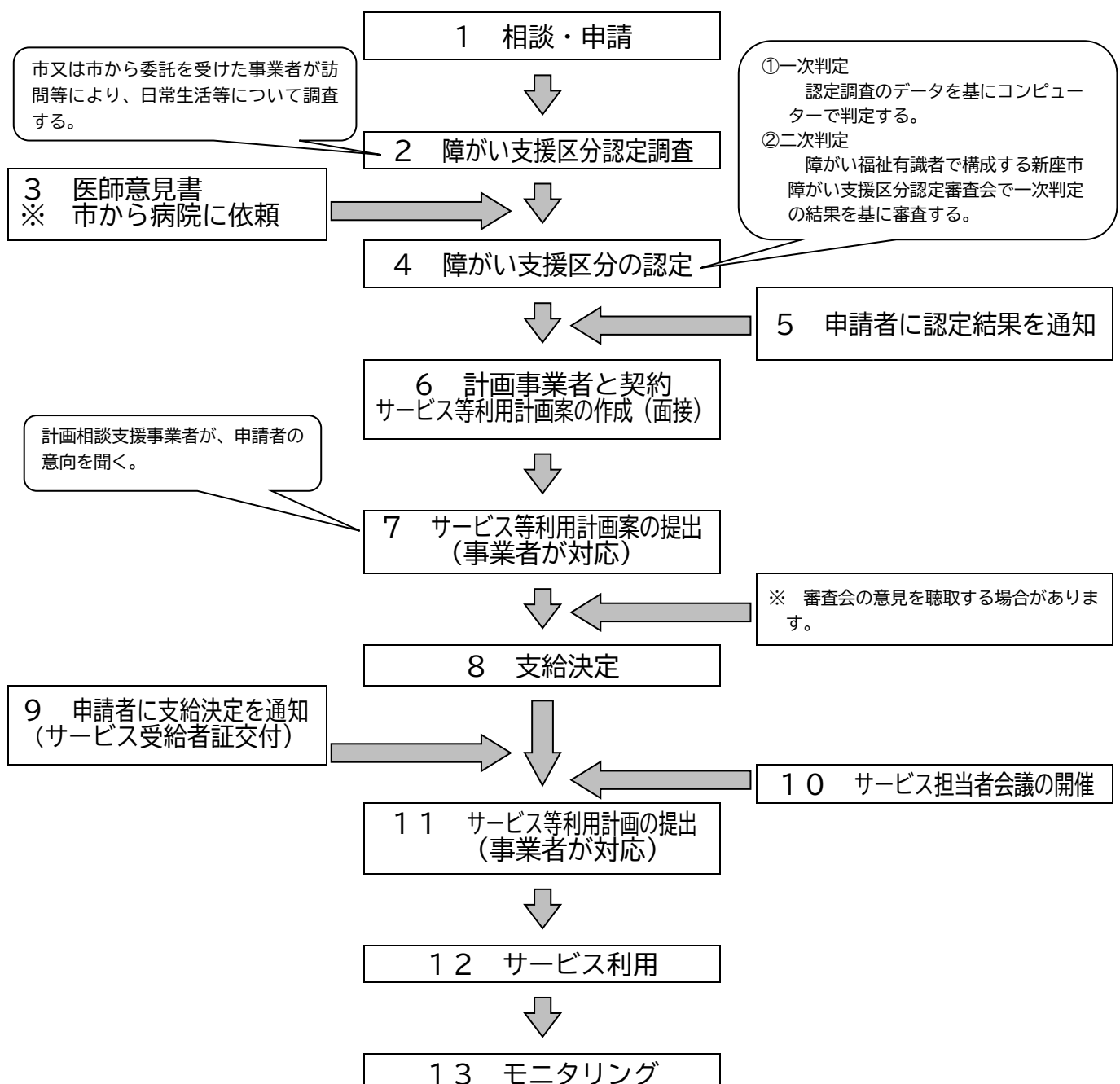
サービスの支給量が足りないときは、「指定特定相談支援事業者」・「指定障がい児相談支援事業者」へご相談ください。

相談なく支給量を超えてサービスを利用した場合には、利用料の全額を実費でお支払いただくこととなりますので、ご注意ください。

(6) 利用者負担（費用の1割）の支払

障がい福祉サービスを利用したときは、利用者負担額を事業者に支払います。利用者負担額は、利用料の1割ですが、所得に応じて上限額が設定されています（104ページを参照）。

■申請からサービス利用までの流れ■



- ◎ 訓練等給付の場合は、3～5は行わず、調査内容やサービス利用の意向を基に支給決定を行います。
- ◎ 障がい児の場合は、障がい支援区分の認定は行わず、日頃の生活について簡単な調査を行います。

5 介護保険制度と障がい者福祉制度によるサービス利用時の調整について

介護保険制度により、障がい者福祉制度と共通するサービスの利用を受けることができるときは、介護保険制度が優先します。

しかし、介護保険制度によるサービスを優先して利用した結果、訪問介護（ホームヘルプサービス）等で利用量やサービス内容などが不足する場合は、介護支援専門員にご相談ください。

■介護保険制度について

介護保険は、加入者が保険料を負担し合い、介護が必要なときに認定（要介護認定）を受けて、介護サービスを利用する保険制度です。

サービスを利用したときは、費用の1割、2割又は3割を負担します。

●介護保険の加入者（被保険者）

40歳以上の方が介護保険の加入者となりますが、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの方（第2号被保険者）では、保険料やサービス利用の条件が異なります。

●介護保険制度によるサービス利用の条件

第1号被保険者（65歳以上の方）

原因を問わず、日常生活に介護や支援が必要になった場合に認定を受ければ、サービスが利用できます。

第2号被保険者（40歳から64歳までの方）

介護保険の対象となる病気（特定疾病）が原因で、介護や支援が必要になった場合に認定を受ければ、サービスが利用できます。

特定疾病（16種類）

①がん（※）、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靱帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗しょう症、⑥初老期における認知症、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※ 医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。

■介護保険制度で受けられるサービスの種類・居宅サービス

○介護サービス（居宅サービス）

- ・ 居宅介護支援
- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 訪問看護
- ・ 通所介護（デイサービス）
- ・ 通所リハビリテーション（デイケア）
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

○福祉用具貸与 ※

- ・ 手すり、スロープ（工事をとみなわないもの）
- ・ 歩行器、歩行補助つえ
- ・ 車椅子、車椅子付属品
- ・ 特殊寝台、特殊寝台付属品
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 自動排せつ処理装置

※ 介護度によって貸与対象にならないものがあります。

○地域密着型サービス

- ・ 小規模多機能型居宅介護
 - ・ 認知症対応型通所介護
 - ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
 - ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・ 地域密着型通所介護
 - ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- 以下、新座市に事業所がないもの
- ＊地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ＊夜間対応型訪問介護

○特定福祉用具購入

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排せつ処理装置の交換部品
- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分
- ・ 排せつ予測支援機器

以下の4種類は、貸与と購入を選択できます。

- ・ 固定用スロープ
- ・ 歩行器（歩行車を除く）
- ・ 単点つえ（松葉づえを除く）
- ・ 多点つえ

○施設サービス

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

○居宅介護住宅改修

- ・ 手すりの取り付け
- ・ 段差や傾斜の解消
- ・ 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ・ 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- ・ 和式から洋式への便器の取り替えなど

☎問合せ 介護保険課

6 生活サポート事業

市内に住所を有する障がい児（者）やその家族の方々の地域での暮らしを支援するため、市の登録を受けたサービス団体が、外出、送迎など（「障害者総合支援法」で利用できないサービスを含む。）について、1年度につき150時間を限度として提供します。

【対象者】

- ① 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者
- ② 発達に障がいがあると診断されている方、難病患者

※ ②の方は、障がい名や病名が分かる診断書等の添付が必要です。

【費用】

18歳未満の方は、所得に応じて自己負担があります。

18歳以上の方は、一律1時間当たり500円の自己負担があります。

※ 通常の料金に加えて、別途料金がかかることがあります。また、入会金や年会費が必要となる場合があります。詳しくは事業所にお問合せください。

【18歳未満の障がい児の自己負担の額】

世帯階層区分			1時間当たりの額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円
B	生計中心者が前年所得税非課税の世帯		0円
C	Ａ階層以外の所得税課税世帯	10,000円以下	250円
D	帯で、生計中心者の前年の所得税の額が次の区分に該当するもの	10,001円以上 30,000円以下	400円
E		30,001円以上 80,000円以下	500円
F		80,001円以上 140,000円以下	
G		140,001円以上	

☎問合せ 障がい者福祉課

■生活サポート事業登録団体（新座市）■

令和7年4月1日現在

No.	名 称	住 所	一時 預かり	派遣 介護	送迎	外出 援助	その他のサービス内容
1	特定非営利活動法人 ふくしネットにいざ	新座市大和田4-13-17 Tel 048-212-0345 Fax 048-479-3799		●	●	●	
2	社会福祉法人埼玉のぞみの園 生活支援サービスのぞみ	深谷市人見2000 Tel 048-501-2950 Fax 048-501-2956	●	●	●	●	
3	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	和光市下新倉2-1-27 Tel 048-463-8948 Fax 048-485-9715	●		●	●	
4	特定非営利活動法人 ののか介護サービス	和光市白子3-16-1 Tel 048-201-0738 Fax 048-462-7483			●	●	
5	愛の郷	朝霞市浜崎2-1-1-102 Tel 048-486-0080 Fax 048-486-0088		●	●	●	
6	特定非営利活動法人 太陽	新座市大和田5-17-25 Tel 048-482-1076 Fax 048-482-1146	●	●	●	●	
7	特定非営利活動法人 にんじん畑	新座市道場1-7-15 Tel 048-483-2281 Fax 048-483-2281		●	●	●	
8	特定非営利活動法人 すまいる	新座市新座1-11-6 Tel 048-458-0217 Fax 048-458-0218	●	●	●	●	
9	社会福祉法人埼玉福祉会 ケアプラザ 彩ふく	新座市堀ノ内3-7-31 Tel 048-481-2286 Fax 048-481-2459		●	●	●	
10	特定非営利活動法人 さわやか学舎	新座市野火止2-7-17 Tel 048-424-7384 Fax 048-424-7395			●	●	
11	特定非営利活動法人 暮らしネット・えん	新座市石神2-1-4 Tel 048-480-4150 Fax 048-201-1311		●	●	●	
12	特定非営利活動法人 ユウケア	朝霞市根岸台7-7-1-101 Tel 048-464-0171 Fax 048-485-1222	●	●	●	●	
13	社会福祉法人新座市障害者を守る会 生活サポートハウスいっぽ	新座市畑中1-5-37 Tel 048-478-7115 Fax 048-478-7115	●	●	●	●	
14	特定非営利活動法人 あおい糸	富士見市羽沢2-5-48 ケアメゾンUD100号室 Tel 049-293-1910 Fax 049-293-1911		●	●	●	
15	社会福祉法人めぐみ会 地域生活サポートセンターらいと	三芳町北永井381-3 Tel 049-257-6866		●	●	●	
16	社会福祉法人 ウーノ	西東京市住吉町3-12-19 Tel 042-424-7775 Fax 042-439-4487	●	●	●	●	
17	特定非営利活動法人はなみずき 地域生活応援センターひまわり	新座市北野3-20-33 Tel 070-8993-1417 Fax 048-278-4951		●	●	●	
18	特定非営利活動法人なかよしねっと なかよしぶらす	朝霞市朝志ヶ丘1-2-6-102 Tel 048-476-6386 Fax 048-476-6386	●		●	●	

※ 受け入れ状況等詳しくは、事業所にお問合せください。

車を利用した送迎サービスについては、事業所ごとに対象者が異なります。

7 福祉タクシー利用券、自動車燃料費補助金又は鉄道・バス利用料補助金

外出を支援するため、福祉タクシー利用券、自動車燃料費補助金又は鉄道・バス利用料補助金を交付します。毎年度、申請が必要です。

【対象者】

- ① 身体障がい者手帳1、2級及び肢体不自由で3級の方
- ② 療育手帳④、A及びBの方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1、2級の方

※ ただし、児童福祉法による入所施設、障がい者支援施設、療養介護施設、養護老人ホーム、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している方には交付できません。

【補助内容】

① 福祉タクシー利用券の交付

1枚につき初乗り運賃相当額で年間最大で24回分のタクシー利用券を交付します。ただし、手帳を新規で取得した方は、手帳の交付月により交付枚数が変わります（4月から7月までは24枚、8月から11月までは16枚、12月から翌年3月までは8枚を交付）。

また、「人工透析患者」に対しては、交付枚数が2倍となりますので、「人工透析」をされていることが分かる証明書を持参してください（加入されている健康保険の「特定疾病療養受給者証」又は「血液透析患者手帳」などです。）。

② 自動車燃料費補助金又は鉄道・バス利用料補助金の交付

1年度につき12,000円を上限に補助金を交付します。補助金交付申請書に記入の上、領収書等を添付して提出してください。ただし、手帳を新規で取得した方は、手帳の交付月により上限額が変わります（4月から7月までは12,000円、8月から11月までは8,000円、12月から3月までは4,000円）。

※ 交付申請は、1年度につき1回です。

☎問合せ 障がい者福祉課

8 移動支援事業【地域生活支援事業】

屋外での移動に困難がある障がい者、障がい児に対して、外出のための支援を行うものです。社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除きます。原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。）の際に、利用できます。

なお、障害者総合支援法の障がい福祉サービス（同行援護等）が優先されます。

利用できる時間は、1か月につき100時間までです。

【対象者】

身体障がい者手帳（肢体不自由1級又は視覚障がい）、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者、難病患者等

【費用】

原則、掛かった費用の1割の自己負担があります。生活保護・市町村民税非課税世帯は、自己負担はありません。参考資料の「介護給付・訓練等給付・通所給付・補装具・地域生活支援事業の月額自己負担上限額」（104ページ）を参照してください。

移動支援事業は、地域生活支援事業の一環であり、サービスを併給する場合は、他サービス（日常生活用具、地域活動支援センター）と合わせた自己負担額の上限が管理されます。地域生活支援事業については、27ページを参照してください。

☎問合せ 障がい者福祉課

■新座市障がい者等移動支援事業登録団体■

令和7年4月1日現在

No.	事業所名	住所	電話	FAX	対 象			
					身体	知的	児童	精神
1	社会福祉法人埼玉のぞみの園 生活支援サービスのぞみ	深谷市人見2000	048-501-2950	048-501-2956	○	○	○	○
2	特定非営利活動法人 ページソサエティ	練馬区豊玉北1-10-2	03-6803-1018	03-6803-1019	○	○	○	○
3	有限会社西武開発コンサルタント ひまわり21	志木市本町6-1-7	048-473-0473	048-475-2736	○	○	○	○
4	新座市社会福祉協議会	新座市野火止1-9-63	048-480-5705	048-481-3488	○	○	○	○
5	特定非営利活動法人 自立生活センターグッドライフ	東久留米市東本町14-7 西村ビル1階	042-477-8384	042-477-8394	○	○	○	△
6	特定非営利活動法人太陽 訪問介護事業所	新座市大和田5-17-25	048-482-1076	048-482-1146	○	○	○	○
7	社会福祉法人埼玉福祉会 ケアプラザ 彩ふく	新座市堀ノ内3-7-31	048-481-2286	048-481-2459	○	△	△	△
8	株式会社埼玉ライフケアサービス 新座訪問介護事業所	新座市野寺4-8-30-101	048-483-7511	048-483-7512	○	○	○	△
9	株式会社埼玉ライフケアサービス あさか訪問介護事業所	朝霞市本町2-4-25	048-462-7848	048-462-7871	○	○	○	○
10	株式会社愛ケア 愛ケア 清瀬訪問介護事業所	清瀬市中里1-746	042-452-8735	042-452-8686	○	○	○	○
11	特定非営利活動法人けんこうの森	朝霞市本町1-12-20-105	048-465-5113	048-299-7550	○	○	○	○
12	特定非営利活動法人暮らしネット・えん ケアサポート えん	新座市石神2-1-4	048-480-4150	048-201-1311	○	△	△	○
13	埼玉ライフサービス株式会社	さいたま市桜区田島4-9-8	048-866-7200	048-865-3480	○	○	○	○
14	青空ケアサポートセンター有限会社	練馬区西大泉6-14-20	03-5947-2588	03-5947-4188	○	○	○	○
15	特定非営利活動法人すまいる サンすまいる	新座市東北2-14-7 秋桜39 101号室	048-458-0217	048-458-0218	△	○	○	△
16	株式会社ニチエ学館 ニチエケアセンター新座	新座市東北2-26-2 深井ビル2-A	048-470-3361	048-470-3372	○	○	○	○
17	ビーサイドユー株式会社 ビーサイドユー清瀬事業所	清瀬市梅園3-4-25	042-497-9534	042-497-2396	○	○	○	○
18	特定非営利活動法人あゆみ福祉会	鶴ヶ島市藤金685-1	049-298-7027	049-227-3406	○	○	○	○
19	日建総業株式会社 スマイルサポート・サンシャイン	朝霞市浜崎3-1-1	048-474-2213	048-473-1815	○	○	○	○
20	医療生協さいたま生活協同組合 生協ヘルパーステーションこだま	児玉郡上里町七本木3556-4-102	0495-35-3271	0495-35-3275	○	○	△	○
21	株式会社リエイ コミュニケーション24市川におだか館訪問介護	市川市鬼高1-6-2	047-393-6588	247-393-6556	○	○	○	△
22	株式会社ビジュアルビジョン けあビジョンふじみ野	ふじみ野市うれし野2-5-1 3階	049-256-5677	049-256-5678	○	○	○	○
23	有限会社東洋企画 東洋企画	練馬区早宮1-44-2 ファミリー藤103号	0120-41-9179	03-3557-7555	○	△	△	△
24	株式会社ライフータルサービス ライフ住宅介護センター	東松山市大字新郷180-5	0493-24-1717	0493-24-4413	○	△	△	△
25	株式会社埼玉ライフケアサービス 大和田訪問介護事業所	新座市大和田1-16-2	048-485-8410	048-485-8411	○	△	○	△
26	ハートフルおおむら株式会社 ヘルパーステーションハートフルおおむら	志木市上宗岡2-20-31	048-423-3430	048-423-3661	○	○	○	△
27	特定非営利活動法人ユウケア	朝霞市根岸台7-7-1-101	048-464-0171	048-485-1222	○	○	○	○
28	株式会社アスモイケア アスモイケア	朝霞市栄町4-5-6	048-487-9505	048-487-9506	○	○	○	△
29	株式会社ビジュアルビジョン けあビジョン鶴瀬	富士見市鶴瀬東1-6-25	049-268-7130	049-268-7131	○	○	○	○
30	株式会社ビジュアルビジョン けあビジョン練馬	練馬区田柄4-29-9-101	03-5968-8625	03-5968-8626	○	○	○	○
31	特定非営利活動法人にんじん畑 すまいるず	新座市道場1-7-15	048-483-2281	048-483-2281	○	○	○	○
32	株式会社リングスマイル リングスマイル NIIZA	新座市池田3-3315-1	048-481-5400	048-424-5401	○	○	○	△
33	合同会社ひゅうまんケア和 ひゅうまんケア和	和光市下新倉3-4-57 四ツ木コーポ101号	048-461-1151	048-461-1151	○	○	○	○
34	有限会社ふれあい ふれあい さいたま	さいたま市岩槻区西町1-1-26-1406	048-757-1930	048-757-1840	○	△	△	△
35	株式会社みのり	清瀬市松山2-5-20 A-101号室	042-492-8815	042-492-8816	○	○	○	○
36	株式会社日本エルダリーケアサービス おひさま介護サービス朝霞	朝霞市本町2-18-9 サンヒルズ1階	048-452-6250	048-452-6251	○	○	○	○
37	株式会社まはろ	戸田市上戸田1-9-9 ファーストマンション101	049-430-0090	049-430-0091	○	○	○	○
38	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ ケアリッツ東久留米	東久留米市本町2-2-5 サンクレスト東久留米103	042-420-5960	042-420-5961	○	○	○	○

No.	事業所名	住所	電話	FAX	対 象			
					身体	知的	児童	精神
39	株式会社ライトリンク ひまわり	富士見市東みずほ台2-13-26	049-293-5746	049-293-5747	○	○	○	○
40	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ ケアリッツ清瀬	清瀬市松山1-5-9 シャトー高橋301	042-497-2448	042-497-2449	○	○	○	○
41	特定非営利活動法人障害者の自立を支える会 こずもす SESSE	東村山市本町3-19-57 エクセレンス澤崎B-202	042-394-4805	042-394-4809	○	○	○	○
42	特定非営利活動法人ケアたつ	川口市大字新堀50-2	048-282-8691	048-282-8692	○	△	△	△
43	特定非営利活動法人あおい糸	富士見市羽沢2-5-48 ケアメゾンUD100号室	049-293-1910	049-293-1911	○	○	○	○
44	株式会社ADVANCE	千葉県野田市清水382-59	04-7196-6995	04-7196-7978	○	○	△	○
45	株式会社ビメディック ハッピースマイル	千葉県流山市流山1-155 コーポ広小路202	04-7197-5144	04-7158-4421	○	○	○	△
46	特定非営利活動法人さわやか学舎	新座市野火止2-7-17	048-424-7384	048-424-7395	○	○	○	△
47	株式会社Lien 障害支援孫の手	川口市芝樋ノ爪1-11-33	048-458-3476	048-458-3473	○	○	○	○
48	一般社団法人ささえる手 訪問介護事業所カブトムシ	練馬区東大泉3-17-11 エザンス大泉203	03-6904-4502	03-5947-5926	○	○	○	○
49	特定非営利活動法人 たすけあいぐーぶぬくもり	東久留米市中央町6-2-5 ハイツたかはし101	042-477-9891	042-470-7682	○	△	△	○
50	有限会社サポートステーション サポートステーションさいとう	世田谷区代田3-4-20 メゾン代田102	03-6676-5593	03-3795-2360	○	△	△	△
51	株式会社結絆会 きずなの空	朝霞市朝志ヶ丘2-5-33 雨宮コーポ201	048-423-6817	048-423-6818	○	○	○	△
52	特定非営利活動法人ただの人	千葉県流山市東深井688-63	04-7155-7261	04-7155-7261	○	○	○	△
53	特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来 へるぱーすてーしょんむくむく	東久留米市中央町4-11-5	042-475-6965	042-475-6965	○	○	○	△
54	社会福祉法人森の会 生活支援センターオリーブ	東久留米市前沢1-4-25	042-420-4717	042-420-5547	○	○	△	○
55	特定非営利活動法人柏の友 柏の友訪問介護事業所	練馬区貫井3-5-6 ドンズビル302	03-3926-8261	03-3926-8262	○	○	○	△
56	株式会社M&Sパートナーズ えがおケアサポートセンター	練馬区大泉町4-40-7	03-5947-2688	03-5935-7717	○	○	○	○
57	特定非営利活動法人ボコ・ア・ボコ ぼこ移動支援	和光市下新倉2-1-27	048-463-8948	048-485-9715	○	○	○	○
58	合同会社ライチ ライチ	練馬区石神井町8-49-7	△	050-6875-4462	○	○	○	○
59	株式会社TRUST ヘルパーステーションすいれん	新座市東北2-34-2 ルネグランステージ志木Ⅱ405号室	048-486-9552	048-486-9544	○	○	○	○
60	SOMPOケア株式会社 SOMPOケア 朝霞 訪問介護	朝霞市根岸台3-6-12 大興ビル3F	048-451-6822	048-451-6823	○	△	○	○
61	特定非営利活動法人自立生活企画 自立生活企画	西東京市田無町5-6-20 第二和光ビル202	042-462-5999	042-462-5955	○	○	△	△
62	株式会社ソレイユ	杉並区高円寺南2-35-15 花月第一ビルB1F	03-5929-7840	03-5929-7840	△	○	△	△
63	株式会社まはろ ヘルパーステーションまはろ和光南	和光市南1-16-65	048-483-4335	△	○	○	○	○
64	社会福祉法人ウーノ ヘルパーステーションウーノ	西東京市住吉町3-12-19	042-424-7775	042-439-4487	○	○	○	○
65	特定非営利活動法人MCL	東久留米市金山町1-2-3 第二萩原マンション101号室	042-420-6782	042-420-6783	○	○	○	○
66	一般社団法人M&R one	志木市本町6-24-40 ハイブリッジ志木105号室	048-423-5111	048-423-6316	○	○	○	○
67	合同会社ケアサポートもちもち	志木市本町2-11-50	048-437-6159	048-437-6159	○	○	○	○
68	株式会社ウェル ウェルヘルパーセンター	清瀬市上清戸2-12-33 出下マンション108	042-497-9285	042-497-9286	○	○	○	○
69	株式会社コネクト ドット365 朝霞(訪問介護)	朝霞市幸町2-18-27 志幸64ビオラ101号室	048-424-8507	048-424-8509	○	○	○	○
70	一般社団法人たけのこ	清瀬市竹丘2-22-1	042-449-2327	042-491-3193	○	○	○	○
71	特定非営利活動法人はなみずき 地域生活応援センターひまわり	新座市北野3-20-33	070-8993-1417	048-278-4951	○	○	○	○
72	一般社団法人らしえる らしえる	春日部市下柳165-1	048-718-2526	△	○	○	○	○
73	一般社団法人ある ケアクラブある	新座市新座2-16-1	080-3391-8928	△	○	○	○	○
74	特定非営利活動法人なかよしねっと なかよしぶらす	朝霞市朝志ヶ丘1-2-6-108	048-476-6386	048-476-6386	○	○	○	△
75	株式会社チャレンジくらぶ中野	中野区新井2-50-6	03-5942-5161	03-5942-5162	○	○	○	○
76	NPO法人由宇 ヘルパーステーション由宇	志木市上宗岡3-11-19	048-424-3407	048-424-3408	○	○	○	○

※ 受け入れ状況等詳しくは、事業所にお問合せください。

9 移送サービス

寝たきりの状態等にある方が寝台専用車両による移送サービスを利用した場合、1回の利用につき、支払った費用の9割分を補助します。ただし、1回の利用につき、上限額は13,500円です。1年度につき24回が上限です。

※ 移送サービスを利用する前に申請が必要です。

【対象者】

身体障がい者手帳を所持していて、下肢若しくは体幹機能障がい1級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）1級の障がいを持っている、座っていることができない65歳未満の方。ただし、障がい者支援施設、療養介護施設、養護老人ホーム、介護保険施設に入所している方は利用できません。

※ 前年度分の市町村民税の所得割の額が58,100円を超える方のいない世帯に限ります。

☎問合せ 障がい者福祉課

10 全身性障がい者介護人派遣事業

在宅の全身性障がい者の自立した地域生活を支えるため、身体介護、家事援助、見守り及び外出時の移動の介助（関係諸法に基づき同様のサービスを受けることができる場合を除く。）を行います。

【対象者】

市内に住所を有する18歳以上の方で、身体障がい者手帳の交付を受け、かつ、特別障がい者手当の支給要件に該当する方又は脳性まひによる障がいの程度が1級の方

【介護人条件】

親族以外の方で、派遣対象者の推薦等に基づき、市長が適当と認めた者で、介護人として登録された方

【派遣時間】

派遣は1時間単位とし、1か月につき128時間までです。

☎問合せ 障がい者福祉課

11 日中一時支援事業【地域生活支援事業】

市内に住所を有する障がい児、障がい者、難病患者等に対して、日中において一時的に施設を利用して見守り、社会適応訓練及び送迎などのサービスを提供するものです。

※ 地域生活支援事業の上限額管理の対象とはなりません。

【費用】

(1回当たりの利用料)

利用時間等 障がい者等の区分	4時間以下	4時間超 8時間以下	8時間超	送迎 (片道)
重症心身障がい児（重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童）及び療養介護対象者（医療を要する障がい者であって常時介護を要する者）	610円	1,220円	1,830円	50円
遷延性意識障がい者及びALS患者等（厚生労働大臣が定める基準に該当する者等）	400円	710円	1,070円	50円
上記以外の障がい者及び障がい児	160円	320円	480円	50円

※ 上表にかかわらず、生活保護受給者の方は、無料です。

※ 現在利用できる市外事業者では、送迎サービスは実施していません。

問合せ 障がい者福祉課

日中一時支援事業者の一覧

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	すわ緑風園	和光市南2-3-2	048-461-3028
2	ゆいの里	富士見市みどり野南1-1	049-268-6680
3	あげお	上尾市平塚820	048-771-0537
4	杉の子学園	さいたま市西区塚本町1-94-1	048-625-5100
5	しもとみ大樹	所沢市下富1028-2	04-2990-5121
6	光の家療育センター	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1357
7	ハートポートセンター ともいき	川越市笠幡1646-17	049-231-1422
8	大樹の家	狭山市狭山47-29	04-2955-2941
9	親愛南の里	川越市大字下赤坂1847	049-238-2661
10	嵐山郷	比企郡嵐山町古里1848-1	0493-62-6221
11	サポートサービス あいうえお	新座市栗原2-1-37	050-5373-7350
12	児童デイサービスまはろ 新座市役所前	新座市野火止1-2-20サンモミナ1階	048-480-0070
13	大樹の郷	所沢市牛沼773-2	04-2996-2941
14	しびらき	さいたま市桜区新開3-3-17	048-839-3910

※ 受入可能な年齢等については、各施設にお問合せください。

12 重症心身障がい児（者）短期入所事業

朝霞地区4市（新座、志木、朝霞、和光）では、「心身障害児総合医療療育センター（東京都板橋区）」にベッドを1床確保しています。利用を希望する日の前々月の1日より前に電話等でご相談ください。なお、初めて利用を希望される方で、かかりつけ医が心身障害児総合医療療育センター以外の方は、ご利用前に診察が必要となりますので、お早目に障がい者福祉課へご相談ください。

【対象者】

身体障がい者手帳（肢体不自由1・2級）と療育手帳（㊤・A）の両方を所持している方

☎問合せ

- 障がい者福祉課
- 心身障害児総合医療療育センター福祉相談室
〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-1-10
電 話 03-3974-2146（代表）
FAX 03-3554-6176

13 障がい者入浴援護事業【地域生活支援事業】

在宅で入浴が困難な重度の身体障がい者に対し、移動入浴車による入浴援護を行う制度です。入浴に際して、医師の入浴意見書を提出していただきます。原則として1か月につき4回（7月から9月までは、1か月5回）まで利用可能です。

【費用】

1回につき250円（ただし、生活保護を受けている方は無料）

※ 地域生活支援事業の上限額管理の対象とはなりません。

☎問合せ 障がい者福祉課

14 寝具乾燥車派遣事業

家庭において寝具類を乾燥することが困難な方に対し、1世帯につき月1回程度、寝具乾燥サービス業者が家庭を訪問して行うものです。利用料は無料です。

【対象者】

身体障がい者手帳1級又は2級を所持する方

※ おおむね65歳以上で、寝たきりなど身体上の理由により、家庭において寝具類を乾燥することが困難な方は、長寿はつらつ課にお問合せください。

☎問合せ 障がい者福祉課、65歳以上で条件に該当する方は長寿はつらつ課

15 補装具の交付・貸与・修理

日常生活を営むのに必要な補装具を交付・貸与・修理します。

補装具とは、以下のような用具の総称です。

- 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工をされたもの
- 身体に装着して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの

※ 補装具の交付・貸与・修理には事前に申請が必要ですので、障がい者福祉課にご相談ください。

なお、次の場合、身体障害者福祉法（身体障がい者手帳所持者による補装具の交付等）で補装具の交付・貸与・修理ができないことがあります。

- ① 労働者災害補償保険法（問合せは、都道府県労働局）又は戦傷病者特別援護法（問合せは福祉政策課）による補装具が適用される方は、これらの制度が優先されます。
- ② 介護保険法による福祉用具が適用される方は、この制度が優先されます。
- ③ 治療用として医師が診断した補装具は、健康保険が適用されます。

[交付・貸与・修理が受けられる主な補装具]

障がいの区分	補装具の種目
視覚障がい	視覚障がい者安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・車椅子等
重複障がい （言語・肢体不自由）	重度障がい者用意思伝達装置

[対象者]

身体障がい者手帳の交付を受けた方、難病患者

- **児童（18歳未満）**の場合は、専門医の意見書が必要です。
- **大人（18歳以上）**の場合は、初めて補装具の交付を受ける際、原則として身体障がい者更生相談所（埼玉県総合リハビリテーションセンター）の判定が必要です。

[費用]

原則、掛かった費用の1割の自己負担があり、一定額以上の所得がある方は交付対象外となります（18歳以上の障がい者は、本人又はその配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合には、補装具費の対象外となります。）。また、生活保護・市町村民税非課税世帯は、自己負担はありません。自己負担額については、「介護給付・訓練等給付・通所給付・補装具・地域生活支援事業の月額自己負担上限額」（104ページ）及び「高額障がい福祉サービス等給付費等」（105ページ）を参照してください。

☎問合せ 障がい者福祉課

16 難聴児補聴器購入費助成事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が補聴器を装用することで、言語の習得や教育等の健全な発達を促進するよう、補聴器購入費用及び修理費用の一部を助成します。

【対象者】

市内に住所を有し、①から③までの全てに該当する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある難聴児が対象となります。

- ① 両耳の聴力レベルが25デシベル以上であり身体障がい者手帳の交付対象とならないこと。
- ② 医師（身体障害者福祉法第15条で定める医師）が補聴器の使用を認めていること。
- ③ 労働者災害補償保険法その他の法令により補聴器購入費の助成を受けていないこと。

【助成内容】

購入費用及び修理費用の3分の2を助成します（1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。）。（ただし、購入時は次表の基準価格が限度額となります。また、再購入は、原則として5年を経過後となります。）

補聴器の種類	1台当たりの基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用 ポケット型	53,500円	①補聴器本体 （電池を含む。以下同じ。） ②イヤーマールド （必要としない場合は、基準価格から9,500円を除く。）	5年
軽度・中等度難聴用 耳かけ型	55,900円		
高度難聴用ポケット型	53,500円		
高度難聴用耳かけ型	55,900円		
重度難聴用ポケット型	68,500円		
重度難聴用耳かけ型	80,700円		
耳あな型（レディメイド）	101,500円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900円	補聴器本体	
骨導式ポケット型	74,100円	・補聴器本体 ・骨導レシーバー ・ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型 （気導式補聴器及び骨導式補聴器による補聴効果が期待できず、かつ、軟骨伝導式補聴器による補聴効果が認められる場合にあっては、軟骨伝導式補聴器を骨導式眼鏡型とみなす。）	134,500円	①補聴器本体 ②平面レンズ （必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,800円を除く。）	
受信機	97,300円		
ワイヤレスマイク（充電池を含む。）	135,400円	1台限りとする。	
オーディオチュー	5,250円		

補聴器の修理	補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める補聴器の修理部位に係る価格
--------	---

【手続】

購入・修理には事前に申請が必要ですので、希望される方は事前に障がい者福祉課にご相談ください。

☎問合せ 障がい者福祉課

17 日常生活用具の給付【地域生活支援事業】

在宅の障がい児、障がい者、難病患者に対し、日常生活を容易にし、自立を支援し社会参加を促進するため、日常生活用具の給付を行います。

※ 日常生活用具の給付には事前に申請が必要ですので、障がい者福祉課にご相談ください。

なお、介護保険法で規定する福祉用具の支給を受けることができる方は、介護保険の制度が優先されます。

※ 難病患者で支給を希望される方は、その用具の必要性が分かる医師の意見書が必要です。

※ 原則、一度交付を受けた用具については、耐用年数が経過しなければ、再交付はできません。
また、修理に対する補助はありません。

【費用】

原則、掛かった費用の1割の自己負担があります。また、生活保護・市町村民税非課税世帯は、自己負担はありません。「介護給付・訓練等給付・通所給付・補装具・地域生活支援事業の月額自己負担上限額表」（104ページ）を参照してください。日常生活用具は、地域生活支援事業の一環であり、サービスを併給する場合は、他サービス（移動支援事業、地域活動支援センター）と併せた自己負担額の上限が管理されます。

■地域生活支援事業とは…

地域の実情や特性を判断し、市町村が独自に対応する事業です。複数のサービスを受けてもその費用負担が過重にならないように、地域生活支援事業（一部）をまとめて上限額管理を行います。上限額を超えてお支払をされた場合は、地域生活支援事業自己負担軽減助成金の申請をする必要があります（上限額を超えた分は、領収書を添付し申請することにより還付されます。）。

【該当事業】

- 移動支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 地域活動支援センター事業

【合算の際の留意事項】

次のとおり、事業によって合算の対象月が異なります。

事業	移動支援	日常生活用具		地域活動支援センター
		ストマ用装具	他の日常生活用具	
3事業合算対象月	利用月	交付対象月	給付決定月	利用月

☎問合せ 障がい者福祉課

■給付が受けられる主な日常生活用具

【障がい者】

用具の種目	対象者	用具の性能	基準価格	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者 腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	常時介護を要する下肢又は体幹機能障がい1級の者（3歳以上18歳未満は2級以上）及び重度以上の知的障がい者であって、3歳以上のもの 褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を要する者に限る。）であって、原則として学齢児以上のもの 尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用できるもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上（入浴に介護を要する者に限る。）の者であって、原則として3歳以上のもの 対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上のもの 介助者が、対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者であって、原則として3歳以上のもの 介助者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則として3歳以上のもの 原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
自立生活支援用具	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を要するもので、原則として3歳以上のもの 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年

用具の種目	対象者	用具の性能	基準価格	耐用年数
自立生活支援用具	便器	対象者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年
	T字状・棒状のつえ	一本つえのみ	3,090円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者 おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有する用具	60,000円	8年
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	30,870円	3年
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500円	8年
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で、自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火することができるもの	28,700円	8年
	電磁調理器	対象者が容易に使用できるもの	41,000円	6年

用具の種目		対象者	用具の性能	基準価格	耐用年数
自立生活支援用具	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい２級以上であって、原則として学齢児以上のもの	対象者が容易に使用できるもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴覚障がい２級以上（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい３級以上（原則として３歳以上のもの）であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障がい３級以上の者その他医師が必要と認める障がい者（吸引・吸入両用器の給付を受けている者を除く。）	対象者又は介護者が容易に使用できるもの	36,000円	5年
	たん吸引器	呼吸器機能障がい３級以上の者その他医師が必要と認める障がい者（吸引・吸入両用器の給付を受けている者を除く。）	対象者又は介護者が容易に使用できるもの	56,400円	5年
	吸引・吸入両 用器	呼吸器機能障がい３級以上の者その他医師が必要と認める障がい者（ネブライザー（吸入器）又はたん吸引器の給付を受けている者を除く。）	ネブライザー（吸入器）とたん吸引器の両機能を有するもので対象者又は介護者が容易に使用できるもの	78,100円	5年
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	対象者が容易に使用できるもの	17,000円	10年
	視覚障がい者用 体温計 （音声式）	視覚障がい２級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの（視覚障がい２級以上の者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	対象者が容易に使用できるもの	9,000円	5年
	視覚障がい者用 血圧計 （音声式）	視覚障がい２級以上の者（視覚障がい２級以上の者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	対象者が容易に使用できるもの	9,500円	5年

情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用体重計	視覚障がい２級以上の者（視覚障がい２級以上の者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	対象者が容易に使用できるもの	18,000円	5年
	人工呼吸器等自家発電機（カーインバーターを含む。）、ポータブル電源（蓄電池）	身体障がい者手帳を所持している者で人工呼吸器の使用が必要と認められるもの	対象者又は介助者が容易に使用できるもの	100,000円	5年
	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいがあるもので、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	重度視覚障がい者又は重度上肢不自由者で、情報機器の使用により社会参加が見込まれるもの	(1) ワープロアプリケーションソフト (2) 画面拡大ソフト (3) 画面音声化ソフト (4) 入力装置	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	視覚障がい２級以上の者又は視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原則として視覚障がい２級以上かつ聴覚障がい２級以上）であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい者・児であって（視覚障がいに限る。）主に情報の入手を点字によっているもの	標準型：32マス、18行	標準型 10,712円	7年
				携帯用 7,416円	5年
	点字タイプライター	視覚障がい２級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	対象者が容易に使用できるもの	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい２級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚でき、又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能なものであって、対象者が容易に使用できるもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 48,000円	6年

情報・意思疎通支援用具	地上デジタル放送受信対応ラジオ	視覚障がい2級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの	AM放送及びFM放送、地上デジタル放送並びに緊急警報放送の音声受信が可能なものであって、対象者が容易に使用できるもの	29,000円	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの	99,800円	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を理解することが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置により、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出し、又は音声を発するもの等	198,000円	8年
	視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上	対象者が容易に使用できるもの	触読 10,300円 音声 13,300円	10年
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上のもの）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり対象者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用できるもの	88,900円	6年
	人工喉頭	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい者・児であって音声言語障がいのあるもの	笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,150円 気管カニューレ付きのもの 8,300円	4年
			電動式：あご下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き音源化するもの	72,203円	5年
	点字図書	主に、情報入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書	点字図書価格	—

排せつ管理支援用具	ストマ装具 (ストマ用品、 洗腸用具)	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい児・者(ぼうこう・直腸障がい・小腸障がいに限る。)であって、ストマを造設したもの		ストマ(蓄便) 月額 8,858円 ストマ(蓄尿) 月額 11,639円	—
	紙おむつ等 (紙おむつ、サ ラシ・ガーゼ等衛生用 品)	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい児・者であって、次の各号のいずれかの状態にあるもの (1) ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用具を装着できない者 (2) 先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい若しくは高度の排便機能障がい(を有する障がい者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がい(を有する障がい者 (3) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのため排尿又は排便をする旨の意思表示が困難な者		紙おむつ等 月額 12,000円	—
	収尿器	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい者・ せきつい 児であって、 せきつい 脊椎損傷者など排尿の調節ができないもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けたもの	男性用普通型 7,931円 男性用簡易型 5,871円 女性用普通型 8,755円 女性用簡易型 6,077円	—

住宅改修費	居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)	下肢、体幹機能障がい 又は乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による運動 機能障がい（移動機能障 がいに限る。）を有する 者であって、障がい等級 3級以上のもの	便器、入浴補助用具、移動用リフ ト、移動・移乗支援用具で対象者 の移動等を円滑にする用具及び当 該用具の設置に伴う小規模な住宅 改修工事の費用（原則として1 回） (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等 のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附 帯して必要となる住宅改修	200,000円	－
-------	--------------------------	--	---	----------	---

※ 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱います。

【難病患者】

用具の種目	対象者	用具の性能	基準価格	耐用年数
便器	常時介護を要する 難病患者	対象者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある 難病患者	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
特殊寝台	寝たきりの状態にある 難病患者	腕、脚等の訓練のできる用具を附帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない 難病患者	尿が自動的に吸引されるもので対象者又は介護者が容易に使用できるもの	67,000円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある 難病患者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年
入浴補助用具	入浴に介助を要する 難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な難病患者	手すり、スロープ等であって、対象者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるような性能を有するもの	60,000円	8年
たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある難病患者（吸引・吸入両用器の給付を受けている者を除く。）	対象者又は介護者が容易に使用できるもの	56,400円	5年
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある難病患者（吸引・吸入両用器の給付を受けている者を除く。）	対象者又は介護者が容易に使用できるもの	36,000円	5年

用具の種目		対象者	用具の性能	基準価格	耐用年数
吸引・吸入両用器		呼吸器機能に障がいのある難病患者（ネブライザー（吸入器）又はたん吸引器の給付を受けている者を除く。）	ネブライザー（吸入器）とたん吸引器の両機能を有するもので対象者又は介護者が容易に使用できるもの	78,100円	5年
移動用リフト		下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	対象者の移動を円滑にする用具及び当該用具の設置に伴う小規模な住宅改修工事の費用	200,000円	－
訓練用ベッド		下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自動消火器		火災発生の感知及び避難が著しく困難な対象者のみの世帯及びこれに準じる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火することができるもの	28,700円	8年
人工呼吸器等自家発電機（カーインバーターを含む。）、ポータブル電源（蓄電池）		人工呼吸器の使用が必要と認められる難病患者	対象者又は介助者が容易に使用できるもの	100,000円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		人工呼吸器の使用が必要と認められる難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	157,500円	5年

18 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を容易にし、自立を支援し社会参加を促進するため、日常生活用具の給付を行います。

※ 日常生活用具の給付には事前に申請が必要ですので、障がい者福祉課にご相談ください。なお、日常生活用具【地域生活支援事業】で用具の支給を受けることができる方は、そちらの制度が優先されます。

※ 支給を希望される方は、その用具の必要性が分かる医師の意見書が必要です。

※ 原則、一度交付を受けた用具については、耐用年数が経過しなければ、再交付はできません。

また、修理に対する補助はありません。

【費用】

対象者の扶養義務者の収入等に応じて自己負担額が設定されます。扶養義務者とは、原則として対象者の直系血族（父、母、祖父、祖母等）、兄弟姉妹（18歳未満で未就業の者は除く。）及び配偶者であって、生計を同一にしている人のことを指します。なお、所得制限があります。

【小児慢性特定疾病児童】

用具の種目	対象者	用具の性能	基準価格	耐用年数
便器	常時介護を要する小児慢性特定疾病児童	対象者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある小児慢性特定疾病児童	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
特殊寝台	寝たきりの状態にある小児慢性特定疾病児童	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない小児慢性特定疾病児童	尿が自動的に吸引されるもので対象者又は介護者が容易に使用できるもの	67,000円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある小児慢性特定疾病児童	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年
入浴補助用具	入浴に介助を要する小児慢性特定疾病児童	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
車椅子	下肢が不自由な小児慢性特定疾病児童	対象者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	70,400円	5年

移動・移乗支援用具	下肢が不自由な小児慢性特定疾病児童	手すり、スロープ、歩行器等であって、対象者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるような性能を有するもの	60,000円	8年
たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある小児慢性特定疾病児童	対象者又は介護者が容易に使用できるもの	56,400円	5年
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある小児慢性特定疾病児童	対象者又は介助者が容易に使用できるもの	36,000円	5年
吸引・吸入両用器	呼吸器機能に障がいのある小児慢性特定疾病児童（ネブライザー（吸入器）又はたん吸引器の給付を受けている者を除く。）	ネブライザー（吸入器）とたん吸引器の両機能を有するもので対象者又は介護者が容易に使用できるもの	78,100円	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する小児慢性特定疾病児童	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	30,870円	3年
クールバスト	体温調節が著しく難しい小児慢性特定疾病児童	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	20,000円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある小児慢性特定疾病児童	紫外線をカットできるもの	年額 37,800円	－
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な小児慢性特定疾病児童	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できるもの	157,500円	5年
ストマ装具（ストマ用品、洗腸用具）	小児慢性特定疾病児童であって、ストマを造設したもの		ストマ（蓄便） 月額 8,858円 ストマ（蓄尿） 月額 11,639円	－

19 日常生活用具(補助具)の給付

身体に障がいのある方に対して、日常生活用具の範囲でないものに対して、補って支援をするものです。補助具の給付には事前に申請が必要です。障がい者福祉課にご相談ください。

【費用】

掛かった費用の1割の自己負担があります。次表の負担上限月額を超過した場合は、上限月額までの負担となります。なお、紙おむつについては、自己負担はありません。

世帯の範囲については「介護給付・訓練等給付・通所給付・補装具・地域生活支援事業の月額自己負担上限額」（104ページ）を参照してください。

世帯区分		負担上限月額
生活保護	生活保護法による被保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、障がい者（障がい児の場合は保護者）の収入が年間80万9千円以下の世帯	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1に該当しない方	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

☎問合せ 障がい者福祉課

補助具の種類	対象者	補助具の仕様	基準価格
トイレチェアー	けい髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない障がい者	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	81,000円
車椅子用 段差昇降機	常時車椅子を使用する障がい者	地面と屋内床面との1メートル程度の高低差を車椅子に乗ったままの状態での昇降が可能なもの	260,000円
視覚障がい者用 誘導装置	音声による誘導を必要とする視覚障がい者を有する障がい者	音声により目的物、位置等の確認が可能なもの	56,000円
文字放送ラジオ	文字による情報を必要とする聴覚障がい者を有する障がい者	FM文字多重放送の受信が可能なもの	23,000円
携帯用信号装置	視覚又は触覚によらなければ呼出し等に応じることができない聴覚障がい者を有する障がい者	送信機と受信機とが1組となっているもので、送信機による呼出し等が視覚又は触覚により知覚でき、携帯可能なもの	18,000円

ストマ用装具 蓄便袋	ストマ造設者のうち、 直腸機能障がい又は小 腸機能障がいによる身 体障がい者手帳を有し ていない者で、ストマ 造設の日から6か月を 経過していないもの		月額 8,858円
ストマ用装具 蓄尿袋	ストマ造設者のうち、 ぼうこう機能障がいに よる身体障がい者手帳 を有していない者で、 ストマ造設の日から6 か月を経過していない もの		月額 11,639円
紙おむつ	おむつを必要とする 65歳未満の障がい者 (当該障がい者及びそ の属する世帯の他の世 帯員(当該障がい者が 18歳以上の者である 場合にあっては、その 配偶者に限る。))のう ちいずれかの者につい て、第4条の規定によ る申請を行う月の属す る年度分(当該申請を 行う月が4月から6月 までの間にあっては、 前年度分)の地方税法 の規定による市町村民 税の同法第292条第 1項第2号に掲げる所 得割の額が58,100 円を超える者及び関係 諸法に基づき紙おむつ の交付を受けることが できる者を除く。)	吸水性に優れ、肌触り のよいもの	月額 10,000円

20 重度障がい者居宅改善整備費の助成

重度の身体障がい者が居宅の一部を障がいに応じて使いやすく改善（新築、全面改装及び増築を除く。）をする場合、対象者1人につき1回限り、工事費の一部を助成します。

介護保険制度による居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給、障害者総合支援法による日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付対象となることもありますので、工事契約前に必ずご相談ください。

【対象者】

下肢又は体幹の障がい度で1、2級の身体障がい者手帳をお持ちの65歳未満の方。ただし、所得制限があり、市税等を完納している必要があります。

世帯階層区分	助成金額
生活保護法による被保護世帯	居宅の改善整備に要した費用の額とし、360,000円を限度とする。
前年分の所得税額が100,500円を超える世帯主又は世帯員のいない世帯	居宅の改善整備に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額とし、240,000円を限度とする。

問合せ 障がい者福祉課

21 生活福祉資金の貸付け

生活福祉資金貸付制度は、国と県の補助金等を財源として運営している貸付制度で、世帯単位の貸付けとなります。民生委員又は民生委員・児童委員協議会が申請等に関わることがあります。

【対象者】

- (1) 低所得世帯 …資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けことが困難であると認められるもの（世帯の総収入を確認させていただき、低所得と認められる場合）
- (2) 障がい者世帯 …「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」の交付を受けている方が属する世帯、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方が属する世帯
- (3) 高齢者世帯 …日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯
資金の内容は、次項のとおりです。

【福祉資金】

- 生業を営むために必要な経費
- 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
- 福祉用具等の購入に必要な経費
- 障がい者用自動車の購入に必要な経費
- 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費
- 負傷又は疾病の療養に係る必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- 介護サービス、障がい者サービス等を受けるために必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

- 冠婚葬祭に必要な経費
- 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- 就職、技能習得等の支度に必要な経費
- その他日常生活上一時的に必要な経費

【緊急小口資金】

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

- 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき。
- 給与等の盗難によって生活費が必要なとき。
- 火災等の被災によって生活費が必要なとき。
- 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき。
- その他これらと同様のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき。

【教育支援資金】

- 教育支援費（低所得世帯に属する方が高等学校、大学又は高等専門学校への就学に際し必要な経費）
- 就学支度費（低所得世帯に属する方が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費）

☎問合せ

貸付けに当たり条件がありますので、詳しくは社会福祉法人新座市社会福祉協議会へお問合せください。

電話 048-480-5737（生活相談係） FAX 048-481-3488

22 運転免許安全運転相談

心身の障がいのある方でこれから運転免許を取得したい方や、運転免許を取得した後に心身に障がいが生じた方を対象に、相談窓口を設けています。ご家族からの相談もお受けしています。

（要予約）

【受付日時】

- 月曜日から金曜日まで（祝・休日・年末年始を除く）
午前9時から午後3時まで
- 毎月第3日曜日

※ 予約又はお問合せは、平日の上記営業時間をお願いします。

【持参するもの】

詳細は事前にお問合せください。

☎問合せ

埼玉県警察運転免許センター1階 安全運転相談室

〒365-0028 鴻巣市鴻巣405-4

電話 048-543-2001（音声ガイダンスに従い4番）又は#8080

FAX 048-543-7727

23 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）あんしんサポートねっと

知的障がい・精神障がい等のある方などで判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や必要に応じて手続や金銭管理を支援する事業です。

〔基本サービス〕

福祉サービスの利用援助

〔選択できるサービス〕

- ・日常生活上の手続援助
- ・日常的な金銭管理
- ・書類等の預かり

☎問合せ

社会福祉法人新座市社会福祉協議会

電 話 048-480-5737（生活相談係）

FAX 048-481-3488

24 日常生活自立支援事業利用料助成金交付事業

社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を利用した障がい者に対し、毎月の利用料の9割を助成します。

☎問合せ 障がい者福祉課、65歳以上の方は長寿はつらつ課

25 成年後見制度

知的障がい・精神障がい等の障がい者で、判断力が不十分な方の財産の管理や契約等を行うとき、家庭裁判所が決めた法定後見人が、本人の福祉や生活などに配慮しながら、その援助を実施する制度です。

本人の判断能力に応じて、次の三つの利用方法があります。

利用区分	本人の判断能力	法定後見人
後見	全くない	成年後見人
保佐	著しく不十分	保佐人
補助	不十分	補助人

また、本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する任意後見制度もあります。

☎問合せ

成年後見制度推進室（新座市役所本庁舎1階）

電話 048-423-2196

さいたま家庭裁判所（後見センター）

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-45

電話 048-863-8816

26 成年後見制度利用支援事業

知的障がい・精神障がい等の障がい者（高齢者を含む。）で判断能力を欠き、又は当該能力が不十分な方で、成年後見制度による援助が必要と認められるときに、本人や配偶者、4親等以内の親族、市長による申立てを行った方のうち、低所得の方に対して、成年後見の審判請求申立ての費用、成年後見人等の報酬の一部を助成する制度です。

☎問合せ 障がい者福祉課、65歳以上の方は長寿はつらつ課

27 聴覚等障がい者コミュニケーション推進事業

一般加入電話を使用することが困難な聴覚障がい又は音声・言語機能障がいのある方に、社会生活上のコミュニケーション拡大と緊急時の連絡手段確保を目的に、ファクシミリの使用に要する費用の一部（保有にあっては月額1,500円、賃借にあっては月額3,500円）を助成します。

【対象者】

聴覚障がい又は音声・言語機能障がいにより3級以上の身体障がい者手帳を所持する方

☎問合せ 障がい者福祉課

28 意思疎通支援事業【地域生活支援事業】

聴覚に障がいのある方（聴覚障がい又は音声・言語機能障がい、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者及び障がい児等）に、各種手続や相談等がスムーズに行われるよう手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

※ 地域生活支援事業の上限額管理の対象とはなりません。

☎派遣及び問合せ

【手話通訳者】

新座市手話通訳者派遣センター（新座市役所本庁舎1階 障がい者福祉課内）

〒352-8623 新座市野火止1-1-1

FAX 048-482-7725 電話 048-477-6891

【要約筆記者】

埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館2階

FAX 048-814-3354 電話 048-814-3353

【要約筆記ボランティア】

要約筆記者の派遣とは別に、要約筆記で聞こえの不自由な方のお手伝いをするボランティアサークルが市内で活動しています。

要約筆記サークル 飛鳥（あすか）

連絡先 中村

FAX 048-481-3480

29 手話通訳者・要約筆記者の配置

聴覚障がいの方に対し、市役所内での申請・相談業務等をお手伝いします。

【手話通訳者】

月曜日から木曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで対応します。

【要約筆記者】

原則 月・火・金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで対応します。

☎問合せ 障がい者福祉課

30 精神保健の相談や普及啓発事業

保健センターでは、心の不調や病気等で悩んでいる方やそのご家族からの相談を、精神科医がお受けする相談日を設けています（予約制。診断はできません。）。また、こころの健康に関する講演会の開催や、こころの相談窓口について周知を行っています。詳しくは、ホームページや広報をご確認ください。

☎問合せ

保健センター

新座市野火止2-9-37

電話 048-481-2211 FAX 048-481-2215

31 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、事故や病気によって脳に損傷を受けた後に、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障の出る障がいです。症状が外見からは分かりにくく、また本人に自覚がないことも多いため、「見えない障がい」と言われることもあります。そのため、周囲の方にもこの障がいに対する理解が必要です。

【主な原因】

- 交通事故、転落・転倒等の事故
- 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳炎、低酸素脳症等の疾病

【主な症状】

- 過去の出来事が思い出せない、新たな体験を記憶できない等の記憶障がい
- 集中力が持続できない、同時に二つの事ができない、簡単なミスが多い等の注意障がい
- 計画的に仕事や物事を処理できない、物事の優先順位が付けられない等の遂行機能障がい
- 感情のコントロールができない、意欲の減退、融通が利かない等の社会的行動障がい

【どこに相談すればよいか】

高次脳機能障がいは、器質性精神障がいとして障害者総合支援法による障がい福祉サービスが利用できます。また、「器質性精神障がい」として精神障がい者保健福祉手帳の申請ができます。サービスの利用、高次脳機能障がいに関する各種情報提供や相談は、下記へご相談ください。

☎問合せ

障がい者福祉課

電話 048-477-6891

保健センター

電話 048-481-2211

にいざ生活支援センター相談支援室

電話 048-480-5153

朝霞保健所

電話 048-461-0468

【埼玉県の総合相談窓口】

埼玉県でも高次脳機能障がい困っている方や家族、関係機関の方からの相談に対応する「総合相談窓口」を県内3か所に設置しています。日常生活の困りごとや医療等に関する相談は、下記へご相談ください。

☎問合せ**埼玉県総合リハビリテーションセンター内「埼玉県高次脳機能障害者支援センター」**

〒362-8567 埼玉県上尾市西貝塚148-1

電話 048-781-2236（相談専用）

月曜日から金曜日 9時から17時（年末年始・祝日を除く）

医療法人光仁会 春日部厚生病院

〒344-0063 埼玉県春日部市緑町6-11-48

電話 080-8181-4148（相談専用）

月曜日から金曜日 9時から17時（年末年始・祝日を除く）

医療法人真正会 霞ヶ関南病院

〒350-1173 埼玉県川越市安比奈新田283-1

電話 049-232-1313（代表）

月曜日から金曜日 9時から17時（年末年始・祝日を除く）

社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会鴻巣病院

〒365-0073 埼玉県鴻巣市八幡田849

電話 048-596-2221（代表）

月曜日から金曜日 9時から17時（年末年始・祝日を除く）

【当事者・家族同士と一緒に話し合いませんか】

埼玉県の委託を受けて、高次脳機能障がい者とその家族に対して相談の窓口を設けています。高次脳機能障がいのことで困っていること、悩んでいること、思いなどを一緒に話し合う地域相談会や電話相談もあります。

☎問合せ

地域で共に生きるナノ（県東部地域） 電話 090-4759-7156

32 発達障がい

発達障がいは、生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態です。そのため、養育者が育児の悩みを抱えたり、子どもが生きづらさを感じたりすることもあります。発達障がいがあっても、本人や家族・周囲の人が特性に応じた日常生活や学校・職場での過ごし方を工夫することで、持っている力を活かしやすくなったり、日常生活の困難を軽減させたりすることができます。

(1) 発達障がい児（者）の相談支援

埼玉県では、自閉スペクトラム症、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）などの発達障がいに関する児童・成人の方の相談に対応しています。

☎問合せ**埼玉県発達障害総合支援センター【18歳以下】**

〒330-0081 さいたま市中央区新都心1-2 小児医療センター南玄関3階
 電話 048-601-5551 FAX 048-601-5552

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」【19歳以上】

〒350-0813 川越市平塚新田東河原201-2
 電話 049-239-3553 FAX 049-233-0223

(2) 発達障がい者の就労支援

埼玉県では、県内法人への委託事業により、就労を希望する発達障がい者に対して、相談から就労、職場定着までの支援を実施しています。（詳細は、Ⅷ就労の5発達障害者就労支援センター88、89ページ参照）

(3) 地域における発達障がい児（者）及び家族支援

埼玉県が実施する人材育成研修である「発達支援サポーター」育成研修に保育所、幼稚園等の職員が参加し、地域の「発達支援マネージャー」と共に各関係機関と連携し、発達障がい児の早期発見、早期支援を図っています。

☎問合せ**障がい者福祉課、新座市児童発達支援センター（アシタエール）、教育相談センター
各保育所、幼稚園、子育て支援センター****(4) サポート手帳**

乳幼児期から成人期に至るまで、一貫した支援を受けたり、様々な生活場面で障がいの特性を適切に理解してもらったりするためのものです。

発達障がいのある方やその家族へのよりよい支援を目指すもので、必要に応じて、発達に気がかりな方なども使用することができます。

ご希望の方には、障がい者福祉課、新座市児童発達支援センター（アシタエール）でお配りしています。

☎問合せ 障がい者福祉課**33 電話リレーサービス**

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難がある方と、聴覚障がい者等以外の人との会話を、通訳オペレータが「手話」又は「文字」と「音声」を通訳することにより、24時間365日、電話で即時双方向に繋ぐことのできるサービスで、仕事の相手先への連絡、お店の予約、家族・友人との連絡や、緊急通報等にご利用いただくことができます。

ご利用には、事前に利用登録が必要です。

☎問合せ**総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関****一般財団法人日本財団電話リレーサービス**

電話 03-6275-0912

FAX 03-6275-0913

URL <https://nftrs.or.jp/>

<https://nftrs.or.jp/contact/手話・文字チャットによる問合せページ>

34 ヨメテル

ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある方が、通話相手の声を文字にすることで、24時間365日、双方向に繋ぐことのできるサービスで、電話でのコミュニケーションをスムーズにすることができます。

ご利用には、事前にスマートフォンで専用アプリのダウンロードと、利用登録が必要です。

☎問合せ

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関

一般財団法人日本財団電話リレーサービス

電話 03-6275-0912

FAX 03-6275-0913

URL <https://www.yometel.jp/>

<https://www.yometel.jp/contact/>文字チャット等による問合せページ

35 盲ろう者への支援

目と耳の両方に障がいを持つ盲ろう者の外出や生活を支援します。

☎問合せ

埼玉県盲ろう者友の会派遣事業担当

〒330-8522

さいたま市浦和区大原3-10-1（埼玉県障害者交流センター内）

電話／FAX 048-823-7080

E-mail haken.saitama-db@r9.dion.ne.jp

開所日 火曜日から金曜日 午前9時30分～午後4時30分

36 ふれあい収集

家庭ごみを自ら集積所へ持ち出すことが困難な世帯を対象に、自宅までごみの収集に行くサービスです。ごみが出ていない場合等は安否確認も行います。

【対象者】

次の(1)、(2)のいずれにも該当する世帯

- (1) 自らごみをごみ集積場へ持ち出すことができず、親族や近隣者の協力を得ることが困難な者のみで構成される世帯
- (2) 要介護認定を受けている方又は身体障がい者1級若しくは2級（肢体不自由、視覚障がいに限る。）の方のみの世帯

【利用料】 無料

※ 審査の上、利用の可否を決定します。

※ 介護・福祉サービスを受けている方はケアマネジャーなどを通じて申請してください。

☎問合せ 環境課

37 粗大ごみ運び出し収集

自分で外まで運び出せない粗大ごみを、家の中まで入って収集・処分するものです。

【対象者】

世帯全員が以下のいずれかに該当し、かつ身近な人の協力を得ることができないことにより、自分で粗大ごみを運び出せない世帯

- (1) 65歳以上の方
- (2) 障がいのある方
- (3) 病気又はけがをしている方
- (4) その他（具体的事由が必要）

※ 詳細は新座市粗大ごみ受付センターまでお問合せください。

【利用料】

収集する品物に応じて決定します。「粗大ごみ処理手数料+運び出し加算金」

1回の収集につき5点までです。収集が終わり次第、次の申込みができます。

☎問合せ 環境課、新座市粗大ごみ受付センター

38 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

パーキング・パーミット制度とは、障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

これを受けて埼玉県版のパーキング・パーミット制度として「埼玉県思いやり駐車場制度」を令和5年11月1日から開始しました。

対象の方が車のルームミラーなどに利用証を掲示して該当の駐車区画に駐車することによって、対象者の利用であることがわかりやすくなり、安心して外出できるようにするものです。

【対象者】

区分				交付基準	利用証の色
身体障がい者	視覚障がい			4 級以上	緑
	聴覚障がい			3 級以上	緑
	平衡機能障がい			5 級以上	緑
	肢体不自由	上肢		2 級以上	緑
		下肢		6 級以上	緑（2 級以上の車椅子使用者は青）
		体幹		5 級以上	緑（3 級以上の車椅子使用者は青）
		脳原性運動機能障がい	上肢機能	2 級以上	緑
			移動機能	6 級以上	緑（2 級以上の車椅子使用者は青）
内部障がい （免疫機能障がいを含む）			4 級以上	緑	
知的障がい者				療育手帳 A 以上	緑
精神障がい者				精神障がい者保健福祉手帳 1 級	緑

※ その他の対象要件は埼玉県ホームページをご覧ください。

[必要書類]

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

[利用証の有効期限]

対象者としての基準に該当しなくなるまで

☎問合せ

埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎1階

電話 048-830-3223 FAX 048-830-4801

E-mail a3380-08@pref.saitama.lg.jp

Ⅲ 災害時・緊急時のサービス

1 ひとり暮らしの重度身体障がい者緊急連絡システム

ひとり暮らしの重度身体障がい者の生活の安全を確保するため、携帯用無線発信装置付電話により、消防署に緊急連絡をする装置です。

消防署からの電話連絡に応答がない場合には、救急車が出動します。

システムは無料で設置します。

※ 65歳以上でひとり暮らしの方も利用できます。長寿はつらつ課にお問合せください。

【対象者】

ひとり暮らしの身体障がい者手帳1、2級の方

☎問合せ 障がい者福祉課、65歳以上で条件に該当する方は長寿はつらつ課

2 メール110番・ファックス110番

埼玉県警察では、耳が聞こえない方又は言葉が話せない方が、事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「メール110番」、「ファックス110番」を開設しています。

メール110番は、専用ホームページに接続し、文字対話方式（チャット）により通報するシステムです。

なお、メール110番・ファックス110番は、耳が聞こえない方や言葉が話せない方専用となっておりますので、その他の方は通常の110番を利用してください。

○メールアドレス

（通報用アドレス） <http://saitama110.jp> （全て半角）

（通報用QRコード）



（練習用アドレス） <http://saitama110.jp/tr/> （全て半角）

（練習用QRコード）



○ファックス110番（ファックス番号 0120-264-110）

☎問合せ 埼玉県警察本部通信指令課 電話 048-832-0110（代表）

3 NET119緊急通報システム・ファックス119

聴覚、音声・言語又は、そしゃく機能に障がい有しているなど、電話による音声での119番通報が困難な方を対象として、「NET119緊急通報システム」を導入しています。また、ご自宅のファックスから「119」をダイヤルするだけで、消防局へ通報することができる「FAX119」も導入しています。

【NET119緊急通報システムとは】

スマートフォンや携帯電話のWEB（インターネット）機能を使用し、簡単な画面操作で、119番通報を行うシステムです。通報と同時に携帯電話にあるGPS（衛星利用測位システム）の位置情報を利用して、外出先でも通報者の居場所が把握しやすくなります。また、チャット形式で消防指令センターと文字による対話が可能となり、消防車や救急車の迅速な出動につながります。

【利用対象者】

埼玉県南西部消防局が管轄する地域（新座市、朝霞市、志木市、和光市）に在住、在勤又は在学の方で聴覚、音声・言語又はそしゃく機能の障がい等により、音声で会話することが困難な方。

☎問合せ

埼玉県南西部消防局指令統括課

FAX 048-460-0125 電話 048-460-0123

4 NET118

聴覚や発話に障がいを持つ方を対象に、海での事件・事故に関する緊急時にスマートフォン等での入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となるサービスです。

なお、このサービスは事前登録制です。entry@net118.jp（下記QRコードからも読み取れます）宛てに空メールを送信すると、登録用メールが返ってきますので、案内に従ってご登録ください。

☎問合せ

海上保安庁警備救難部 管理課（登録等システムに関する問合せ）

電話／FAX 03-3591-6361（内線：5160、5161）

メールアドレス jcg-net118@mlit.go.jp※

海上保安庁警備救難部 救難課（その他の問合せ）

電話／FAX 03-3591-6361（内線：5910、5911）

メールアドレス jcg-net118@mlit.go.jp※

※添付ファイルがあるメールは受信できません。

事前登録用
メールアドレス
QRコード



5 災害時情報ネットワーク

埼玉聴覚障害者情報センターでは、地域の聴覚障がい者や、聴覚障がい者に関わる機関、団体、個人を対象に、災害情報や地域情報、生活情報を定期的にFAX又はメールで配信しています。さらに、台風や大雨等の災害が発生したときには、緊急のお知らせをしています。埼玉聴覚障害者情報センターにメールアドレスやFAX番号を登録すると、情報を受信することができます。

☎問合せ

埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館2階

電話 048-814-3351（代表）

FAX 048-814-3352

FAX 048-814-3355（聴覚障がい者相談員専用）

6 避難行動要支援者支援制度

自力で避難することが困難な在宅の方（避難行動要支援者）が、自身の情報を市に登録し、その個人情報地域を町内会などに提供することにより、地震や風水害等の災害時に、避難支援等関係者（町内会等・自主防災組織・民生委員・新座市消防団・新座消防署・新座警察署）や地域支援者から安否確認、避難誘導などの支援を受けられるようにするための制度です。

なお、この制度の利用を希望する方は、事前に避難行動要支援者登録届出書での登録が必要です。

【対象者】

住宅に居住する①から⑤までのいずれかに該当する方で、個人の情報を避難支援者等関係者に提供することに本人の同意が得られる方

- ① 身体障がい者手帳1・2級を所持している方
- ② 療育手帳④・Aを所持している方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方
- ④ 障がい福祉サービスの支給決定を受けている難病者
- ⑤ 障がい児通所支援の支給決定を受けている難病児

※ 難病者（児）については、保健所からの情報提供を基に対象者の抽出を行います。

☎問合せ

- 障がい者福祉課（対象者の条件に関すること）
- 危機管理室（制度に関すること）

7 障がい者災害支援用ベストの配備

障がい者等が災害時等で支援が必要な場合において着用するベスト（オレンジ色）を、市内の指定緊急避難場所（41か所）に配備しています。

【ベスト差込用のメッセージ】

- ・「私は目が見えず耳が聞こえません」
- ・「私は目が見えません」
- ・「私は怪我をしています」
- ・「私は支援が必要です SOS」
- ・「私は耳が聞こえません」



ベストのメッセージ内容



災害支援用ベスト

市内の指定緊急避難場所は
こちら→
(市ホームページ)



☎問合せ 危機管理室

IV 医療

1 自立支援医療

都道府県から自立支援医療の指定を受けている医療機関で下記の治療を受けた場合、ご利用いただける制度です。制度の対象となる医療を受けた場合、かかった医療費の原則1割を負担することになりますが、「世帯」の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。一定以上の所得〔市町村民税（所得割）額23万5千円以上〕がある方で、「重度かつ継続」の対象となる医療に該当しない場合は、給付の対象外となります。ただし、医療保険の高額療養費で多数該当の方は、一定所得以上であっても対象となる場合があります。

☎問合せ 障がい者福祉課

■育成医療

18歳未満の児童に対し、身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりするための治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。

なお、治療開始前に申請が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。

【対象者】

18歳未満であって、身体障がい者手帳に該当する程度の障がいがある方又は障がいに係る医療を行わないと、将来障がいを残すと認められる疾患がある方。

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障がいがある方及び先天性の内臓の機能障がいがある方。

対象となる治療例：＜視覚＞…白内障、先天性緑内障＜聴覚＞…先天性耳奇形の形成術
＜言語＞…口蓋裂等の形成術、唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいを伴う方であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な方に対する歯科矯正＜肢体不自由＞…先天性股関節脱臼
＜心臓＞…弁口・心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込み手術
＜その他の先天性内臓障がい＞…先天性食道閉鎖症

重度かつ継続の対象例：＜腎臓機能＞…人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む。）
＜肝臓機能＞…肝臓移植術（抗免疫療法を含む。）
＜小腸機能＞…中心脈栄養法＜免疫機能＞…抗HIV療法

■更生医療

18歳以上の方に対し、身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりするための治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。

なお、身体障がい者更生相談所の判定が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。

【対象者】

18歳以上の身体障がい者手帳所持者（手術等を行う前の身体状況が、身体障がい者手帳に該当すると認定されれば、手帳との同時申請が可能です。）。

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、小腸、肝臓、免疫機能に障がいがある方（呼吸器、ぼうこう又は直腸に障がいがある方は、対象となりません。）。

対象となる治療例：＜視覚＞…白内障の水晶体摘出手術＜聴覚＞…鼓膜穿孔の穿孔閉鎖術
＜言語＞…唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいを伴う方で鼻咽腔

閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な方に対する歯科矯正
 <肢体不自由>…人工関節置換術<心臓>…ペースメーカー埋込み手術等
重度かつ継続の対象例：<腎臓機能>…人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む。）
 <肝臓機能>…肝臓移植術（抗免疫療法を含む。）
 <小腸機能>…中心静脈栄養法<免疫機能>…抗H I V療法等

■精神通院医療

精神に障がいがある方の通院を促進し、かつ、適正な医療を普及させるため、精神疾患で通院する際にかかった医療費の一部を公費で負担する制度です。

市に申請をした日から適用されます。自立支援医療受給者証（精神通院医療）と自己負担上限額管理票が交付されましたら、通院時に御持参ください。

なお、継続（再認定）の申請をする際には、前回の申請のときに意見書を添付していれば、原則意見書を添付する必要がありません。

【対象者】

精神疾患を理由とし、精神科及び神経科、心療内科等に通院している方

※ 申請した医療機関でも、精神疾患以外の診療を受けた場合は対象外となります。

【有効期間】

自立支援医療（精神通院医療）の有効期間は1年です。

更新を希望する場合は、更新手続が必要です（有効期限の3か月前から申請できます。）。

【申請手続】

自立支援医療（精神通院医療）を受けるには、障がい者福祉課で申請が必要になります。

≪申請に必要な書類（申請に必要な書類は、障がい者福祉課でお渡ししています。）≫

- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- 自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）
- 精神障がい者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、診断書（精神障がい者保健福祉手帳用）があれば、自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）は不要です。
- 加入医療保険等の資格情報を確認できる書類（以下のいずれか）又は生活保護受給者証の写し
 - ①加入する医療保険者からの交付された「資格確認書」
 - ②マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面若しくはデータを印字したもの
 - ③健康保険証の原本（令和7年12月1日までの経過措置）
- 同意書
- 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード等）
- 世帯の所得状況を確認できるもの
 - (1) 世帯員の市町村民税（非）課税証明書（新座市で課税状況が確認できる場合は同意書でも可能）
 - (2) 生活保護受給者証明書（生活保護受給者証の写しの提出があれば添付不要）

※ 自立支援医療（精神通院医療）受給者証が交付されるまで、2か月～3か月掛かります。

届くまでの間に受診する場合は、申請書を受理した際にお渡しする申請書控えを必ず医療機関（病院・薬局等）に提示してください。

なお、これらの書類は初めての申請の場合に必要なものです。再認定（更新）の手続については、障がい者福祉課にお問合せください。

【変更手続】

自立支援医療（精神通院医療）受給者証の内容に変更があった場合は、申請が必要です。申請は障がい者福祉課の窓口や郵送で受け付けています。申請書類の郵送を希望する場合には、お問

合せてください。

《医療機関を変更したい場合（病院、薬局、デイケア、訪問看護）》

『申請に必要な書類』

- 自立支援医療（精神通院医療）申請書
- 自立支援医療（精神通院医療）受給者証（原本）

※注意事項※

新しい医療機関は市に申請書類を提出した日（郵送の場合は届いた日）から変更となります。
また、市に提出した日より後の日付を設定することもできます。

自立支援医療（精神通院医療）の指定を受けている医療機関でないと変更できません。指定医療機関が不明な場合はお問合せください。

《加入する医療保険が変更になった場合》

『申請に必要な書類』

- 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医療）
- 自立支援医療（精神通院医療）受給者証（原本）
- 加入医療保険等の資格情報を確認できる書類（以下のいずれか）又は生活保護受給者証の写し
 - ①加入する医療保険者からの交付された「資格確認書」
 - ②マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面若しくはデータを印字したもの
 - ③健康保険証の原本（令和7年12月1日までの経過措置）

《氏名又は住所が変わった場合》

『申請に必要な書類』

- 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医療）
- 自立支援医療（精神通院医療）受給者証（原本）

※注意事項※

市民課での手続を終えた後に、受給者証（原本）をお持ちの上、障がい者福祉課窓口にお越しください。

精神障がい者保健福祉手帳を所持している場合は、手帳（原本）も必要です。

《再交付について》

自立支援医療受給者証（精神通院医療）を汚損、紛失したときは、受給者証を再交付することができます。

申請してから届くまで1か月～1か月半程度掛かります。

■自立支援医療の月額自己負担上限額表

自立支援医療の自己負担額は、原則1割ですが、受給者本人の収入や世帯（住民票の家族ではなく、同じ医療保険に加入している世帯）の所得、疾病等の状況（重度かつ継続に該当するかどうか）に応じて、毎月の自己負担上限額を設定しています。

※ 重度かつ継続の該当者とは、継続的な通院治療を受ける必要があり、相当額の医療費がかかる方となります。該当するかどうかは、その方の病状によって異なりますので、通院先の医療機関にお尋ねください。

所得区分	負担割合	1か月の自己負担上限額		
		「重度かつ継続」に該当しない		「重度かつ継続」に該当する
		更生医療・精神通院	育成医療	
生活保護世帯	負担なし	0円		
市町村民税非課税世帯（低所得層1） 本人収入額 年80万9千円以下	1割	2,500円	左記と同じ	左記と同じ （認定の必要なし）
市町村民税非課税世帯（低所得層2） 本人収入額 年80万9千円超		5,000円		
市町村民税課税世帯（中間層1） 所得割3万3千円未満		上限額の設定なし （医療保険の自己負担限度額）	5,000円 ※1	5,000円
市町村民税課税世帯（中間層2） 所得割3万3千円以上 23万5千円未満			10,000円 ※1	10,000円
市町村民税課税世帯（一定所得以上） 所得割23万5千円以上			自立支援医療対象外 （一般医療と同じ扱い）	20,000円 ※1

※1 令和9年3月31日までの特例措置となります。

2 精神障がい者通院医療費助成事業

市内に住所を有する精神障がい者が、安心して医療を受けられるよう、精神障がい者通院医療費助成事業を実施しています。

【対象者】

自立支援医療（精神通院医療）の受給者証をお持ちの方

※ 自立支援医療（精神通院医療）の所得区分が課税世帯で、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちではない方につきましては、医療費助成の対象外です。

【制度内容】

自立支援医療（精神通院）の適用を受けた際の医療費（10%）を助成します。

【医療費の請求方法】

<パターン①>

「精神障がい者通院医療費支給申請書」に必要事項を記入の上、医療機関等で発行される領収書を添えて請求する。

<パターン②>

「精神障がい者通院医療費支給申請書」に必要事項を記入の上、医療機関等から申請書の「証明欄」に医療費の証明を受けた上、請求する。

※ パターン①、②ともに月ごと、医療機関ごとに申請書が1枚必要となります。

<振込日> 毎月15日までの申請は翌月15日（ただし、受診月中の申請は翌々月）

<提出先> 障がい者福祉課給付係（郵送可）又は各出張所

問合せ 障がい者福祉課

3 重度心身障がい者（児）医療費支給事業

市内に住所を有する心身に重度の障がいのある方が、安心して医療を受けられるよう、重度心身障がい者医療費支給事業を実施しています。

受給資格登録を受けることにより、病気やケガ等医療機関において通院・入院した際に支払う医療費（一部負担金）を助成します。

【対象者】

- 1 身体障がい者手帳1～3級
 - 2 療育手帳㊤・A・B
 - 3 精神障がい者保健福祉手帳1級（精神病床への入院費用等は助成対象外）
 - 4 次のいずれかに該当し、埼玉県後期高齢者医療広域連合に加入している方
 - ① 音声又は言語機能障がい、下肢機能障がい（一部）で4級の身体障がい者手帳をお持ちの方
 - ② 精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
 - ③ 障がい年金1・2級の証書をお持ちの方
- この事業は所得に関する制限があります。基準額については、「所得制限」を参照してください。
 - 平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに重度心身障がい者になられた方は対象外となります。

【申請方法及び支給内容】

受給者証	一般（国保・社保）			後期（埼玉県後期高齢者医療広域連合）			
	桃色の受給者証			白色の受給者証			
手帳	身体手帳 1～3級	療育手帳 ㊤・A・B	精神手帳1級 （精神病床への 入院費は対象外）	身体手帳 1～3級・ 4級の一部	療育手帳 ㊤・A・B	精神手帳 1・2級	障がい 基礎年金 1・2 級
医療費の申請方法	【現物給付による方法】 ◆埼玉市内の現物給付を行う医療機関（※）で受診される場合、1つの医療機関で1か月の医療費（一部負担金）が、21,000円未満の場合、窓口での自己負担はありません。（市が、医療機関に直接支払います。） ※柔道整復等は新座・朝霞・和光・志木市内の市長の指定する施術機関に限ります。			【現物給付による方法】 ◆埼玉市内の現物給付を行う医療機関（※）で受診される場合、窓口での自己負担はありません。（市が、医療機関に直接支払います。） ※柔道整復等は新座・朝霞・和光・志木市内の市長の指定する施術機関に限ります。			
	【償還払いによる方法】 ◆上記に該当しない場合は、医療費を全額お支払いいただき、医療機関等で発行された領収書を所定の申請書に添付して申請してください。後日、指定の口座に振込します。（領収書を添付する代わりに、医療機関に申請書の下部にある領収書欄に必要事項を記載してもらうことでも申請ができます。）			【償還払いによる方法】 ◆上記に該当しない場合は、医療費を全額お支払いいただき、医療機関等で発行された領収書を所定の申請書に添付して申請してください。後日、指定の口座に振込します。（領収書を添付する代わりに、医療機関に申請書にある助成請求金額欄及び医療機関等欄に必要事項を記載してもらうことでも申請ができます。）			

償還払いの申請は、月ごと・医療機関ごとに申請書が必要です。

※ 医療機関に医療費をお支払いした日の翌日を起算して、5年以内に申請してください。

- 高額療養費や付加給付等健康保健組合から支給される金額や公費負担等他の制度により支給される医療費を除きます。
- 実費分の医療費や健康診断、予防接種、文書料、薬の容器代、入院時の差額室料、おむつ代、交通費等は助成の対象外となります。
- 毎月15日までの申請は、翌月15日の振込です。（受診月の申請は、翌々月の振込になります。また、高額療養費等の確認事項がある場合は、振込までに3か月以上かかる場合があります。）

※ 住民税非課税世帯の方を対象に助成していた入院時食事代については、令和3年4月1日診療分から助成対象外となります。（令和3年3月31日までの食事代は、従前どおり助成対象となります。）

【所得制限】

前年（申請月によっては前々年）の所得を基準に算定し、判定します。毎年10月に更新となり、対象者本人に所得制限基準額を超える所得がある場合は、翌年9月30日まで支給停止となります。

扶養親族数	所得制限基準額	【参考】給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円

- 扶養親族が1名増えるごとに、所得制限基準額に38万円を加算します。

※ 所得制限基準額は、対象者本人のみの所得を対象とします。

【申請先】

障がい者福祉課給付係（郵送での申請もできます。）又は各出張所

☎問合せ 障がい者福祉課

4 後期高齢者医療

市内に住所を有する65歳から74歳までの方で、身体・知的又は精神上的の障がいがあり、日常生活を営むのに支障のある方が対象となります。後期高齢者医療に加入するかどうか選択できますが、保険料や自己負担割合が変わる可能性がありますので、長寿はつらつ課にご相談ください。

【対象者】

- ① 身体障がい者手帳1～3級をお持ちの方
- ② 音声又は言語機能障がい、下肢機能障がい4級（一部）の身体障がい者手帳をお持ちの方
- ③ 療育手帳④・Aをお持ちの方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ⑤ 障がい年金1・2級の証書をお持ちの方

※ 75歳以上の方は、障がい者手帳を所持していなくても全員加入となります。

☎問合せ 長寿はつらつ課

5 ひとり親家庭等医療費支給

ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、医療費の一部負担金を支給します。
また、所得制限があります。

【対象者】

医療保険に加入している、次のいずれかに該当する18歳になる年の年度末（一定以上の障がいがある場合は20歳未満）までの児童を養育している父母又は養育者

- 1 父母が婚姻を解消した児童（離婚、事実婚の解消など）
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母に一定以上の障がいがある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- 6 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 7 父又は母が法律により1年以上拘禁されている児童
- 8 母が婚姻（事実婚を含む。）によらないで懐胎した児童

☎問合せ こども支援課

6 指定難病医療・特定疾患等医療・小児慢性特定疾病医療

【指定難病・特定疾患等医療給付制度】

指定難病や対象となる疾患の治療を受けている方の中で、一定の認定基準を満たしている方に対して治療に係る医療費の一部を公費で負担する制度です。

【指定難病要支援者証明事業】

令和6年4月の改正難病法施行に伴い、難病の患者が指定難病に罹患していることを証明する「登録者証」を交付する事業が創設されました。

「登録者証」は、難病の患者が福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、都道府県等が患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認したうえで発行するものです。

※ 申請手続等は保健所で受け付けています。詳しくは、保健所へお問合せください。

告示番号	指定難病名	告示番号	指定難病名
ア	135 アイカルディ症候群	エ	217 エプスタイン病
	119 アイザックス症候群		204 エマヌエル症候群
	24 亜急性硬化性全脳炎		30 遠位型ミオパチー
	46 悪性関節リウマチ	オ	68 黄色靱帯骨化症
	83 アジソン病		301 黄斑ジストロフィー
	303 アッシャー症候群		146 大田原症候群
	116 アトピー性脊髄炎		170 オクシピタル・ホーン症候群
	182 アペール症候群	カ	227 オスラー病
	297 アラジール症候群		232 カーニー複合
	218 アルポート症候群		141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
	131 アレキサンダー病		97 潰瘍性大腸炎
	201 アンジェルマン症候群		72 下垂体性ADH分泌異常症
	184 アントレー・ビクスラー症候群		76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
イ	247 イソ吉草酸血症		77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
	222 一次性ネフローゼ症候群		73 下垂体性TSH分泌亢進症
	223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎		74 下垂体性PRL分泌亢進症
	325 遺伝性自己炎症疾患		78 下垂体前葉機能低下症
	120 遺伝性ジストニア		79 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
	115 遺伝性周期性四肢麻痺		266 家族性地中海熱
	298 遺伝性腭炎		336 家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
	286 遺伝性鉄芽球性貧血		161 家族性良性慢性天疱瘡
ウ	175 ウィーバー症候群		307 カナバン病
	179 ウィリアムズ症候群		269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
	171 ウィルソン病		187 歌舞伎症候群
	145 ウエスト症候群		258 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
	191 ウェルナー症候群		316 カルニチン回路異常症
	233 ウォルフラム症候群		257 肝型糖原病
	29 ウルリッヒ病		226 間質性膀胱炎（ハンナ型）
エ	168 エーラス・ダンロス症候群		150 環状20番染色体症候群
	287 エプスタイン症候群		209 完全大血管転位症

告示番号		指定難病名	告示番号		指定難病名
カ	164	眼皮膚白皮症		80	甲状腺ホルモン不応症
	236	偽性副甲状腺機能低下症		59	拘束型心筋症
キ	219	ギャロウェイ・モフト症候群	コ	241	高チロシン血症1型
	1	球脊髄性筋萎縮症		242	高チロシン血症2型
	220	急速進行性糸球体腎炎		243	高チロシン血症3型
	271	強直性脊椎炎		283	後天性赤芽球癆
	41	巨細胞性動脈炎		70	広範脊柱管狭窄症
	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）		332	膠様滴状角膜ジストロフィー
	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）		344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症		192	コケイン症候群
	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）		104	コステロ症候群
	2	筋萎縮性側索硬化症		274	骨形成不全症
	256	筋型糖原病		185	コフィン・シリズ症候群
	113	筋ジストロフィー		176	コフィン・ローリー症候群
ク	75	クッシング病	サ	52	混合性結合組織病
	106	クリオピリン関連周期熱症候群		190	鰓耳腎症候群
	281	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群		60	再生不良性貧血
	181	クルーゾン症候群		55	再発性多発軟骨炎
	248	グルコーストランスポーター1欠損症		211	左心低形成症候群
	249	グルタル酸血症1型		84	サルコイドーシス
	250	グルタル酸血症2型		212	三尖弁閉鎖症
	16	クロウ・深瀬症候群		317	三頭酵素欠損症
	96	クローン病	シ	53	シェーグレン症候群
	289	クロンカイト・カナダ症候群		159	色素性乾皮症
ケ	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症		32	自己貪食空胞性ミオパチー
	158	結節性硬化症		95	自己免疫性肝炎
	42	結節性多発動脈炎		288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
	64	血栓性血小板減少性紫斑病		61	自己免疫性溶血性貧血
	137	限局性皮質異形成		260	シトステロール血症
	346	原発性肝外門脈閉塞症		318	シトリン欠損症
	262	原発性高カイロミクロン血症		224	紫斑病性腎炎
	94	原発性硬化性胆管炎		265	脂肪萎縮症
	48	原発性抗リン脂質抗体症候群		107	若年性突発性関節炎
	4	原発性側索硬化症		304	若年発症型両側性感音難聴
	93	原発性胆汁性胆管炎		10	シャルコー・マリー・トゥース病
	65	原発性免疫不全症候群		11	重症筋無力症
	43	顕微鏡的多発血管炎		208	修正大血管転位症
コ	267	高IgD症候群		177	ジュベール症候群関連疾患
	98	好酸球性消化管疾患		347	出血性線溶異常症
	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		33	シュワルツ・ヤンペル症候群
	306	好酸球性副鼻腔炎		138	神経細胞移動異常症
	221	抗糸球体基底膜腎炎		125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
	69	後縦靱帯骨化症		34	神経線維腫症

告示番号		指定難病名	告示番号		指定難病名
シ	9	神経有棘赤血球症	セ	253	先天性葉酸吸収不全
	5	進行性核上性麻痺		127	前頭側頭葉変性症
	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
	272	進行性骨化性線維異形成症	ソ	147	早期ミオクロニー脳症
	25	進行性多巣性白質脳症		207	総動脈幹遺残症
	308	進行性白質脳症		292	総排泄腔外反症
	309	進行性ミオクローヌステんかん		293	総排泄腔遺残
	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		194	ソトス症候群
	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	タ	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
ス	154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症		200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
	157	スタージ・ウェーバー症候群		7	大脳皮質基底核変性症
	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群		326	大理石骨病
	202	スミス・マギニス症候群		40	高安動脈炎
セ	206	脆弱X症候群		17	多系統萎縮症
	205	脆弱X症候群関連疾患		275	タナトフォリック骨異形成症
	54	成人発症スチル病		44	多発血管炎性肉芽腫症
	117	脊髄空洞症		13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
	18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）		67	多発性嚢胞腎
	118	脊髄髄膜瘤		188	多脾症候群
	3	脊髄性筋萎縮症		261	タンジール病
	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症		210	単心室症
	328	前眼部形成異常		166	弾性線維性仮性黄色腫
	28	全身性アミロイドーシス		296	胆道閉鎖症
	49	全身性エリテマトーデス	チ	305	遅発性内リンパ水腫
	51	全身性強皮症		105	チャージ症候群
	310	先天異常症候群		134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
	294	先天性横隔膜ヘルニア		39	中毒性表皮壊死症
	132	先天性核上性球麻痺	テ	101	腸管神経節細胞僅少症
	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症		172	低ホスファターゼ症
	160	先天性魚鱗癬	ト	35	天疱瘡
	12	先天性筋無力症候群		57	特発性拡張型心筋症
	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症		85	特発性間質性肺炎
	311	先天性三尖弁狭窄症		27	特発性基底核石灰化症
	225	先天性腎性尿崩症		327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
	282	先天性赤血球形成異常性貧血		163	特発性後天性全身性無汗症
	312	先天性僧帽弁狭窄症		331	特発性多中心性キャスルマン病
	139	先天性大脳白質形成不全症		71	特発性大腿骨頭壊死症
	313	先天性肺静脈狭窄症		92	特発性門脈圧亢進症
	82	先天性副腎低形成症	ナ	140	ドラベ症候群
	81	先天性副腎皮質酵素欠損症		268	中條・西村症候群
	111	先天性ミオパチー		174	那須ハコラ病
	130	先天性無痛無汗症		276	軟骨無形成症

告示番号		指定難病名	告示番号		指定難病名
ナ	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	フ	235	副甲状腺機能低下症
ニ	345	乳児発症S T I N G関連血管炎		255	複合カルボキシラーゼ欠損症
	295	乳幼児肝巨大血管腫		20	副腎白質ジストロフィー
	251	尿素サイクル異常症		237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
ヌ	195	ヌーナン症候群		110	ブラウ症候群
ネ	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症		193	プラダー・ウィリ症候群
	335	ネフロロン癆	ハ	23	プリオン病
ノ	334	脳クレアチン欠乏症候群		245	プロピオン酸血症
	263	脳腱黄色腫症		228	閉塞性細気管支炎
	121	脳内鉄沈着神経変性症		56	ベーチェット病
	122	脳表ヘモジデリン沈着症		31	バスレムミオパチー
	37	膿疱性乾癬（汎発型）		126	ペリー病
	299	嚢胞性線維症	ホ	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
ハ	6	パーキンソン病		136	片側巨脳症
	47	バージャー病		149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症		323	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
	86	肺動脈性肺高血圧症		62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	マ	337	ホモシスチン尿症
	230	肺胞低換気症候群		254	ポルフィリン症
	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群		112	マリネスコ・シェーグレン症候群
	91	バッド・キアリ症候群		167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
	8	ハンチントン病	ミ	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
ヒ	321	非ケトーシス型高グリシニン血症		88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	165	肥厚性皮膚骨膜症		270	慢性再発性多発性骨髄炎
	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群		99	慢性特発性偽性腸閉塞症
	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	ム	142	ミオクロニー欠神てんかん
	58	肥大型心筋症		143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症		21	ミトコンドリア病
	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	メ	329	無虹彩症
	314	左肺動脈右肺動脈起始症		189	無脾症候群
	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎		264	無βリポタンパク血症
	109	非典型溶血性尿毒症症候群		244	メープルシロップ尿症
	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	モ	324	メチルグルタコン酸尿症
	50	皮膚筋炎/多発性筋炎		246	メチルマロン酸血症
	36	表皮水疱症		133	メビウス症候群
	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）		63	免疫性血小板減少症
フ	183	ファイファー症候群	ヤ	169	メンケス病
	215	ファロー四徴症		90	網膜色素変性症
	285	ファンコニ貧血		22	もやもや病
	15	封入体筋炎	ヤ	178	モワット・ウィルソン症候群
	240	フェニルケトン尿症		196	ヤング・シンプソン症候群

告示番号		指定難病名	告示番号		指定難病名
ユ	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	英 数 字 等	66	I g A腎症
ラ	19	ライソゾーム病		300	I g G 4 関連疾患
	151	ラスムッセン脳炎		342	LMNB 1 関連大脳白質脳症
	155	ランドウ・クレフナー症候群		339	MECP 2 重複症候群
リ	252	リジン尿性蛋白不耐症		152	PCDH 1 9 関連症候群
	216	両大血管右室起始症		343	PURA 関連神経発達異常症
	277	リンパ管腫症/ゴーハム病		341	TRPV 4 異常症
	89	リンパ脈管筋腫症		173	VATER 症候群
ル	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）		108	TNF 受容体関連周期性症候群
	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群		231	α 1－アンチトリプシン欠乏症
レ	302	レーベル遺伝性視神経症	322	β －ケトチオラーゼ欠損症	
	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	県単独	原発性骨髄線維症	
	156	レット症候群		特発性好酸球増多症候群（好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎を除く。）	
	144	レノックス・ガストー症候群		橋本病	
ロ	348	ロウ症候群		溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。）	
	186	ロスモンド・トムソン症候群	特定疾患	スモン	
	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症		プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）	
英 数 字 等	197	1 p 3 6 欠失症候群			
	203	2 2 q 1 1. 2 欠失症候群			
	198	4 p 欠失症候群			
	199	5 p 欠失症候群			
	180	ATR－X 症候群			
	103	CFC 症候群			
	26	HTLV－1 関連脊髄症			
	123	HTRA 1 関連脳小血管病			

令和7年4月1日現在

【小児慢性特定疾病医療費助成制度】

※ 788疾病を下記の16疾患群に分類して給付を行っており、対象疾患ごとに対象基準が設けられています。詳しくは、保健所へお問合せください。

対象疾患群	疾病名の例
01 悪性新生物	白血病、リンパ腫、中枢神経系腫瘍、固形腫瘍など
02 慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群、IgA腎症など
03 慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患、気道狭窄、気管支喘息など
04 慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症、肺動脈狭窄症など
05 内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、橋本病、バセドウ病など
06 膠原病	若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデスなど
07 糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病など
08 先天性代謝異常	糖原病Ⅰ型、フェニルケトン尿症など
09 血液疾患	血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血など
10 免疫疾患	後天性免疫不全症候群など
11 神経・筋疾患	点頭てんかん（ウエスト症候群）、結節性硬化症など
12 慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症、アラジール症候群など
13 染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	18トリソミー症候群、ダウン症候群、マルファン症候群など
14 皮膚疾患群	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）、レックリングハウゼン病（神経線維腫Ⅰ型）など
15 骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性線維異形成症など
16 脈管系疾患	巨大静脈奇形、巨大動静脈奇形、原発性リンパ浮腫など

令和7年4月1日現在

☎問合せ

朝霞保健所

電話 048-461-0468

朝霞保健所の場所は、120ページを参照してください。

7 心身障がい者（児）歯科診療

地域の歯科医院において診療を受けることが困難な方に対して、下記の診療所において歯科診療を行っています。予約制ですので、事前にお問合せください。

【対象者】

疾病等により、地域の歯科医院では治療できない方（精神的に不安があったり、診療に恐怖心を抱いたりする方も含みます。）

※ 障がい者手帳をお持ちでない方も、診療を受けることができます。

診療所

埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所

〒351-0016

朝霞市青葉台1-10-60

電話

（代表） 048-466-1411

（ダイヤルイン）048-466-1434

FAX 048-467-4127

月曜日～金曜日及び第2・第4土曜日

9時～12時、13時～17時

【交通案内】

東武東上線 朝霞駅南口下車 徒歩15分

↓地図検索はこちら↓



8 朝霞地区障がい者等歯科保健医療システム

朝霞地区4市（朝霞市、和光市、志木市、新座市）では、「社団法人朝霞地区歯科医師会」の協力により、障がいのある方がより身近な地域で、歯科医療や予防処置・相談が受けられるよう、「朝霞地区歯科医師会障がい者等歯科協力医」が歯科保健相談に応じて、可能な限り通常の歯科治療、予防処置及び訪問診療（応急処置等）を行います。

かかりつけの歯科医がいないなどで、歯科保健医療のことでお困りの場合には、ご相談ください。

問合せ

社団法人朝霞地区歯科医師会

〒351-0011

朝霞市本町1-7-3 朝霞市保健センター内

電話 048-465-2244 FAX 048-465-2104

9 訪問看護

ねたきりの高齢者や重度障がい者の在宅療養支援のため、看護師が家庭訪問し、かかりつけ医師の指示に基づき各種看護サービスを行っています。

なお、加入している保険の種類に応じて利用料の自己負担があります。

【対象者】

病気、けが等により家庭において、ねたきり又はこれに準じる状態にある方及び重度障がい者や難病等で、かかりつけの医師が必要と認めた方

※ 介護保険で要支援１・２（介護予防訪問看護）、要介護１～５（訪問看護）と認定された方は介護保険制度を利用していただきます。

問合せ

名称	所在地	電話番号
訪問看護ステーション あおば	新座市堀ノ内３－１４－３０	０４８－４８１－１６４７
訪問看護ステーション つくし	新座市東北２－２９－３５ ワイズブルミエ３階	０４８－４８７－２３４５
訪問看護ステーション 「轍」わだち	新座市野火止４－１－２３ ビル２階	０４８－４７８－８０３４
新座園訪問看護ステーション	新座市野火止４－１４－２０	０４８－４７７－９９００
訪問看護ステーション みどり	新座市堀ノ内２－９－３１	０４８－４８２－７５８０
「和」訪問看護ステーション	新座市あたご３－８－２２－１０１	０４８－４２４－７５３１
清風荘病院訪問看護ステーション ひまわり	新座市堀ノ内１－２－２２	０４８－４８５－９４９０
ロイヤルレジデンス新座	新座市野火止７－４－５５	０４８－４８９－１１５５
訪問看護ステーション オレンジ	新座市北野１－２－２２	０４８－４８７－７８９６
アイビー訪問看護ステーション	新座市栄３－２－１７	０４８－４８６－９３２７
訪問看護ステーション ささえーる	新座市野寺５－３－３７ サニープレスキャッスルＡ１０２	０４２－４３９－６１４７
フラワー訪問看護ステーション	新座市栗原１－２－２	０４２－４７６－５７６２
訪問看護ステーションあやめ新座	新座市石神２－１１－３４ グレイスアヴェニュー１０２号室	０４８－４８５－１７３０
あんしんケアサポート	新座市東３－９－１１ ホワイトヒルズ１０５	０４８－２６０－６３８０
訪問看護ステーションあじさい	新座市東北２－２７－１７ 斉藤マンション３０２	０４８－２３４－３６１９
訪問看護ステーションくれは	新座市栗原５－１２－６ コーポエル１階	０４２－４３９－３６４４

V 年金・手当

1 国民年金法による障がい基礎年金

日本年金機構の審査によって国民年金法で定める1級又は2級の障がいと認められたときに障がい基礎年金が受けられます。

要件としては、国民年金加入中や20歳前に初診日（初めて医師の診療を受けた日）のある病気・けがで障がい認定日（初診日から1年6か月経過した日又は1年6か月以内に症状が固定した日）に1級又は2級の障がいになったときです。

また、障がい認定日に該当しなくても、65歳になるまでに病状が悪化し、1級又は2級の障がいになったときです。

なお、保険料納付要件として、次の要件を満たしている必要があります。

- 初診日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納付又は免除されている期間が3分の2以上あること。
- ※ 令和8年3月31日までに初診日がある場合の特例として、初診日において65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ要件を満たします。
- ※ 20歳前に障がいの状態になったときは、納付要件がないため、本人の所得制限が設けられています。また、刑事施設に拘禁されたときや国外に在住するときは、その期間支給が停止されます。
- ※ 65歳を過ぎた方は、原則障がい基礎年金を請求することはできません。

問合せ 国保年金課

2 厚生年金保険法による障がい厚生年金

厚生年金加入中に初診日（初めて医師の診療を受けた日）がある病気やけがによって、障がい等級の1級・2級・3級のいずれかに該当する場合に障がい厚生年金が支給されます。

障がい等級の1級・2級に該当する人には、国民年金法による障がい基礎年金と併せて支給されます。

また、厚生年金加入中に初診日のある病気やけがが5年以内に治り、3級よりやや軽い障がいが残ったときは、厚生年金独自の障がい手当金が支給されます。

なお、保険料納付要件として、次の要件を満たしている必要があります。

- 初診日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納付又は免除されている期間が3分の2以上あること。
- ※ 令和8年3月31日までに初診日がある場合の特例として、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ要件を満たします。

問合せ

日本年金機構川越年金事務所

電話 049-242-2657 川越年金事務所の場所は、121ページを参照してください。

3 特別障がい給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障がい基礎年金等を受給していない障がい者について、福祉的措置として「特別障がい給付金制度」が平成17年4月に創設されました。

【対象者】

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生（夜間部、定時制課程、通信制課程を除く。）
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金（厚生年金、共済組合など）の加入者の配偶者

上記①又は②に該当し、当時任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在障がい基礎年金1、2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限ります。請求についても65歳に達する日の前日までに行う必要があります。

なお、障がい基礎年金や障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給できる方は対象になりません。

※ 本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によって、支給が調整（又は停止）されることもあります。

☎問合せ 国保年金課

4 新座市重度心身障がい者福祉手当

心身に重度の障がいがある方に、市から手当を支給します。

【対象者】

障がい者本人が市町村民税非課税で、①～③のいずれかに該当する方

- ① 身体障がい者手帳1級又は2級の方
- ② 療育手帳④、A、B又は知的障がい者更生相談所若しくは児童相談所において障がいの程度が最重度、重度、中度と判定された方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の方

【支給の対象にならない方】

・特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過措置による福祉手当及び新座市重度要介護高齢者手当を受給している方（ただし、20歳未満で超重症心身障がい児の方は、重複して受給できます。）

・施設に入所している方

・65歳以後に障がい者手帳の交付を受けている方（平成21年12月31日以前に対象となる障がい者手帳の交付を受けている方は除きます。）

【手当の額】

月額 5,000円

<振込日> 9月（4～9月分）・3月（10～3月分）の各月末日

☎問合せ 障がい者福祉課

5 特別障がい者手当

20歳以上であって、身体又は精神（知的障がいを含む。）の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（障がい者手帳の有無にかかわらず審査を行うため、難病患者や要介護4、5等の方でも、対象となる可能性あり）。ただし、施設に入所中の方及び継続して3か月を超えて病院又は診療所に入院している方を除きます。また、所得制限があります。

月額 28,840円/令和6年度（年度によって、金額が変更となる場合があります。）

29,590円/令和7年度

<振込日> 2月（11～1月分）・5月（2～4月分）

8月（5～7月分）・11月（8～10月分）の各月10日

問合せ 障がい者福祉課

6 障がい児福祉手当

20歳未満であって、身体障がい者手帳の1級及び2級の一部の方、療育手帳の㊤の方並びに常時介護を要する精神障がい者その他これと同程度の障がいがある方。ただし、施設に入所中の方及び障がいを支給事由とする年金を受給している方を除きます。また、所得制限があります。

月額 15,690円/令和6年度（年度によって、金額が変更となる場合があります。）

16,100円/令和7年度

<振込日> 2月（11～1月分）・5月（2～4月分）

8月（5～7月分）・11月（8～10月分）の各月10日

問合せ 障がい者福祉

7 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がい（身体障がい者手帳の1級、2級及び3級の一部、療育手帳㊤、A又はB程度、その他これと同程度の方）がある20歳未満の子どもを育てている方に、手当を支給する制度です。ただし、子どもが児童福祉施設等に入所しているとき等を除きます。また、所得制限があります。

月額 1級 55,350円 2級 36,860円/令和6年度

1級 56,800円 2級 37,830円/令和7年度

（年度によって、金額が変更となる場合があります。）

<振込日> 4月（12～3月分）・8月（4～7月分）

11月（8～11月分）の各月11日

※ 金融機関によっては、数日前後する場合があります。

問合せ 障がい者福祉課

8 児童扶養手当

ひとり親家庭等に手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図るための制度です。また、所得制限があります。

【対象者】

次のいずれかに該当する18歳になる年の年度末（一定以上の障がいがある場合は20歳未満）までの児童を養育している父母又は養育者

- 1 父母が婚姻を解消した児童（離婚、事実婚の解消など）
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母に一定以上の障がいがある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- 6 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7 父又は母が法律により1年以上拘禁されている児童
- 8 母が婚姻（事実婚を含む。）によらないで懐胎した児童

〔手当額（月額）〕（令和7年度。毎年4月に改定）

	全部支給	一部支給（所得に応じて決定）
児童1人の場合	46,690 円	46,680 円～11,010 円
児童2人目以降の加算額	11,030 円	11,020 円～5,520 円

※ 公的年金（遺族年金、障がい年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給している方で、年金額が手当より低い場合は、その差額分の手当が受給できます。

☎問合せ こども支援課

9 心身障がい者扶養共済

心身障がい者（児）を扶養している保護者の方が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあったときに、心身障がい者（児）に年金を支給する制度です。

〔加入できる方〕

心身に一定程度以上の障がいのある方を扶養している65歳未満の方（4月1日時点）で、県内（さいたま市を除く）に住所を有し、特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態にある方

〔掛金〕

加入したときの年齢によって異なります。加入者が4月1日時点で65歳となる年度の最初の加入月に達し、かつ、20年以上加入した場合は、掛金が免除されます。また、それ以前であっても、加入した方の世帯が一定の要件に該当すれば、掛金の減免を受けることができます。

※ 途中で解約されても掛金は返還されません。

☎問合せ 障がい者福祉課

10 健康保険法による傷病手当金

被保険者が業務外の傷病で就労不能となり、給料を支給されないときに支給されます。また、傷病手当金の額より少ない給与が支払われているときは、その差額が支給されます。

なお、国民健康保険にはこの制度はありません。

☎問合せ

加入している健康保険組合

全国健康保険協会埼玉支部に加入している方 048-658-5919（代表）

11 労働者災害補償保険（労災保険）の給付

労働者災害補償保険は、就労中及び通勤中の負傷、疾病に対し、療養補償給付、障がい補償給付などの各種保険給付や、義肢、車椅子などの補装具の給付を行います。

☎問合せ

埼玉労働局労働基準部労災補償課

電話 048-600-6207 FAX 048-600-6227

さいたま労働基準監督署

電話 048-600-4802

VI 税・その他の減免割引等

1 税の減免

(1) 所得税・市県民税・相続税・贈与税・事業税等

種類	内 容	対 象 者	問合せ
所得税	本人又は配偶者（※）、扶養親族が障がい者の場合、課税対象額から一定額が控除されます。	特別障がい者控除 ● 身体障がい者手帳 1 級、2 級 ● 療育手帳 ④、A ● 精神障がい者保健福祉手帳 1 級 障がい者控除 ● 身体障がい者手帳 3 ～ 6 級 ● 療育手帳 B、C ● 精神障がい者保健福祉手帳 2 級、3 級	朝霞税務署
市県民税	本人又は配偶者（※）、扶養親族が障がい者の場合、課税対象額から一定額が控除されます。また、本人が障がい者の場合、一定の所得額まで非課税となります。		課税課
相続税	85歳未満の障がい者が相続により財産を取得した場合、相続税額から一定額が控除されます。		朝霞税務署
贈与税	障がい者への特定の信託受益権の贈与は一定額まで非課税となります。	身体障がい者手帳 1 級、2 級 療育手帳④、A、B、C 精神障がい者保健福祉手帳 1 級、2 級、3 級	朝霞税務署
事業税	視力障がいの方が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業は非課税となります。	両眼の視力 0.06 以下の視力障がい者	朝霞県税事務所
マル優等	元本 350 万円までの預金等の利子等が非課税となります。	身体障がい者手帳 1 ～ 6 級 療育手帳④、A、B、C 精神障がい者保健福祉手帳 1 ～ 3 級	各金融機関 朝霞税務署

※…所得要件等があります。

(2) 自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）

障がいの区分及び等級が次の表に該当する方の通院、通学、通所又は生業のためにもっぱら使用される自動車については、自動車税又は軽自動車税の減免制度があります。障がい者一人につき 1 台に限り減免されますが、減免を受けるためには納期限までに申請が必要です。

[減免の対象となる障がいの区分及び等級]

次の表に当てはまる身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

<障がい者一人に対し、自動車（軽自動車を含む。）1 台に限りです。>

障 が い の 区 分		障 が い の 等 級（障 が い の 程 度）
視覚障がい		1級から3級まで、4級の1（4級のうち良い方の視力が0.08～0.1）
聴覚障がい		2級、3級
平衡機能障がい		3級
音声・言語機能障がい		3級（喉頭が摘出された場合に限る。）
上肢不自由		1級、2級
下肢不自由		1級から6級まで
体幹不自由		1級から3級まで、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
	移動	1級から6級まで
心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸		1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級まで
肝臓機能障がい		1級から3級まで
知的障がい		㊤、A
精神障がい		1級（障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方）

※ 障がい名が「半身不随」の場合など複数の障がいがある場合は、障がいの区分ごとの等級（上肢〇級、下肢〇級など）を確認します。

※ 障がい者が施設に入所している場合は、身体障がい者手帳1・2級の方、療育手帳㊤又はAの方、精神障がい者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方が対象となります。

☎問合せ（減免申請先）

【自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）について】

- 埼玉県自動車税事務所（課税第二担当）
〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3
電話 048-658-0227 FAX 048-643-0295
- 埼玉県自動車税事務所 所沢支所
〒359-0026 所沢市牛沼690-1
電話04-2998-1321 FAX 04-2991-1009

【自動車税（種別割）について】

- 朝霞県税事務所
〒351-0025 朝霞市三原1-3-1 埼玉県朝霞地方庁舎
電話 048-463-1671 FAX 048-463-1675

【軽自動車税（種別割）について】

- 課税課

2 JR・私鉄運賃の割引

【対象者】

身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方で、手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の種別が次の表にあてはまる方

区分（種別）	種類	割引率	取扱区間
第1種（本人及び介護者） ※ 本人及び介護者が、一緒に乗車した場合に限ります。	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全線 ※但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種（単独） 第2種（単独）	普通乗車券	5割	片道100kmを超えるもの （私鉄等の他鉄道会社をまたがる場合を含みます。）
12歳未満の第2種障がい者とその介護者	定期乗車券	5割	※小児定期乗車券については割引を適用しません。

※ 私鉄の割引の取扱い（介護者、取扱区間、割引率等）はおおむねJR線と同じですが、各鉄道会社によって、多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問合せください。

☎問合せ 各鉄道会社

3 国内航空運賃の割引

身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳（搭乗日当日が有効期限内のものに限る。）をお持ちの方とその介護者は、国内航空運賃の割引が適用される場合があります。詳しくは、各航空会社にお問合せください。

【割引率】

航空会社によって異なります。

☎問合せ 各航空会社

4 バス料金の割引

【利用方法】

身体障がい者、知的障がい者

- 乗車の際は、支払いをする前に手帳を提示し、料金を支払ってください。
 - 「要介護」を押印してある手帳をお持ちの方は、本人と同行している介護者も半額となります。本人が一人で乗車した際も半額になります。
- ※ 「要介護」の印は、身体障がい者手帳第1種、療育手帳第1種・第2種の場合に押印してあります。

精神障がい者

- 料金を支払う際に手帳を提示してください。
- 写真が添付された精神障がい者保健福祉手帳を提示した場合に、割引の対象となります。

対象者	割引の種類	割引率	取扱会社
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	普通乗車券	5割	一般社団法人埼玉県バス協会に加入しているバス会社の一部は実施。 その他の都道府県については、会社により取扱いが変わります。
	定期券	3割	

詳しくは、各バス会社にお問合せください。

☎問合せ 各バス会社

5 コミュニティバス（にいバス）の無料乗車について

身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、乗車時に障がい者手帳又は障がい者手帳アプリ「ミライロID」を運転手に提示いただくことで、無料で乗車可能です（原則、申請不要）。

【有効期間】

障がい者手帳の有効期限まで有効

※ 希望者には、無料乗車証を発行いたしますので、手帳を持参の上、交通政策課までお越しください。

☎問合せ 交通政策課

6 タクシー運賃の割引

身体障がい者手帳、療育手帳を提示することにより料金の10%の割引を受けることができます。福祉タクシー利用券の交付を受けている方は、このサービスと併用することができます。

※ 精神障がい者も割引になる場合があります。詳しくは、直接各タクシー会社にお問合せください。

☎問合せ 各タクシー事業者

7 有料道路料金の割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障がい者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため有料道路料金について割引（5割）をするものです。

【対象者】

- ・身体障がい者手帳を所持して自ら運転する場合（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種又は第2種）
- ・重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種の方に限る。）

【手続】

手続方法は以下の2通りあります。

- ① 障がい者福祉課で所定の申請書に必要事項を記入いただき、障がい者手帳への有料道路割引登録シールの記載を受け、料金所で提示（ETCカードの割引登録をされた方はETCレーンを通行）してください。
- ② オンラインにより申請をし、登録係から送付されてきた有料道路割引登録シールを障がい者手帳に貼付し、料金所で提示又はETCレーンを通行してください。

- ※ オンライン申請できる方は自動車を1台登録し、E T C利用の登録手続きまでされる方に限ります。
- ※ マイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要となります。

(URL) <https://www.expressway-discount.jp/>



【割引が適用される自動車】

登録している自動車以外でも割引を適用することはできますが、その場合は必ず料金所で有料道路割引登録シールが貼られた障がい者手帳を提示してください。また、E T Cレーンを利用し、ての割引を受けるには、申請の際に自動車登録が必要です。

- ① 自動車を登録する場合（E T Cレーンを利用し、ての割引を受ける場合は必ず必要です。）
車種要件と所有者要件を満たす自動車1台を登録し、有料道路割引登録シールに自動車のナンバーを記載します。

(記載例)

1 種の場合

道路 所沢500-に-1234
介護 2000年00月00日まで

2 種の場合

道路 所沢500-に-1234
2000年00月00日まで

- ② 自動車を登録しない場合
有料道路割引登録シールに「自動車登録なし」と記載します。

(記載例)

1 種の場合

道路 自動車登録なし
介護 2000年00月00日まで

2 種の場合

道路 自動車登録なし
2000年00月00日まで

- ※ オンライン申請された場合のシールの記載内容は、障がい者福祉課で申請された場合のシールの記載内容とは異なります。

【必要書類】

- ① 身体障がい者手帳又は療育手帳
- ② 運転免許証又はマイナ免許証（身体障がい者手帳の種別が2種の方で、障がい者本人が運転される場合）
- ③ 自動車検査証
- ④ 割賦契約書又はリース契約書（ローン又は長期リースにより自動車を利用されている場合）
- ⑤ E T Cカード（障がい者本人名義）

※ 18歳未満の重度障がい者の方の場合、親権者又は法定後見人名義のものも対象になります。

- ⑥ E T C車載器セットアップ申込書・証明書等

※ ③以降は自動車を登録される方、⑤～⑥はE T Cを利用される方のみ必要となります。有料道路事業者でのE T C利用登録には3週間前後かかります。後日、割引の適用が可能となった日を有料道路事業者から書面にて通知します。

【有効期間】

割引の有効期間は新規及び変更の申請時においては、申請した日から2回目の誕生日までとなります。更新の申請時（有効期限の2か月前から有効期限の前日における申請）においては、申請した日から3回目の誕生日（最長2年2か月）までとなります。

なお、身体障がい者手帳又は療育手帳に再判定の時期が設定されている場合はそれを超えるこ

とはできません。再判定後に新しい手帳が交付された後、改めて割引の申請が必要となります。

※ 更新申請は有効期限の2か月前から行うことが可能です。ETCの利用登録を行っていない方については更新時のお知らせは行っていないため、ご注意ください。

問合せ

障がい者福祉課

【ETCの割引について】

有料道路ETC割引登録係

電話 045-477-1233（受付時間：平日9時～17時）

FAX 045-474-1110

8 NHK受信料の減免

区分	減免の内容
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 （身体障がい者、精神障がい者は障がい者手帳所持、知的障がい者は手帳所持又は更生相談所等で知的障がいと判定されたことが、上記に該当する条件となります。）	全額
● 世帯主（契約者が同一。以下同じ）が視覚・聴覚障がい者で身体障がい者手帳所持者 ● 世帯主が1級又は2級の身体障がい者手帳所持者 ● 世帯主が重度の知的障がい者 （㊤、Aの手帳所持者が更生相談所で重度の知的障がいと判定された者） ● 世帯主が精神障がい者保健福祉手帳1級所持者	半額

【申請方法】

所定の申請書に必要事項を記入し、障がい者福祉課で証明を受けてください。

NHKで免除事由を確認後、「受理通知書」が送られてきます。申請書がNHKに到着した月分の受信料から、減免となります。

問合せ

障がい者福祉課

【NHKの受信料について】

NHKふれあいセンター

ナビダイヤル 0570-077-077 FAX 045-522-3044

上記ナビダイヤルが利用できない場合

電話 050-3786-5003

（受付時間：午前9時～午後6時 土・日・祝日も受付）

9 青い鳥郵便葉書の無償配布

日本郵便株式会社が、福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常はがき20枚を封入したものを無償で配布します。4月1日から5月31日までが申込書の受付期間となりますが、異なる場合があります。

申込期間については、郵便局又は日本郵便株式会社の各支店にお問合せください。

【対象者】

身体障がい者手帳1、2級又は療育手帳㊤、Aの方

☎問合せ 新座郵便局 電話 0570-090-029

10 公共施設の使用料減免

障がいのある方が公共施設を利用する場合、使用料が減免となる場合があります。施設により割引率が異なるため、詳しくは、各施設にお問合せください。

【対象者】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

☎問合せ 各公共施設

11 ふれあい番号案内サービス

■ふれあい案内（無料番号案内）

【内容】

身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者で、下記の等級に該当される方は、番号案内料が無料となります。

区分	身体障がい者手帳等級表による級別
視覚障がい	1～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1、2級
聴覚障がい	2級、3級、4級、6級
音声機能、言語機能又はしゃく機能の障がい	3級、4級
療育手帳をお持ちの方	全員
精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	全員

※ 事前に電話番号と暗証番号の登録が必要です。

☎問合せ

NTT各営業所又はフリーダイヤル 0120-104174

ファックス番号 フリーダイヤル 0120-104134

■NTTファクス104 ※令和8年3月31日をもってサービス提供終了

通常の104番の番号案内料と同額の料金がかかりますが、耳や言葉の不自由な方からの電話番号のお問合せをファックスで受けられます。

【利用方法】

問い合わせる方の氏名、ファックス番号と、問合せ先の住所、氏名、業種等を記入し、フリー

ダイヤルハファックスを送信してください。折り返し、ファックスで電話番号の案内が受けられます。

【受付ファックス番号】

フリーダイヤル 0120-000104

※ 1回の問合せは、15件までです。

☎問合せ NTT各営業所又はフリーダイヤル 0120-104140

12 携帯電話の料金割引

携帯電話の基本料金などが割引になります。

【対象者】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

【必要書類】

各手帳、身分証明書、その他

※ 各携帯電話会社により、対象者、割引率及び手続方法が異なります。詳しくは、現在ご利用の携帯電話会社にお問合せください。

☎問合せ 各携帯電話会社

13 障がい者手帳アプリ（ミライロID）

障がい者手帳の情報をスマートフォンに取り込み、ぱっと提示できるようになる障がい者手帳アプリ「ミライロID」を利用することで、多くの鉄道会社、バス会社、タクシー会社、レジャー施設等で、利用料の割引、減免等を受けることができます。

【対象者】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

☎問合せ 各会社、株式会社ミライロ

Ⅶ 児童（すこやかな成長のために）

1 乳幼児期の健康診査

健康診査（生後3～4か月児・生後9～10か月児・1歳6か月児・3歳児）では、子どもの身体発育及び運動機能や発達状況を把握しながら、病気の早期発見や育児不安の軽減、解消の相談等を行っています。また、専門機関への紹介や関係機関との連携も行っています。

☎問合せ

保健センター

新座市野火止2-9-37

電話 048-481-2211 FAX 048-481-2215

2 乳幼児期の支援

子どもに発達の課題がある場合は、早期に発見して適切な場で発達支援、療育、支援を受けることが大切です。乳幼児期の発達を支援する機関として、医療機関の他に市内の事業所で児童発達支援や保育所等訪問支援等の障がい児通所支援を行っています。このサービスを利用するためには、障がい者福祉課での手続きが必要です。（13～14ページ参照。事業所一覧については108ページ～参照）

また、聴覚障がい児や視覚障がい児は、県立の特別支援学校幼稚部で支援を受けることもできます。

区分	学校名	住所	連絡先
聴覚障がい	県立特別支援学校 大宮ろう学園	さいたま市北区植竹 町2-68	電話 048-663-7525 FAX 048-660-1906
	県立特別支援学校 坂戸ろう学園	坂戸市鎌倉町 14-1	電話 049-281-0174 FAX 049-283-9899
視覚障がい	県立特別支援学校 塙保己一学園	川越市笠幡85-1	電話 049-231-2121 FAX 049-239-1015

☎問合せ

児童発達支援事業所

利用手続について …障がい者福祉課

見学等について …各事業所（108ページを参照）

特別支援学校幼稚部

入学手続、見学等について…各学校

3 学齢期の支援

(1) 特別支援教育

知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において、その幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難について改善又は克服をするために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

① 特別支援学校（各特別支援学校）

小学校、中学校、高等学校に準じて、小学部、中学部、高等部があります。また、幼稚部を置いている学校もあります。

障がいが重いため、通学ができない児童生徒に対しては、教員が家庭、施設、病院等を訪問して指導する訪問教育を行っています。

② 特別支援学級（市立小・中学校）

知的障がい、自閉症・情緒障がい、弱視の学級があります。

令和4年度から、市立小・中学校全てに設置しています。

③ 通級による指導（市立小・中学校）

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒が、通常の学級で授業を受けながら、週1回程度通級指導教室で障がいの状態等に応じた指導を受ける教育形態です。

難聴・言語障がい、発達・情緒障がいを対象に市立7校（計7学級）において実施しています。

④ 配慮を要する児童生徒への支援（市立小・中学校）

市立全ての小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、配慮を要する児童生徒への支援を実施しています。

また、車椅子使用者等の児童生徒の介助（移動・排泄・食事など）を行う介助員制度も実施しています。

(2) 就学についての相談（教育相談センター）

新座市教育委員会（教育相談センター）では、障がいがあると思われる児童生徒の就学に関する内容を中心に、教育上の課題について、心配や困りごとのある保護者のために相談を実施しています。

(3) 医療的ケアについての相談（教育相談センター）

新座市教育委員会（教育相談センター）では、医療的ケア児の就学に関する相談を実施しています。

☎問合せ 新座市教育委員会 教育相談センター 電話 048-477-7204

(4) 就学奨励費

特別支援学級等に通う児童生徒の保護者の方に対し、就学のために必要な経費（学用品費、学校給食食材費、通学費など）の一部を支給しています。

ただし、保護者等の所得によって支給額が異なります。

【対象者】

(1) 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者の方

(2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当し、通常学級に通学する児童生徒の保護者の方

(3) 通級指導教室に在籍している児童生徒の保護者の方（通学費のみが対象）

※ (1)(2)で、生活保護費・就学援助費を受給している方は、重複して受給することができません。

※ (3)で、生活保護費・就学援助費を受給している方も対象となります。

☎問合せ

特別支援学校に在籍している場合は各学校、教育委員会（学務課）
電話 048-477-6869

(5) 障がい児通所支援

学齢期においても、市内の事業所で放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の障がい児通所支援を行っています。このサービスを利用するためには、障がい者福祉課での手続きが必要です。（13～14ページ参照。事業所一覧については108ページ～参照）

4 子どもの発達・成長が心配なときの相談窓口

(1) 新座市児童発達支援センター（愛称：アシタエール）

生活面（食事、睡眠等）、運動面、遊び、ことば等、子どもの発達や成長に関しての様々な相談をお受けしています。悩みを共に考え、関係機関と連携を図りながら、地域の中で子どもの成長を支援します。

また、理学療法士等のセラピストや保育士が相談を受ける「療育相談」、相談や遊びを通じて子どもと保護者の関わり方を支援する「親子教室」などを実施しています。

発達の遅れや育てにくさのあるお子さんを対象に、障がいの区別なく日常生活の基本的動作を指導したり、集団生活に適応できるように訓練等を実施する市直営の事業所です。

☎問合せ

新座市児童発達支援センター（アシタエール）
新座市堀ノ内2-3-47
電話 048-485-8921（相談直通電話）

(2) 保健センター

発育・発達が気になる乳幼児を対象に、保健師等が面接や訪問による個別相談を行っています。また、必要に応じて医療機関や他機関の案内を行います。

☎問合せ

保健センター
新座市野火止2-9-37
電話 048-481-2211 FAX 048-481-2215

(3) 埼玉県発達障害総合支援センター

自閉スペクトラム症、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）などの発達障がいに関する児童についての相談に対応しています。（46ページ参照）

☎問合せ

埼玉県発達障害総合支援センター（18歳以下）
〒330-0081 さいたま市中央区新都心1-2 小児医療センター南玄関3階
電話 048-601-5551 FAX 048-601-5552

(4) 家庭児童相談室

家庭児童相談員が、子どもの健やかな成長を支援するための相談や、子どもが成長する過程で起こる様々な問題や悩みの相談に電話、家庭訪問、面接などで対応しています。

☎問合せ**家庭児童相談室**

電話 048-477-2865 FAX 048-482-6922

Ⅷ 就労

1 職業相談・職場適応訓練

公共職業安定所では、障がい者の就労相談や求人登録制度により職業のあっせんから就労後のアフターケアまで相談指導を行っています。作業環境に適応することを容易にするために、事業主に委託して実施する職場適応訓練も実施しています。

就職に先立ち、障がいの状況に適した職業訓練を希望される方には、障害者職業能力開発校や埼玉県職業能力開発センターがあります。

☎問合せ

- ハローワーク朝霞（朝霞公共職業安定所）（場所は、121ページを参照してください。）
〒351-0011 朝霞市本町1-1-37
電話 048-463-2233 FAX 048-464-3012
- 国立職業リハビリテーションセンター（中央障害者職業能力開発校）
〒359-0042 所沢市並木4-2
電話 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052
- 東京障害者職業能力開発校
〒187-0035 小平市小川西町2-34-1
電話 042-341-1411 FAX 042-341-1451
- 埼玉県職業能力開発センター
〒331-0825 さいたま市北区櫛引町2-499-11
電話 048-651-3122 FAX 048-651-3114

2 職業適性相談

埼玉障害者職業センターでは、個人の職能適性検査と就労に必要な基礎データの作成や就労指導を行っています。

☎問合せ

- 埼玉障害者職業センター
〒338-0825 さいたま市桜区下大久保136-1
電話 048-854-3222 FAX 048-854-3260
Email saitama-ctr@jeed.go.jp
(こちらからメールアドレスを読み取れます➡)



3 新座市障がい者就労支援センター

障がい者の就労に関する様々な相談に対応するとともに、就労中の障がい者に対する職場訪問等を行い、職場に定着できるように支援しています。

また、企業実習や市役所などで行う庁内実習を実施しています。

☎問合せ

新座市障がい者就労支援センター（新座市役所本庁舎1階 障がい者福祉課内）

電話 048-477-1552 FAX 048-482-7725（障がい者福祉課と共用）

4 障害者就業・生活支援センター

身近な地域において、障がい者が働いたり生活したりしていくために、雇用・保健・福祉・教育などの関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業とそれに伴う日常生活・社会生活上の相談や支援を行います。

☎問合せ

社会福祉法人ヤマト自立センター 障害者就業・生活支援センターSWAN

〒352-0017 新座市菅沢1-3-1

電話 048-480-3603 FAX 048-479-5873

Email jobsupport-swan@yamato-jiritsu.jp

（こちらからメールアドレスを読み取れます➡）



5 発達障害者就労支援センター

埼玉県では、県内法人への委託事業により、就労を希望する発達障がい者に対して、相談から就労、職場定着までの支援を実施しています。

☎問合せ

● 発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川口」

〒332-0021 川口市西川口1-6-3 西川口ビル5F B号室

電話 048-299-2070 FAX 048-287-9695

E-mail info-kawaguchi@welbe.co.jp

（こちらからメールアドレスを読み取れます➡）



● 発達障害者就労支援センター「ジョブセンター草加」

〒340-0034 草加市氷川町2101-1 シーバイオビル3F

電話 048-929-7600 FAX 048-929-7576

E-mail info-soka@welbe.co.jp

（こちらからメールアドレスを読み取れます➡）



- 発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川越」

〒350-1122 川越市脇田町15-21 ジョージビルワキタ1F

電話 049-299-4927 FAX 049-299-4937

E-mail info-kawagoe@welbe.co.jp

(こちらからメールアドレスを読み取れます➡)



- 発達障害者就労支援センター「ジョブセンター熊谷」

〒360-0036 熊谷市桜木町1-137 サンライズ桜木・堀口第二ビル4F・5F

電話 048-501-8917 FAX 048-501-8928

E-mail job-kumagaya@roukyou.gr.jp

(こちらからメールアドレスを読み取れます➡)



IX その他の援護

1 県営住宅

〔優遇抽選資格〕

申込者が募集戸数を上回った場合は、次のいずれかに該当する方が構成する世帯については、くじ引きの当選確率がそれ以外の世帯に比べて高くなります。（入居には世帯の収入及び資格審査があります。）

- 1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方
- 1～2級の精神障がい者手帳の交付を受けている方
- ㊤～B級の療育手帳の交付を受けている方
- 精神障がい者で1～2級の障がい年金の証書の交付を受けている方
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる369の疾病により障がい福祉サービス受給者証や地域相談支援受給者証等の交付を受けている方

〔住宅の種類による要件〕

次の住宅については、それぞれに定める要件が必要となります。

① 車イス住宅

- 1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けており、車椅子使用者である人がいること等。

② 単身住宅

次のいずれかに該当する方。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方を除く。

- 1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方
- 1～3級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、若しくは1～3級の障がい者年金証書を交付されている方
- ㊤、A、B、Cに該当する療育手帳の交付を受けている方等

③ 高齢者・障がい者住宅

次のいずれかに該当する2人以上の親族で構成されている世帯

- 1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方がいる
- 1級～2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる、若しくは1～2級の障がい者年金証書を交付されている方がいる
- ㊤、A、Bの療育手帳の交付を受けている方がいる
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる369の疾病により障がい福祉サービス受給者証や地域相談支援受給者証等の交付を受けている方がいる

※ 申込みの際は、事前に埼玉県住宅供給公社にお問合せください。

〔募集時期〕

- ① 定期募集…年4回（1月、4月、7月、10月）行います。
- ② 随時募集…空家がなくなるまで行います。

☎問合せ

埼玉県住宅供給公社 公社県営住宅課

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

電話 048-829-2875 FAX 048-825-1822

※ 申込書は、建築審査課にも用意してあります。

2 埼玉県障害者権利擁護センター

障がいのある方や、認知症高齢者の方が、不利な扱い等を受けないよう、生活、年金、法律などに関する相談を行っています。

相談内容	曜 日	時 間	相 談 員
生活相談 (家庭や職場、施設における日常生活全般に関すること)	月曜～金曜日	9時～16時	生活相談員が担当。 (社会福祉士など)
法律相談 (相続、遺言、契約、婚姻、財産管理、消費契約問題などの法律に関すること)	毎週水曜・金曜日 (第4水曜日は、成年後見相談です。)	13時～14時30分	弁護士・司法書士が担当。 まずは、生活相談でお受けします。 ※ 予約が必要です。

(ただし、祝日・年末年始を除きます。)

☎問合せ

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電話 048-822-1204・048-822-1240

FAX 048-822-1406

E-mail soudan@fukushi-saitama.or.jp

(こちらからメールアドレスを読み取れます➡)



3 埼玉県運営適正化委員会

福祉サービスに関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則です。しかし、利用者と事業者との話し合いで解決ができなかったり、事業所に伝えにくい苦情や不満などについては、埼玉県運営適正化委員会が相談を受け、助言、調査、あっせんなどを行い、解決に向けて支援します。相談は無料です。

☎問合せ

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階

電話 048-822-1243 FAX 048-822-1406

※ 相談日は月曜～金曜日、受付時間は9時～16時です。

(ただし、祝日・年末年始を除きます。)

4 駐車禁止除外指定

駐車禁止除外標章を掲出している場合は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路（法定駐車禁止場所を除く。）でも、他の交通の妨げにならなければ駐車できます。ただし、現場警察官の指示に従っていただく場合もあります。標章を使用する場合は、連絡先・用務先を読みやすく記載した紙と共に車両前面の見やすい箇所に掲出してください。埼玉県で交付された標章は、他県でも使用できます。

駐車禁止除外標章は、個人に対して交付されます。そのため、臨時的に利用するタクシーや親戚・家族の自家用車などに対しても、標章を使用することができます。

対象障がいの区分		障がいの級別
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級のうち良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢不自由		1級、2級のうち両上肢の機能の著しい障がい又は両上肢の全ての指を欠くもの
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
	移動機能	1級から4級までの各級
心臓機能障がい		1級及び3級
じん臓機能障がい		1級及び3級
呼吸器機能障がい		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級
小腸機能障がい		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級
療育手帳		㊤又はA
精神障がい者保健福祉手帳		1級
小児慢性特定疾病の対象疾病とされている色素性乾皮症の患者		※ 日の出から日没までの時間において使用中の車両に限る。

※ 身体障がい者手帳4級で2か所以上の機能障がいがある（必ず下肢障がいを含む。）場合や、身体障がい者手帳を所持しており、医師が1キロメートル以上歩行不能と認めた場合（診断書必要）も対象となります。詳しくは新座警察署までお問合せください。

[必要書類]

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾病医療受給者証
 ※ 同居のご家族が代理で申請する場合は、ご家族の身元を確認できる書面

☎問合せ 新座警察署 電話・FAX 048-482-0110

5 高齢運転者等専用駐車区間制度

公安委員会から交付された標章を普通自動車に掲げることにより、公安委員会が指定した駐（停）車禁止場所であっても高齢運転者等専用駐車区間内（公安委員会が指定）に限って駐（停）車することができる交通規制です。標章を使用して高齢運転者等専用駐車区間内に駐（停）車した場合であっても、駐車方法や自動車の保管場所等の違反に該当するときもありますので、ご注意ください。

この制度の対象者以外の方が駐（停）車した場合、駐（停）車禁止違反等に該当し、通常の駐（停）車違反より2,000円高い反則金・放置違反金が課せられます。

他の都道府県公安委員会が交付した標章であっても、使用することができます。高齢運転者等標章を使用できる場所は限られておりますので、詳細は新座警察署へご確認ください。

なお、駐車禁止除外標章（歩行困難を理由に公安委員会から交付されている標章）の交付を受けている方は、高齢運転者等標章の交付を改めて受ける必要はありません。駐車禁止除外標章を掲げることにより駐（停）車することができます。

[対象者]

次の(1)～(4)いずれかに該当し、かつ、普通自動車の使用に係る方

- (1) 普通自動車運転免許を保有している **70歳以上**の方
- (2) 普通自動車運転免許を保有しており、**聴覚障がい**を理由に運転免許に条件が付されている方
- (3) 普通自動車運転免許を保有しており、**肢体不自由**を理由に運転免許に条件が付されている方
- (4) 普通自動車運転免許を保有しており、**妊娠中又は出産後8週間以内**の方

☎問合せ 新座警察署 電話・FAX 048-482-0110

6 心身に障がいのある方の投票

有権者で心身に障がいのある方は、次のような投票方法がありますのでご利用ください。

(1) 代理投票

心身の障がいにより、投票用紙にご自身で文字を書くことができない方は、投票所の係員に申し出てください。係員2名が投票人に付き添い、1名が投票人の指示する候補者の氏名を投票用紙に代筆し、もう1名が指示どおりかを確認します。投票の秘密は守られますので、安心して申し出てください。当日投票のほか、期日前投票で利用できます。

(2) 点字投票

目の不自由な方には、点字器と点字用投票用紙を用意していますので、投票所の係員に申し出てください。当日投票のほか、期日前投票、不在者投票で利用できます。

(3) 郵便等による不在者投票

① 郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、次の要件に該当する方は、自宅等から郵便等により不在者投票をすることができます（この制度では、点字投票はできません。）。あらかじめ選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受け、その証明を添えて投票日の4日前までに投票用紙などの請求を行ってください。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障がい者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級又は3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級まで

② 郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、自ら投票の記載をすることができない方で、身体障がい者手帳の記載が次の要件に該当する場合は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有するものに限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障がい者手帳	上肢、視覚の障がい	1級

☎問合せ 新座市選挙管理委員会事務局

7 埼玉県福祉保養施設

『埼玉県伊豆潮風館』

障がい者とそのご家族が宿泊休養し、健康の増進とレクリエーションの場の提供を目的とし、埼玉県が開設した施設です。

【申込み】

お電話やインターネットなどで受け付けています。詳細は下記の間合せ先へお問合せください。

☎間合せ

埼玉県伊豆潮風館

〒413-0231 静岡県伊東市富戸字先原1317-89

電話 0557-51-1504 FAX 0557-51-3436

URL <https://a-chofukan.sakura.ne.jp/>

（こちらからURLを読み取れます➡）



8 点字図書館

無料又は低額な料金で点字刊行物や、声の図書等視聴覚障がい者の求めに応じて閲覧や貸出しを行います。

☎間合せ

新座市立中央図書館	〒352-0011 新座市野火止1-1-2 電話 048-481-1115 FAX 048-482-4595
新座市立福祉の里図書館	〒352-0013 新座市新塚1-4-5 電話 048-481-7070 FAX 048-481-9424
埼玉点字図書館	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-465 電話 048-652-4824 FAX 048-652-9795
埼玉県立熊谷点字図書館	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 埼玉県熊谷地方庁舎3階 電話 048-525-0777 FAX 048-527-4023

9 福祉の里

(1) 障がい者福祉センター

障がいのある方々に、教養の向上、社会参加の促進及びレクリエーション活動等に、ご利用いただくことを主な目的としています。手話や点字の講習会等も行っています。

(2) 地域活動支援センター【地域生活支援事業】※

新座市が設置した地域活動支援センターは、「福祉の里」障がい者福祉センター内にあり、主に身体障がいの方を対象に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等をご利用いただくことができます。事前に障がい者福祉課で手続きが必要です。

福祉の里地域活動支援センター利用料

		金額	
基本利用料 (生活保護世帯及び市町 村民税非課税世帯は無料)	1日4時間未満		230円
	1日4時間以上		384円
その他の利用料	食費		400円
	入浴	1日につき	40円
	送迎	片道	54円
	創作的活動に係る 材料費		実費

※ 地域活動支援センターは地域生活支援事業の一環であり、サービスを併給する場合は、他サービス（日常生活用具、移動支援事業）と併せた自己負担額の上限が管理されます。地域生活支援事業については、27ページを参照してください。

問合せ

福祉の里 新座市障がい者福祉センター

〒352-0013 新座市新塚1-4-5

電話 048-481-2910 FAX 048-481-3303

10 地域活動支援センター【地域生活支援事業】

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を目的としています。

社会福祉法人等が運営するものは、市内に3か所あります。

●「障害者地域活動センターふらっと」

主に身体障がい及び知的障がいの方を対象にしています。

●「福祉工房楓」

主に精神障がいの方を対象にしています。

●「にいざ生活支援センター」

主に精神障がいの方を対象にしています。

基本利用料は無料ですが、必要経費は実費を負担していただきます。

事前に、障がい者福祉課で手続きが必要です。

※ 地域生活支援事業の上限額管理の対象とはなりません。

問合せ 各施設（112ページを参照してください。）・障がい者福祉課

11 埼玉県障害者交流センター

埼玉県障害者交流センターは、障がいのある人の社会参加を促進するための全県的な拠点施設として、各種の相談、研修、文化芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を総合的に展開しています。

利用時間	屋内スポーツ施設 9:00～12:00、13:00～17:00、17:30～20:30 屋外スポーツ施設 9:00～12:00、13:00～17:00 文化施設 9:00～12:00、13:00～17:00、17:30～21:30 おもちゃ図書館・図書資料室 10:00～12:00、13:00～17:00
休館日	☆毎週月曜日及び第3火曜日（ただし、その日が祝日の場合はその翌日） ☆年末年始（期間は下記問合せ先までお問合せください。）
利用手続	〔個人利用〕 障がいのある方は、初めて利用するときに身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を持参してください。利用証を発行します。 〔団体利用〕 あらかじめセンター所定の申請書を提出してください。予約方法の詳細は、下記の問合せ先へお問合せください。
使用料	障がいのある方は無料です。障がい者福祉を目的としている団体は利用料が免除されます。一般の方は、有料です。

☎問合せ

埼玉県障害者交流センター

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1

電話 048-834-2222 FAX 048-834-3333

E-mail info@kouryu.net

（こちらからメールアドレスを読み取れます➡



12 障がい者に関するマーク

障がいのある方に配慮した施設・設備であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、次のようなシンボルマークや標示があります。

■障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物・施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

このマークは、「全ての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

車に貼る場合、道路交通法上の規制を免れるものではありません。
駐車禁止除外指定及び高齢運転者等専用駐車区間制度については、
92～93ページを参照してください。

☎問合せ

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523

URL <http://www.jsrpd.jp/faq/>

(こちらからURLを読み取れます➡)



■盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で1984年に制定された視覚障がい者を示す世界共通のシンボルマークです。

視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。

☎問合せ

社会福祉法人日本盲人福祉委員会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-18-2 日本視覚障害者センター2階

電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886

E-mail welblind@nifty.com

(こちらからメールアドレスを読み取れます➡)



■身体障がい者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

☎問合せ

新座警察署内 交通安全協会

〒352-0011 新座市野火止7-1-38

電話 048-481-5006

■聴覚障がい者標識



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

☎問合せ

新座警察署内 交通安全協会

〒352-0011 新座市野火止7-1-38

電話 048-481-5006

■ほじょ犬マーク



身体障がい者補助犬を啓発するためのマークです。

ほじょ犬（身体障がい者補助犬）とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」では、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体に障がいのある人がほじょ犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

ほじょ犬は、ペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。

☎問合せ

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎1階

電話 048-830-3309 FAX 048-830-4789

E-mail a3310-06@pref.saitama.lg.jp

（こちらからメールアドレスを読み取れます➡）



■耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を受けるなど、社会生活の上で不安が少なくありません。預金通帳、診察券などにこのマークが貼付されているなど、マークの提示をされた場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について、ご協力をお願いします。

※ このマークは、聴覚障がい者が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

☎問合せ

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（事務局）

〒162-0066 東京都新宿区市谷台町14-5MSビル市ヶ谷台1階

電話 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046

E-mail zennancho@zennancho.or.jp

（こちらからメールアドレスを読み取れます➡）



■オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門・人工ぼうこうを使用している方）である事と、オストメイトのための設備があることを表しています。

オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

☎問合せ

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 バリアフリー推進部
〒112-0004

東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル10階

電話 03-5844-6265

FAX 03-5844-6294

■ハート・プラス マーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部に障がいがある方は、外見から分かりにくいと、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。

※ このマークは、内部障がいがある方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

※ 身体障がい者手帳を取得された方でご希望の方にはハート・プラスマークカードをお渡ししています。ご希望の場合は、障がい者福祉課の窓口にて配布もできますので、お声掛けください。

☎問合せ

特定非営利活動法人 ハート・プラスの会

〒572-0848

大阪府寝屋川市秦町41-1

（寝屋川市立市民会館4階・寝屋川市立市民活動センター内）

電話 186-080-4824-9928

E-mail info@heartplus.org

（こちらからメールアドレスを読み取れます➡）



（注）担当者の都合により、できるだけEメール又は郵便でお問合せください。

■筆談対応マーク



ひつだん
筆 談

対応します

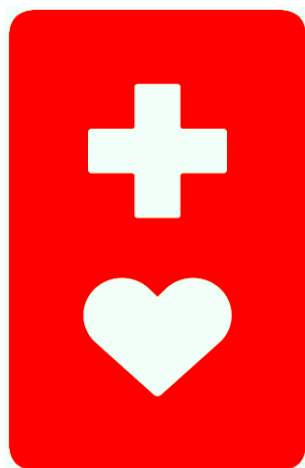
聴覚障がいや音声・言語に障がいのある方に対して、筆談で対応できる窓口であることを表しています。

窓口で用件が正しく伝わらないと思われる方は、「筆談で対応してほしい」と伝えてください。

☎問合せ 障がい者福祉課

■ヘルプカード・ヘルプマーク

あなたの支援が必要です。 ヘルプカード  新座市		障がい名・病名 かかりつけ病院 所在地 連絡先 担当職名 職業(有・無)
名前 住所 血液型(男・女) 生年月日 Y・S・M 年 月 日	配慮してほしいこと ☐ 1. 公平自由です ☐ 2. 人工透析をしています ☐ 3. オースミーカーを使用しています ☐ 4. ストマ用器具(留置・器具)をしようしています ☐ 5. 聴覚障害 ☐ 6. パソコンになることがあります 理由	
<緊急連絡先> 病1: 連絡先 電話番号 病2: 連絡先 電話番号 病3: 連絡先 電話番号	☐ アレルギーがあります 内容 ☐ 1. 発作があります ☐ 2. コミュニケーションが苦手です ☐ 3. 簡単な言葉で説明してください ☐ 4. 筆談で話してください ☐ 5. 手書きが必要ですが ☐ 6. 移動の遅い、介助してください 内容	
	その他、配慮してほしいこと	



ヘルプカード (上)

ヘルプマーク (下)

■介護マーク



障がいのある方や高齢者などが、自分から支援を求めることが困難な時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカード(マーク)です。ヘルプカードやヘルプマークを持っている方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプカードは市役所(障がい者福祉課、長寿はつらつ課、危機管理室)などで配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

ヘルプマークは、市役所(障がい者福祉課)福祉の里、保健センターで配布しています。

☎問合せ

障がい者福祉課、危機管理室

介護する方が、誤解や偏見を持たれることがないように、介護中であることを周囲に理解していただき、介護する方もされる方も安心して生活が送れるように作成されたマークです。

在宅で介護をされている方が対象です。

市役所(障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課)、高齢者相談センターで配布しているほか、市ホームページでダウンロードすることもできます。

☎問合せ 長寿はつらつ課

X 地域福祉

1 基幹相談支援センター

地域における障がいに関する相談支援の中核的な役割を担います。

専門スタッフが、障がいのある方や関係機関からの相談に対応します。また、相談者（本人・家族・関係者など）の話に応じて必要な支援と一緒に考えたり、成年後見制度の利用や虐待の防止に関する取組を実施したり、入所施設や精神科病院へ地域移行に向けた働き掛けなども行います。

○主な業務内容

- ・ 障がい福祉サービスの利用の援助
- ・ 相談に対する専門機関の紹介
- ・ 地域の相談支援体制の強化
- ・ 障がい者の地域移行・地域定着促進の取組
- ・ 障がい者の権利擁護や虐待に対する相談支援

☎問合せ

新座市基幹相談支援センターえん

電話 048-456-6051 FAX 048-423-4750

新座市基幹相談支援センターにいざ生活支援センター

電話 048-480-5153 FAX 048-480-5153

2 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の皆様やボランティア、福祉関係団体と相互に協力して、住民の福祉を向上させていくことを目的に活動している団体です。

社会福祉に関連又は関心のある公私の機関や団体及び一般市民の参加や協力の下に、次のような活動を行っています。

- 地域福祉活動
- ボランティア育成及びボランティア活動
- 新座市地域支え合いボランティア事業
- 車椅子の貸出し
- リフト付き乗用車の貸出し
- ボッチャ用具の貸出し
- 生活福祉資金の貸付け

☎問合せ

社会福祉法人新座市社会福祉協議会

電話 048-480-5705（代表） FAX 048-481-3488

■ボランティア活動

社会福祉協議会では、地域福祉のために活動を行っているボランティア団体や個人の支援を行っています。

ボランティア活動の主な内容としては、視覚障がい者のための点訳ボランティア活動や朗読・音訳ボランティア活動、聴覚障がい者のための手話サークル・要約筆記サークルの活動、傾聴ボランティア活動などを行っています。

また、市民同士の支え合いによる新座市地域支え合いボランティア事業を行っています。この事業は、支援を必要とする高齢者や障がい者の日常生活上のちょっとした困りごとをお手伝いするもので、アトム通貨を活用した有償ボランティア事業です。

☎問合せ

社会福祉法人新座市社会福祉協議会

電話 048-480-5706（地域福祉課直通）

FAX 048-485-1075

3 身体障がい者相談員

身体障がい者の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、福祉事務所などの関係機関と連携を図りながら活動を行っています。

氏名	住所	電話
さいとう はつえ 齋藤 はつえ	新座市野寺2-3-9	048-481-0287
いし い かつみ 石井 勝美	新座市栄4-5-19	048-481-8953
さなだ さちこ 眞田 幸子	新座市菅沢2-5-51-106	(FAX) 048-477-8866
かつら さなえ 桂 早苗	新座市東3-1-36	090-4721-7086

4 知的障がい者相談員

知的障がい者の家庭の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、福祉事務所などの関係機関と連携を図りながら活動を行っています。

氏名	住所	電話
かいづ せいこ 海津 誠子	新座市野火止5-25-33	048-477-3182
おおかわら かづこ 大河原 佳津子	新座市石神3-4-12	042-471-6689

5 聴覚障がい者相談員

聴覚障がい者の日常生活や社会生活での問題や悩みについて相談に応じ、関係機関と連携して課題の解決を支援しています。相談は、予約制です。

☎問合せ

埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館2階
聴覚障がい者相談専用 電話 048-814-3353 FAX 048-814-3355

6 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、誰もが地域社会の中で共に暮らせるよう、地域福祉の推進のために活動しています。

福祉に関する相談などを通じて、市役所などの関係機関との橋渡し役をしています。

☎問合せ 福祉政策課

7 障がい者団体

障がい者（児）や、その家族の方がお互いに励まし合い、共通の問題について共に考えることを目的に、下記の団体があります。

入会手続など詳しいことは、各団体へお問合せください。

障がい団体名 (主たる障がい)	代表者	連絡先	主な活動場所
NPO法人にんじん畑 (身体障がい)	さいとう 齋藤 はつえ	048-483-2281	福祉の里 中央公民館
NPO法人ふくしネットにいざ (知的、身体、視覚障がい)	いのやま まさひろ 井ノ山 正文	048-479-3799	障害者地域活動 センターふらっと
新座市聴覚障害者協会 (聴覚障がい)	はなだに さちこ 花谷 幸子	042-456-7721 (FAX)	野火止公民館
新座市視覚障がい者友の会 (視覚障がい)	いしい かつみ 石井 勝美	080-5496-3007	中央公民館 福祉の里
さくらの会 (知的障がい)	たばた 久美子 田端 久美子	048-479-8695	けやきの家
新座市精神障害者家族会 やすらぎの会 (精神障がい)	いちのせ まさあき 一之瀬 昌明	048-482-5155	新座市民会館 会議室
キャベツの会 (障がいの種別は問わない)	おぎわら いさお 荻原 伊佐夫	048-481-5393 (木村方)	福祉の里
難聴・中途失聴者大空の会 (聴覚障がい)	やまぐち ひろし 山口 博司	042-473-3723 (電話FAX兼用) (山田方)	野火止公民館

参考資料

1 介護給付・訓練等給付・通所給付・補装具・地域生活支援事業の月額自己負担上限額

※ 利用者負担額の合計金額が上限額を超過した場合は、上限額までの負担となります。

※ 世帯の範囲

18歳以上の方（20歳未満の施設入所者を除く）…障がいのある方とその配偶者

18歳未満の方（20歳未満の施設入所者を含む）…保護者の属する住民基本台帳での世帯

介護給付・訓練等給付 18歳以上の方（20歳未満の施設入所者を除く）

生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で障がい者の収入が80万9千円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※グループホーム・入所施設利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

介護給付・訓練等給付・通所給付 18歳未満の方（20歳未満の施設入所者を含む）

生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で保護者の収入が80万円9千円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円
		入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外	37,200円

補装具・地域生活支援事業（日常生活用具、移動支援、地域活動支援センター）

生活保護	生活保護世帯	0円
非課税世帯	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※ 補装具及び日常生活用具は、18歳以上で一定所得以上の方（本人又はその配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の場合）については、公費負担の対象外となります。

2 高額障がい福祉サービス等給付費等について

同一世帯に障がい福祉サービス等を利用する方が複数いる場合、あるいは一人の方が複数利用した場合には、一旦、利用された福祉サービスの利用者負担額をお支払い頂きますが、①から④の合算の対象となる費用については、支払った金額が合算して算定基準額を越えた場合に、算定基準額を上回って支払った金額についてお返しします（償還払い方式です。）。市町村民税課税世帯の方の基準額の原則は37,200円です。

【合算の対象となる費用】

- ① 障害者総合支援法に基づく介護給付費等に係る利用者負担額
（介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費）
- ② 介護保険の利用者負担額
（高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く。）
ただし、同一人が障がい福祉サービス等を併用している場合に限る。
- ③ 補装具費に係る利用者負担額
ただし、同一人が障がい福祉サービス等を併用している場合に限る。
- ④ 児童福祉法に基づく障がい児通所・入所給付費に係る利用者負担額

※ 詳しくは、障がい者福祉課までお問合せください。

3 関係公共機関等一覧

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
新座警察署	新座市野火止 7-1-38	048-482-0110	048-482-0110
新座消防署	新座市野火止 2-9-45	048-478-1311	048-478-1318
新座郵便局	新座市野火止 8-1-5	0570-090-029	—
埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-824-2111	048-830-4783
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222	048-781-1552
朝霞児童相談所	朝霞市青葉台 1-10-63	048-465-4152	048-458-3668
朝霞保健所	朝霞市青葉台 1-10-5	048-461-0468	048-461-0133
埼玉県障害者交流センター	さいたま市浦和区大原 3-10-1	048-834-2222	048-834-3333
埼玉県精神保健福祉センター	北足立郡伊奈町小室 818-2	048-723-3333	048-723-1561
埼玉障害者職業センター	さいたま市桜区下大久保 136-1	048-854-3222	048-854-3260
埼玉聴覚障害者情報センター	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館 2 階	048-814-3353	048-814-3355
さいたま労働基準監督署	さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー 14 F	048-600-4801	048-600-4804
埼玉労働局	さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー 14~16 F	048-600-6200 (総務部総務課)	048-600-6220 (総務部総務課)
朝霞公共職業安定所 (ハローワーク)	朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233	048-464-3012
協会けんぽ（全国健康保険協会） 埼玉支部	さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化セン ター（JACK 大宮）16 階	048-658-5919	—
朝霞税務署	朝霞市本町 1-1-46	048-467-2211	—
朝霞県税事務所	朝霞市三原 1-3-1 埼玉県朝霞地方庁舎	048-463-1671	048-463-1675
埼玉県自動車税事務所 大宮支所	さいたま市西区中釘 2152	048-623-0600	048-620-5530
埼玉県自動車税事務所 熊谷支所	熊谷市御稜威ヶ原 701-5	048-532-8011	048-530-1011
埼玉県自動車税事務所 所沢支所	所沢市牛沼 690-1	04-2998-1321	04-2991-1009
埼玉県自動車税事務所 春日部支所	春日部市増戸 752-5	048-763-4111	048-760-1207
埼玉県軽自動車検査協会（所沢支所）	入間郡三芳町大字北永井 360-3	050-3816-3111	049-274-5791
埼玉県警察運転免許センター	鴻巣市鴻巣 405-4	048-543-2001	048-541-1234
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041	—
川越年金事務所	川越市脇田本町 8-1 U PLACE 5 階	049-242-2657	049-245-8919
県立和光特別支援学校	和光市広沢 4-3	048-465-9770	048-460-1017
県立和光南特別支援学校	和光市広沢 4-5	048-465-9780	048-460-1016
県立所沢おおぞら特別支援学校	所沢市南永井 619-7	04-2951-1102	04-2951-1105
県立所沢おおぞら特別支援学校 柳瀬分校	新座市大和田 4-12-1	048-423-2228	048-423-3939
県立特別支援学校 さいたま桜高等学園	さいたま市桜区上大久保 519-7	048-858-8815	048-858-8832

4 社会福祉法人一覧

法 人 名	所 在 地	電 話	F A X
新座市社会福祉協議会	新座市野火止 1-9-63	048-480-5705	048-481-3488
埼玉福祉会	新座市堀ノ内 3-7-31	048-481-2181	048-479-1809
にいざ	新座市堀ノ内 3-4-11	048-482-5155	048-482-5155
新座市障害者を守る会	新座市新塚 1-4-1	048-479-2292	048-479-2332
ヤマト自立センター	新座市菅沢 1-3-1	048-480-3367	048-479-5873

5 新座市公共機関 電話番号・ファックス番号一覧

	公 共 機 関 名	(上 段) 電 話 (下 段) F A X		公 共 機 関 名	(上 段) 電 話 (下 段) F A X
新座市役所等	障がい者福祉課 手話通訳者派遣センター	048-424-8180 048-482-7725	新座市役所等	選挙管理委員会事務局	048-477-1475 048-482-7822
	障がい者就労支援センター	048-477-1552 048-482-7725		保健センター	048-481-2211 048-481-2215
	国保年金課	048-477-1119 048-481-6741		学務課	048-477-6869 048-482-0137
	長寿はつらつ課	048-477-6890 048-482-5882		教育相談センター	048-477-7204 048-482-0137
	成年後見制度推進室	048-423-2196 048-482-5882	出張所	西堀・新堀出張所	042-492-2441 042-494-1406
	介護保険課	048-424-9609 048-482-5882		栗原出張所	042-423-6803 042-423-6804
	福祉政策課	048-424-4693 048-482-5221		東北出張所	048-474-6161 048-474-2161
	福祉相談室	048-477-1835 048-482-5221		栄出張所	048-481-1801 048-481-1233
	生活支援課	048-424-4696 048-482-5221	公民館等	中央公民館	048-479-2321 048-482-4591
	こども支援課	048-424-9608 048-482-6922		野火止公民館	048-478-4523 048-482-4594
	こども安全課	048-424-9161 048-482-6922		栄公民館	048-481-1101 048-481-1233
	課税課	048-477-1118 048-481-3418		栗原公民館	042-423-6801 042-423-6804
	危機管理室	048-477-2502 048-481-6748		畑中公民館	048-478-5411 048-482-4593
	交通政策課	048-477-2484 048-477-1128		大和田公民館	048-479-0517 048-482-4592
	建築審査課	048-477-4519 048-481-0500		東北コミュニティセンター	048-474-2577 048-487-5755
	環境課	048-477-1547 048-477-1128		西堀・新堀コミュニティセンター	042-492-4655 042-494-1406
	新座市粗大ごみ受付センター	048-479-5300 -		中央図書館	048-481-1115 048-482-4595
	障がい者福祉センター (福祉の里)	048-481-2910 048-481-3303		福祉の里図書館	048-481-7070 048-481-9424

6 各事業所一覧

■就労移行支援事業所

事業所名	所在地	電話	F A X
ヤマト自立センター スワン工舎新座	新座市菅沢 1 - 3 - 1	048-480-3367	048-479-5873
福祉工房さわらび	新座市堀ノ内 3 - 4 - 1 1	048-482-5155	048-482-5155
アークトゥルスマーリン	新座市東 2 - 4 - 1 8 小倉ビル3階	048-487-7910	048-487-7910

■就労継続支援事業所

事業所名	所在地	電話	F A X
就労継続支援 A 型事業所			
SAIFUKU	新座市堀ノ内 3 - 7 - 3 1	048-481-2181	048-479-1809
アークトゥルスマーリン	新座市東 2 - 4 - 1 8 小倉ビル3階	048-487-7910	048-487-7910
就労継続支援 B 型事業所			
こぶしの森	新座市新塚 1 - 4 - 1	048-479-2292	048-479-2332
くるみの木	新座市大和田 4 - 1 3 - 1 0	048-479-7703	048-483-5012
アイズ	新座市堀ノ内 3 - 2 - 4 1	048-481-3220	048-481-3220
福祉工房さわらび	新座市堀ノ内 3 - 4 - 1 1	048-482-5155	048-482-5155
シンフォニー	新座市新座 3 - 3 - 2 0 - 1 0 5	048-424-3199	048-611-8613
ここから	新座市馬場 4 - 3 - 2 8	048-458-0291	048-458-0298
らびっと	新座市菅沢 2 - 6 - 1 3	048-423-6130	048-423-6133
新座みちしるべ	新座市野火止 1 - 1 9 - 8	048-485-9768	048-485-9769

■生活介護事業所

事業所名	所在地	電話	F A X
こぶしの森	新座市新塚 1 - 4 - 1	048-479-2292	048-479-2332
けやきの家	新座市道場 1 - 1 3 - 5 0	048-479-8695	048-483-5061
ふたば	新座市栄 2 - 1 1 - 1 5	048-485-8769	048-485-8869
らびっと	新座市菅沢 2 - 6 - 1 3	048-423-6130	048-423-6133
ファームそら	新座市大和田 1 - 2 2 - 3 8	048-483-4647	048-483-4648
新座みちしるべ	新座市野火止 1 - 1 9 - 8	048-485-9768	048-485-9769
ツバキ	新座市栄 5 - 1 - 1 3 リヴパレスイケア 1 0 2	048-423-5315	048-423-5316

■児童発達支援事業所

事業所名	所在地	電話	F A X
アシタエール	新座市堀ノ内 2-3-47	048-485-9783	048-485-9784
どれみ	新座市大和田 1-22-38	048-483-4647	048-483-4648
元気キッズ ユニ 新座ルーム	新座市野火止 3-10-2	048-458-0220	048-458-0221
元気キッズPSC STATION2	新座市池田 4-8-37	048-424-5815	048-424-5816
元気キッズPSC STATION3	新座市栗原 5-7-25 3階	042-439-3128	042-439-3129
キッズビー キャンパス	新座市新座 2-8-14 オフィス山本1階	048-424-8058	048-424-8059
RePort 新座教室	新座市野火止 5-2-12 コンフォートMVI 2階	048-423-7435	050-1227-8449
RePort 野火止教室	新座市野火止 5-2-12 コンフォートMVI 4階	048-278-8891	050-1188-9212
RePort 東北若葉教室	新座市東北 2-6-5 第一ホワイトビル1階	048-485-1217	048-485-1217
RePort 東北桜教室	新座市東北 2-6-5 第一ホワイトビル2階	048-400-2084	048-400-2085
新座みちしるべ	新座市野火止 1-19-8	048-485-1531	048-485-1536
ことばの相談室リーフ	新座市新堀 2-16-17 新清瀬ビル102号室	—	042-497-2279
まはろ新座市役所前	新座市野火止 1-2-20	048-480-0070	048-480-0071
こどもサポート教室きらり新座校	新座市栗原 5-10-31	042-439-8998	042-439-8998
ひなぎく	新座市野寺 3-7-27	048-423-8770	048-423-8770
ひらめきらボ	新座市大和田 1-12-5	048-424-5477	048-424-5477
LITALICOジュニア 新座教室	新座市野火止 5-3-62 ジャルダンデグリシーヌ3F	048-480-1180	048-480-1182
LITAステップ ひばりヶ丘	新座市栗原 6-2-6 第7ヤスノビル1F	042-439-8126	—
ぶどう	新座市道場 2-18-13	048-475-9775	048-475-9366
ブロッサムジュニア新座栗原教室	新座市栗原 5-3-1	042-439-9776	042-439-9775
Hug.	新座市北野 3-2-10 メゾンドールSK1階	048-487-0208	—
ウィズ・ユー新座畑中 空	新座市畑中 3-1-2	048-203-6970	048-203-6970
こぱんはうすさくら新座駅前教室	新座市野火止 5-2-13	048-260-6163	08-611-7153
児童発達支援ばすてるキッズ	新座市野火止 5-4-10	048-458-0276	—
さいふく	新座市馬場 3-2-13	048-481-2181	048-479-1809

■居宅訪問型 児童発達支援事業所

事業所名	所在地	電話	F A X
Hug.	新座市北野 3-2-10 メゾンドールSK1階	048-487-0208	—

■放課後等デイサービス事業所

事業所名	所在地	電話	F A X
ぽかぽか	新座市大和田5-17-25	048-424-7604	048-482-1146
どれみ	新座市大和田1-22-38	048-483-4647	048-483-4648
にこまーる	新座市池田3-3315-1	048-481-5400	048-424-5401
きずなハウス新座	新座市新堀1-11-4	042-497-2438	042-497-2458
クローバー よつばのいえ 志木駅前	新座市東北2-29-25 メゾンアミーケ1階	048-423-3783	048-423-3784
クローバー よつばのいえ にいざ	新座市栗原1-4-15 センチュリーひばりが丘第四 1階	042-420-6183	042-420-6184
まはろ新座市役所前	新座市野火止1-2-20	048-480-0070	048-480-0071
太陽の家	新座市大和田1-27-19	048-235-0791	048-235-0791
太陽の家Ⅱ	新座市栗原6-10-16	042-420-6217	042-420-6217
キャンパス	新座市堀ノ内2-9-29	048-211-1971	048-211-1971
あいうえお	新座市栗原2-1-37	042-448-0326	042-448-0326
ぱすてる 新座教室	新座市大和田1-12-6	048-487-7722	048-487-8030
ぱすてる ネクスト	新座市東2-4-18小倉ビル1F	048-487-8171	048-487-8172
キッズビー キャンパス	新座市新座2-8-14 オフィス山本1階	048-424-8058	048-424-8059
にじいろ	新座市大和田1-26-23 コスモパレス102	048-424-7728	048-424-7729
あいうえお2	新座市片山1-17-13	048-424-4378	048-424-4378
新座みちしるべ	新座市野火止1-19-8	048-485-1531	048-485-1536
ことばの相談室リーフ	新座市新堀2-16-17 新清瀬ビル102号室	—	042-497-2279
いちご	新座市池田3-6-20	048-423-9991	048-423-9805
こどもサポート教室きらり新座校	新座市栗原5-10-31	042-439-8998	042-439-8998
あいうえお3	新座市片山1-13-32	048-202-0801	048-202-0801
ひらめきラボ	新座市大和田1-12-5	048-424-5477	048-424-5477
イケアキャンパス新堀	新座市新堀1-6-5	042-420-7457	042-420-7458
L I T A L I C Oジュニア 新座教室	新座市野火止5-3-62 ジャルダンデグリシーヌ3F	048-480-1181	048-480-1182
L I T Aステップ ひばりヶ丘	埼玉県新座市栗原6-2-6 第7ヤスノビル1F	042-439-8126	—
ばなな	新座市道場2-18-13	048-475-9775	048-475-9366
こすもす	新座市片山3-5-28	048-424-2290	048-424-2292
RePort 東北桜教室	新座市東北2-6-5 第一ホワイトビル2階	048-400-2084	048-400-2085
B a S e新座教室	新座市大和田1-3-22	048-211-1801	048-211-1801
よつみキャンパス	新座市畑中1-14-23	048-201-1315	—
ブロッサムジュニア新座栗原教室	新座市栗原5-3-1	042-439-9776	042-439-9775
L E I F新座	新座市東北2-29-11	048-424-5840	048-424-5841
はるかぜスクール 新座校	新座市栄5-9-13	048-278-7285	048-278-7285

放課後デイ Granny 新座	新座市野火止 5-27-16	048-423-3885	—
ウィズ・ユー新座畑中 空	新座市畑中 3-1-2	048-203-6970	048-203-6970
こぱんはうすさくら新座駅前教室	新座市野火止 5-2-13	048-260-6163	08-611-7153
さいふく	新座市馬場 3-2-13	048-481-2181	048-479-1809

■保育所等訪問支援

事業所名	所在地	電話	FAX
アシタエール	新座市堀ノ内 2-3-47	048-485-9783	048-485-9784
どれみ	新座市大和田 1-22-38	048-483-4647	048-483-4648
元気キッズPSC STATION2	新座市池田 4-8-37	048-424-5815	048-424-5816
キッズビー キャンパス	新座市新座 2-8-14 オフィス山本1階	048-424-8058	048-424-8059
いちご	新座市池田 3-6-20	048-423-9991	048-423-9805
RePort 新座教室	新座市野火止 5-2-12 コンフォートMVI2階	048-423-7435	050-1227-8449
LITALICOジュニア 新座教室	新座市野火止 5-3-62 ジャルダンデグリシーヌ3F	048-480-1180	048-480-1182
ぱすてる 新座教室	新座市大和田 1-12-6	048-487-7722	048-487-8030
元気キッズPSC STATION3	新座市栗原 5-7-25 3階	042-439-3128	042-439-3129

■共同生活援助事業所

事業所名	所在地	電話	FAX
北斗寮	新座市北野 2-14-18	048-481-2958	048-481-2958
にいざの智	新座市池田 3-7-16	048-483-8844	048-483-8845
かいとホーム1	新座市畑中 2-8-4	048-485-8769	048-485-8869
かいとホーム2	新座市池田 3-4-18		
かいとホーム3	新座市池田 3-4-20-1		
かいとホーム4	新座市野寺 3-13-3		
かいとホーム5	新座市石神 2-1-2		
かなで	新座市堀ノ内 1-3-10	048-480-4800	048-480-4801
もみじ寮	新座市新座 2-1-20 むさしの102・202	090-6110-6966	048-477-3128
ソーシャルインクルーホーム新座野寺	新座市野寺 1-3-18	048-424-7208	048-424-7202
ソーシャルインクルーホーム新座野火止	新座市野火止 8-15-17	048-458-3721	048-458-3725
クリード新座	新座市菅沢 2-6-15	048-423-6130	048-423-6133
ピクニック新座クリハ568	新座市栗原 5-6-8	090-1395-1319	—
ピクニック新座クリハ113	新座市栗原 1-13-17	090-1395-1319	—
ピクニック新座イシガ316	新座市石神 3-16-35	090-1395-1319	—
Serene (セリーン)	新座市石神 3-16-35 ET石神109	080-7295-5122	—
にじいろ新座栄	新座市栄 3-5-34	048-211-8046	048-260-6162

キートス・コティ新座石神	新座市石神５－６－２０	042-420-4155	049-293-6852
グループホームリヴ石神	新座市石神５－１－３１	070-8452-5679	－
グループホームリヴ野火止	新座市野火止１－１２－１２	070-8452-5679	－
グループホームリヴ野火止Ⅱ	新座市野火止１－７－２６	070-8452-5679	－
グループホームリヴ新堀	新座市新堀１－１５－３	070-8452-5679	－
にじいろ新座わかば	新座市栄３－４－６	042-945-1717	042-945-1717
Har Bee Base 新座	新座市菅沢２－３－９	090-2483-7556	03-5383-1658
クレスタ新座	新座市あたご３－１２－３４	048-423-3958	048-423-3959
ひだまり新座西堀	新座市西堀２－８－４４	042-458-1762	042-458-1762
アトラクションホーム新座野寺	新座市野寺２－６－１６	048-458-3471	048-458-3472
きんせい	新座市大和田１－２５－４２	090-8562-7545	－
やまと	新座市大和田４－１４－５	090-5755-1849	－
カメラアホーム	新座市野寺３－１０－３１	048-423-5315	048-423-5316
イノベル新座A	新座市新座２－９－２０	048-423-7768	048-423-7769
マイトリー	新座市石神３－１５－２９	080-3434-1102	048-782-4568

■短期入所事業所

事業所名	所在地	電話	F A X
にいざの智	新座市池田３－７－１６	048-483-8844	048-483-8845
かなで	新座市堀ノ内１－３－１０	048-480-4800	048-480-4801
ソーシャルインクルーホーム 新座野寺	新座市野寺１－３－１８	048-424-7208	048-424-7202
ソーシャルインクルーホーム 新座野火止	新座市野火止８－１５－１７	048-458-3721	048-458-3725
クリード新座	新座市菅沢２－６－１５	048-423-6130	048-423-6133
もみじ寮	新座市新座２－１－２０ むさしの１０２・２０２	090-6110-6966	048-477-3128
イノベル新座A	新座市新座２－９－２０	048-423-7768	048-423-7769
クレスタ新座	新座市あたご３－１２－３４	048-423-3958	048-423-3959
アトラクションホーム新座野寺	新座市野寺２－６－１６	048-458-3471	048-458-3472

■地域活動支援センター

事業所名	所在地	電話	F A X
新座市障がい者福祉センター	新座市新塚１－４－５	048-481-2910	048-481-3303
障害者地域活動センターふらっと	新座市大和田４－１３－１７	048-479-3799	048-479-3799
福祉工房楓（かえで）	新座市大和田４－１６－４０	048-482-5636	048-482-5636
にいざ生活支援センター	新座市野火止２－７－１２	048-478-9734 048-480-5153	048-478-9734 048-480-5153

7 基幹相談支援センター一覧

事業所名	所在地	電話	F A X
新座市基幹相談支援センター にいざ生活支援センター	新座市野火止2-7-12	048-480-5153	048-480-5153
新座市基幹相談支援センター えん	新座市石神2-1-32	048-456-6051	048-423-4750

8 指定特定相談支援事業者・指定障がい児相談支援事業者一覧

事業所名	所在地	(上段) 電話 (下段) F A X	主たる対象者
にいざ生活支援センター相談支援室	新座市野火止2-7-12	048-480-5153 048-480-5153	精神障がい者
相談支援事業所ぽけっと	新座市道場1-13-50	048-456-8010 048-483-5061	知的障がい者 障がい児
特定相談支援事業所アイズ	新座市堀ノ内3-2-41	048-481-3220 048-481-3220	知的障がい者 障がい児
相談支援あい	新座市大和田5-17-25	048-482-1076 048-482-1146	身体障がい者 知的障がい者 障がい児
福祉工房楓相談支援室	新座市大和田4-16-40	048-482-5636 048-482-5636	精神障がい者
福祉工房さわらび相談支援室	新座市堀ノ内3-4-11	048-482-5155 048-482-5155	精神障がい者
ケアプランえん	新座市石神2-1-32	048-456-6051 048-423-4750	指定なし
社会福祉法人新座市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	新座市野火止1-9-63 新座市役所第三庁舎内	048-480-5766 048-481-3488	指定なし
ケアプラザ彩ふく 相談支援事業所	新座市堀ノ内3-7-31	048-481-2286 048-481-2459	指定なし
特定相談支援事業所スピカ	新座市片山1-3-8	048-478-0207 048-478-0207	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
かくの木介護支援事業所	新座市新堀1-13-6 谷野ビル202	042-496-1070 042-496-1071	身体障がい者
相談支援元気キッズNCS新座	新座市池田4-8-37	048-424-2638 048-424-2639	指定なし
相談支援事業所ボタン	新座市大和田4-13-10	048-456-8868 048-483-5012	知的障がい者 障がい児
ピクニックDash	新座市栗原5-6-8 クレハ568-202号室	070-1415-4373 -	精神障がい者
いちえ相談支援事業所	新座市池田3-6-20	048-423-9581 048-423-9805	障がい児
相談支援事業所コス・キャンパス	新座市新堀1-6-5	042-420-7456 042-420-7458	指定なし
新座市児童発達支援センター	新座市堀ノ内2-3-47	048-485-8816 048-485-9784	障がい児

9 身体障がい者障がい程度等級表

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	肢体不自由				
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
								上肢機能	移動機能
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能がより坐るなどの機能に欠けるもの	不随意運動・失調等による日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等による歩行が不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の著しい障がい 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能がより立位を保持することが困難なもの	不随意運動・失調等による日常生活動作が制限されるもの	不随意運動・失調等による歩行が制限されるもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの					2 体幹の機能がより立ち上がるのが困難なもの			
	4 一上肢の機能を全廃したもの								
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大音量を聴き取れないもの）	平衡機能で著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおよび指を欠くもの	1 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能がより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等による日常生活動作が制限されるもの	不随意運動・失調等による家庭内活動が制限されるもの
	2 両上肢のおよび指を欠くもの				2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの				
	3 一上肢の著しい障害				3 一下肢の機能を全廃したもの				
	4 一上肢のすべての指を欠くもの								
	5 一上肢のすべての指を全廃したもの								

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	肢体不自由				
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
								上肢機能	移動機能
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの (3級の2に該当するものを除く。)	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの)		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	1 両上肢のおやぐの指を欠くもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの		不随意運動・失調による機能障がい等日常生活に制限されるもの	不随意運動・失調による機能障がい等日常生活に制限されるもの
	2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの				2 両上肢のおやぐの指を全廃したもの	2 両下肢のすべての指を全廃したもの			
	3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの			3 一上肢の肩関節、肘関節、又は腕関節のうち、一関節の機能を全廃したもの	3 一下肢を2分の1以上で欠くもの			
					4 一上肢のおやぐの指とさし指を欠くもの	4 一下肢の機能の著しい障がい			
					5 一上肢のおやぐの指とさし指を全廃したもの	5 一下肢の股関節又は膝関節を全廃したもの			
					6 おやぐの指とさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの			
					7 おやぐの指とさし指を含めて一上肢の三指を全廃したもの				
					8 おやぐの指とさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい				

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	肢体不自由				
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
								上肢機能	移動機能
5級	1 視力の良い方の視力が0.2かつ他の方の視力が0.02以下のもの		平衡機能障がい		1 両上肢のおや機能の著しい障がい	1 一下関節又は膝関節の著しい障がい	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動等上肢に常動のもの	不随意運動等社会生活の
	2 両眼視野の2分の1以上が欠けているもの				2 一上肢の肩関節又は肘関節のうち、一の機能の著しい障がい	2 一下肢の足関節を全廃したもの			
	3 両眼中心視野角度が56度以下のもの				3 一上肢のおや機能を欠くもの	3 一下肢が健側と比べて5センチメートル以上又は長さの1分の1以上の短さのもの			
	4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの				4 一上肢のおや機能を全廃したもの				
	5 両眼中心視認40点以下のもの				5 一上肢のおや及び手の機能の著しい障がい				
	6 おや及び手の機能の著しい障がい								
6級	視力の良い方の視力が0.3以上0.6以下かつ他の方の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解しないもの）			1 一上肢のおや機能の著しい障がい	1 一下肢をリス関節以上で欠くもの		不随意運動等上肢の劣るもの	不随意運動等移動の劣るもの
	2 一側の聴力レベルが90デシベル以上、他側の聴力レベルが50デシベル以上のもの	2 ひとを二指で握る機能の著しい障がい			2 一下肢の足関節の著しい障がい				
		3 ひとを二指で握る機能の著しい障がい							

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	肢体不自由				
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
								上肢機能	移動機能
7級					1 一上肢の機能の軽度の障がい	1 両下のすべての指の著しい障がい		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
					2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい	2 一下肢の機能の軽度の障がい			
					3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい	3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい			
					4 ひとさし指を含め二指の機能の著しい障がい	4 一下肢のすべての指を欠くもの			
					5 一上肢のなかすり指、中指及び小指を欠くもの	5 一下肢のすべての指を全廃したもの			
					6 一上肢のなかすり指、中指及び小指の機能を全廃したもの	6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は長側の20分の1以上の短いもの			

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がい						
	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
1 級	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4 級	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

※ これらの障がいについては、5 級以下の認定はありません。

【備考】

- 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1 級うえの級とする。ただし、二つの重複する障がいがある場合に指定されているものは、該当等級とする。
- 肢体不自由においては、7 級に該当する障がいがある場合は、6 級とする。
- 異なる等級について 2 以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。
- 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端まで測定したものをいう。
- **網掛け部分**は身体障がい者運賃割引規則（鉄道運賃割引）による第一種身体障がい者の範囲を示す。

10 各種手続機関地図

■朝霞保健所

[所在地]

〒351-0016

朝霞市青葉台1-10-5

電話 048-461-0468

FAX 048-461-0133

↓地図検索はこちら↓



■朝霞県税事務所

[所在地]

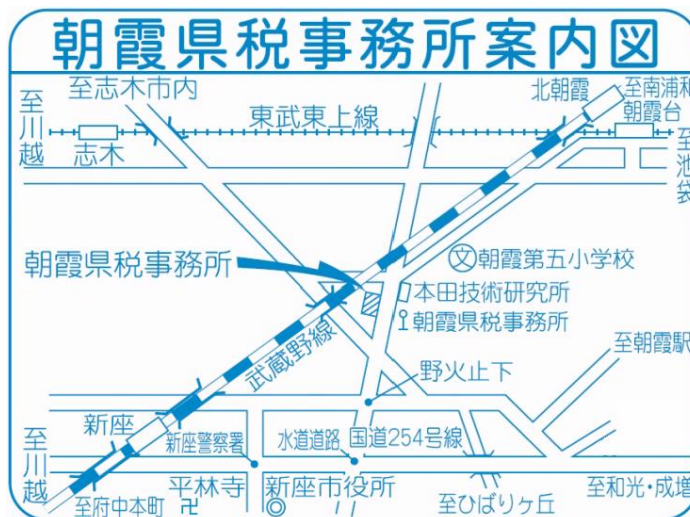
〒351-0025

朝霞市三原1-3-1

電話 048-463-1671

FAX 048-463-1675

↓地図検索はこちら↓



■埼玉県自動車税事務所 所沢支所

[所在地]

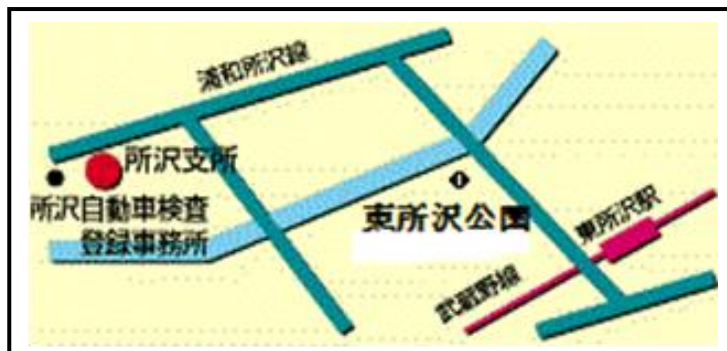
〒359-0026

所沢市牛沼690-1

電話 04-2998-1321

FAX 04-2991-1009

↓地図検索はこちら↓



■ハローワーク朝霞

[所在地]

〒351-0011

朝霞市本町1-1-37

電話 048-463-2233

FAX 048-464-3012

↓地図検索はこちら↓



■（日本年金機構）川越年金事務所

[所在地]

〒350-1196

川越市脇田本町8-1

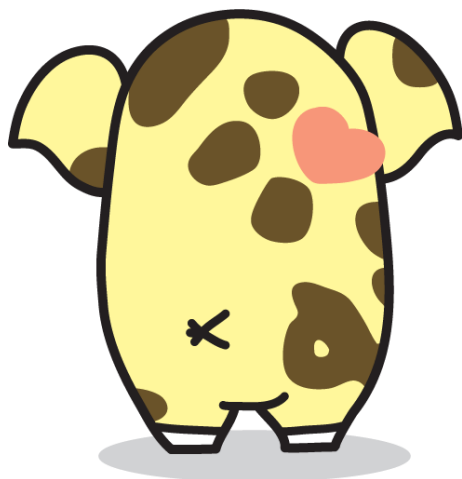
U PLACE 5階

電話 049-242-2657

FAX 049-245-8919

↓地図検索はこちら↓





新座市役所 総合福祉部 障がい者福祉課

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号（新座市役所本庁舎1階）

【電話番号】

給付係	048-424-8180
障がい者支援第1・2係	048-477-6891
調査認定係	048-424-2730
手話通訳者派遣センター	048-477-6891
障がい者就労支援センター	048-477-1552

【FAX番号】

全係・センター共通	048-482-7725
-----------	--------------

令和7年6月改訂

WEBで公開

